

廣義の意味に於て) がなくては殆んど例祭としての意義を爲さないで、事實上濫りに變更する事ができなくなつて居る。

〔附言〕 因みに、例祭は各神社一年一回を通過とすることは、右の神社局長通牒にも言及して居るが、著明な例外としては、別格官幣社靖國神社の如きは、春秋二季に例祭がある。諸社にも之れに似た例は絶無でない

第四節 祭日の變更

以上によつて祭祀の期日は原則として變更し得ざる事がわかつたが、別の規定に依れば、執行時間をも無理由に變更し得ない事になつて居る。之れは祭日の變更と關係のある事だが、官幣社以下神社神職奉務規則(大正二年内務省訓令第九號) 第三條に「祭典ハ成規ニ據リ之ヲ行ヒ、非常ノ事故アル場合ノ外濫ニ其ノ次第ヲ變更シ、又ハ其ノ時間ヲ伸縮スベカラズ」とあつて、祭日も或る場合では變更し得る事を示唆し、且つ一方に於ては、祭典の時間的成規をも苟くもせざるやう命じてある。

而して祭日變更の理由たり得る「非常の事故」とは、常識に依つて裁量するより仕方がないが、假令ば、天災地變や國家的事變であるとか、重大なる交通事故によつて祭事關係者が参集し得ないとか、奉仕神職に故障があつて代理者たるべき者も居らぬとか、さうした場合である。「其ノ次第ヲ變更シ」とあるから、式次第の變更であつて祭日は含まぬといふ見解もありさうだが、祭日も次第の一部である事はこの文理上當然である。

先年、新年祭執行時期に當つて衆議院の解散があり、續いて總選舉があつたが、爲めに新年祭執行を甚だしく遷延せしめて物議を醸した地方がある。また神職が、祭典執行の時間を豫め申達してあつたとは云へ、忠實に成規を遵守したが爲めに、供進使の参向が祭典執行後となつて問題を起した事もある。何れも事前に、或は實情に當面して、常識的善處方を誤つた事例であつて、共に法の精神を履き違へたものといふべきである。

第四章 祭祀執行者及び關係者

第一節 神官神職及び雇員

さて愈々祭祀の執行になつて、神社の祭祀を執行する主體が神職である事は餘りに明瞭であるし、隨つて神社祭祀の執行者が神職に限ることもまた極めて明瞭である。そして、神宮に於る神官及び一般神社に於る神職が、夫々官制又は職制の定むる處に依つて任命され、各々其の資格によつて職務を執行する事もまた論ずるを俟たないが、併し祭祀執行に當つては、事實上、神官神職といふ法定職員だけで執行し得ない事もまた明らかである。

一例をいへば、神社祭式には奏樂を要する事を屢々規定してあるが、奏樂手即ち伶人は、通例、神職ではなからず、而も伶人には服装上の慣例があるだけで、資格の認定も服務規定も無い。けれども祭典によつては必要缺くべからざる参加要件になつて居る。また謂ゆる後取に従事する者も、必ずしも神職資格を具備して居るとは

限らないが、祭典執行に際しては之れなくしては完全を期し得ない。これらは神官神職の如く法定職員でなくとも祭祀に参加する著例である。此の場合、神職が其の職務を遂行するための必要に応じて雇用する援助者と認むべきであらう。

故に祭祀執行の主體を神職とする時は、客體たる援助者もまた一部を負擔する事になる。但し祭祀執行者でなくて關係者である。素より法定職員では有り得ない。

第二節 幣帛供進使

特別の定例として、神宮及び官幣大社の敷社（別出勅祭社）と更に別格官幣社靖國神社とは、幣帛供進のために、勅使参向の儀があるが之れは姑らくおいて、一般神社には、別に章を設けて説くやうに、特定の祭祀に、幣帛供進使の参向を要件とするから、其の祭祀に限つて供進使は祭祀構成上の人的條件である。依つて供進使は祭祀に参加する重要な法定職員の一となるのである。

第三節 供進使随員

供進使随員そのものについては別に改めて記すが、随員は供進使に随つて其の指揮を受け、祝詞を附する等供進使の任務を完からしむるために必要な職務執行者の一人である。また明らかに祭員役名の一でもあるから供進使と共に或は供進使に準じて、祭祀に参加する法定職員である。但し其の意義が極めて從屬的であるのは

さふ迄もなき。

第四節 鎮座地の官公吏亦是名譽職等

神社の祭典に當つては、神社所在地の官公吏又は名譽職などの参列並びに拜禮が屢々行はれる。通例の参列並びに拜禮ならば、神職の許す限りで別に問題でなく、多々益々よろしい次第であるが、時に祭祀に關與するかの如き事情におかれる事があり、随つて拜禮順序や玉串奉奠などに至るまで、ともすれば物議の種を蒔く事がある。併しこれらの官公吏又は名譽職が法定の祭祀關與者でない事は明らかであり、参列並びに拜禮（詳しくは第六節参照）以外に何等の法規上の明文もないから、假令事實上参加し盡力してゐるとしても、神職の指示に依る参列並びに拜禮以上に出で得ないものである。

第五節 氏子崇敬者總代其他

右の意味に於ては、氏子崇敬者總代や地元有志なども同じであり、一般氏子崇敬者もまた同じである。氏子崇敬者總代は神社の維持、經營、管理に對しては神職を輔佐し其の事務遂行を援助（別編参照）する法規上の責任を負ふものであるが、祭典に關する限り、一般氏子崇敬者と何等撰ぶところがない。更に従來は、参列及び拜禮さへも、公には認められてゐなかつた。之れは官公吏や名譽職などにしても皆同じであつて、大正三

「祭典儀式ニ際シ、成ルベク多數ノ氏子崇敬者等ヲ参拜セシムルコトニ意ヲ用フルコトハ、抑亦彼等ヲシテ祭祀ノ山テ來ル所ヲ知り、益々敬神ノ念ヲ厚クセシムル所以ノ途ナリ」

と神職を訓へ、極めてお情け的に「参拜」を勸奨してあつた位である。参列と拜禮と参拜が違ふ事は冗説を要しまいと思ふが、遂最近までは、祭祀關係者以外は参列も拜禮も公に許されてゐなかつたのである。神社祭祀に國民の参列及び拜禮を公認してゐなかつたとは、嘘のやうな話だが事實であつた。識者から此の不備缺陷が屢々指摘され、久しきに亘つて痛恨事とされてゐたのである。

第六節 一般國民の参列及び拜禮

然るに此の痛恨事が最近剪除されて、茲に明らかに劃期的な一根據が與へられるに至つた。それは、昭和十三年四月十二日、内務省令第十五號（大正十三年三月、内務省令第四號、官國幣社以下神社祭祀中、遷座祭を主として改正）の中で

一、祭祀ニ参列ヲ許サレタル者ハ神職ニ次デ拜禮スルコトヲ得

といふ一項を明文化し、且つ同日付地方長官宛の神社局長通牒の中で「官國幣社以下神社ノ一般祭祀ニ際シ關係者ノ参列並ニ拜禮ヲ認ムルコト相成リタル儀ニ有之候條、該祭祀ノ執行ニ付テハ、左記事項御心得ノ上遺憾ナキヲ期セラレタシ」といひ、その左記事項中に

一、官國幣社以下神社ノ祭祀ニハ、成ルベク廣キ範圍ニ亘リ關係者ヲ参列セシメ、尙服裝ニ付テハ敬意ヲ失セ

ザル様留意セシメラレ度

と記し、内務省祭務官は之れを解釋して

「從來所謂勅祭祀の例祭等特に規定あるものを除き、何れの祭祀にも公に一般の参列を認むるものはなかつた。併し各地各社の祭典に於ては、氏子崇敬者等の参列する場合が寧ろ普通の實情にあつた。今回は祭祀の意義に鑑み、廣く關係者の参列並に拜禮を認むる事となつたのである。即ち今後、官國幣社以下神社のあらゆる祭祀（勅祭の場合別）に當つては、氏子總代崇敬者その他参列を許された者は、神職に次いで拜禮する事が出来る旨公に規定せられたのである。この場合の拜禮に、玉串奉奠を伴ふか否かは、各神社の實情に適するやうにするがよいと思ふ。この参列は、なるべく廣き範圍に亘り數多く之れを認むべき趣旨であるから、之に基いて、關係官公吏氏子總代等は申す迄もなく、崇敬者一般に亘り多數参列せしめ、以て祭祀の意義を明かにし、神徳を發揚するに努むべきである。参列者の服裝に就ては何等明記してはないが、敬意を失せざる様注意するは勿論である」

と云つてゐる。神社祭祀執行の意義の上における劃期的改正であるとは云へ、僅かに公けの参列及び拜禮が許された丈である。氏子崇敬者が修齋の實踐にまで参入しなければ、意義において未しとする立前から云へばまだ前途は頗る遠遠である。

前述の如く、神社存立の最も重要な半面は、實に祭祀に參與する「法定資格」なき一般氏子崇敬者である。而も實體的には此の「法定資格」なき神の御子同胞の奉仕が、殆んど全部を擔持して居るのである。言、や

や極端ではあるが、氏子崇敬者の修齋實踐を除外しては、神社祭祀の意義を滅失すると云つても過言でない。制度の主旨と祭祀の尊嚴を逸脱しない限り、大いに改正の眼目を活用しなければならぬ。因みに、右省令の参列許可は當該神社の齋主たるべき神職の裁量に一任し、通牒中の服装は、謂ゆる社會通念に依る禮裝、假令ば、紋付羽織袴、モーニング、フロック等と解釋してよいであらう。

〔附言〕 明治初頭までは従來の例によつて一般の拜禮が行はれてゐたが、之れも默認の程度であつた。それは、明治六年七月五日の教部省達し

「神佛祭禮開扉等ノ節、兼テ信仰ノ者ハ夫々禮敬ヲ盡シ参拜可致答ノ處、従來ノ弊風ニ泥ミ、奇怪ノ打扮或ハ男女委粧ヲ易ヘ、候等ノ儀有之趣、醜態ヲ極メ、候ノミナラズ却テ神佛ヲ褻瀆シ以之外ノ儀ニ付、以來右様ノ儀無之、尊崇ノ本意ヲ體シ、候様可致事」

とある注意が物語つて居るやうに、處に依つては眼に餘る弊風があつたので、明治八年四月の神社祭式制定に際しては、これらの参列及び拜禮を、式次第の中から控除して終つたのであつた。爾後、今回の改正に至るまで一般の参列及び拜禮を公認せず、たまたま通牒や訓示で一般國民の参拜を奨励する事があつても、其の作法や舉措等には觸るゝ事なく、主として服装についてののみ注意を喚起して居る有様であつたのは、恐らく前轍を踏まむことを傳統的に警戒して居るのであらう。然るに今や一般國民の参列及び拜禮が公認されたのは、劃期的意義を持つものとして慶幸に堪へないところである。

神饌幣帛と其の供進

第五編 神饌幣帛と其の供進

第一章 神 饌

第一節 神饌の意義

神饌とは神祇に奉供する食饌の義、即ち神々の召し上りもの、總稱である。古訓に之れを「ミケ」といふのは御食の義、即ち食饌の美稱である。ケとは古語の食物のことで、食物の事を司ります保食神のケもまた此の義とされて居る。

神のみ前に奠むる召上りものであるから、すべて、姿態が整つてゐて、清らかに新らしく、精良にして鮮やかなものが撰りすぐられ、恰も、横山のごと置き足らはされなければならぬ。また其の調理や取扱ひが、嚴格に清浄でなければならぬのは改めて云ふ迄もあるまい。

而して此の神饌調理に、古來、熟饌（料理したもの）と生饌（生のまゝのもの）との區別があり、献備の方法や品目にも各神社に多くの古儀集積が行はれて居るが、さうした特殊例を除く一般神社の神饌は、今、概ね生饌を通則として居り、其の品目、奉數、献撤の順序まで制度の上で定められて居る。

すつと昔は、神饌の品類には全く制限が無かつたと云つてよい。人間の、食ひて活くべき物は悉く之れ神の

賜である。神の賜であると同時に、それは神々として自分の姿の一部に他ならぬ。いかなる物にもあれ、先づ神々のみ前に奠めて神の恩寵を報養し、然る後、悉く恩寵に浴せんとする神の子の至情の現はれが神饌であるから、食物は悉く之れ神饌奉供を第一義として考へられなければならぬ。たゞ、よきが上にもよき事を冀ふが故に、姿態をすぐり、品類を撰び、自然と概ねが定まつた迄である。

中世以後、神祇に獸肉を奉供する事が漸次減ない例となり、後世、之れを四足と云つて忌み避け、やがて極めて稀な例となつた（今でも古例として四足奉供の傳承はあるが、頗る特殊である）。甚だしきに至つては、四足のみならず魚鳥の類をも併せ獻し、之れを素饌といひ、其の御祭神を特に「精進神」といふなどの極端な例さへ生んだが、今では素饌の例は全く跡を絶つに至つた。すべて之れらの獸魚の類を忌む例は、彼の佛教の汚染による弊習である。

人間だけが好んで食べるのに、其の大本たる神々のみ前を憚るなど、神饌本来の趣旨に悖るも太だしいが、併し、例も久しきに亘れば自ら格を爲し、四足は今もなほ一般に忌まれて居る。平田篤胤翁は玉だすきに「皇國において、古く祭祀を御祭りせられし状を考ふるに、延喜式に載せられたる諸の祝詞をみても、大がいに知らるゝことなるが、海また山になり出る物、盡く供へて、懸上高知り懸腹満並べてなど申して、神の御心にかなふべく、美はしきもの、旨きものを、心の限り忌み清め仕へまつりても、なほ此の方の誠の至らずして神の心にかなはぬこともありて、神等の受け給はず、御怒りもあらんかと心を付て、漏れ落ちむ事をば見直し聞直し給へと、厚く心を盡して、彼の佛家にて、たゞうはへの飾りに、土や薬にて作りたる菓子に彩色して後

る向きに供進るといふが如き、虚飾輕薄はなき事なり。かれば古の眞の道を心かぐる人は、先祖に物を祭るにも、此の心ばえに心を盡して、先づよく火を清め、自らよく鹽味して、心ゆく旨き上にも旨くして祭るべきものぞ」

と云つて居るが、誠に尤もの次第である。餘談で恐入るが、曾つて東京の或る著明な官幣大社の神饌の一臺に、バナナを奉奠したのを、或る故實に通ずる官司が批評して、不可なりと云つて笑つた事がある。編者は其のとき直ちに、不可なりと批評する官司の態度を不可なりと云つて笑つた。御祭神の御事蹟、御威徳を拜しまつれば、躍進日本の國土に産す物は、皆悉に山のごとく參らせせてこそ、み心に叶ひ給ふであらうに、徒らに故實虫に取りつかれて、いつまでも奈良朝時代の風習を墨守して居るが如き、神饌に對する考へ方を誤まつて居るも甚だしい、といふのが編者の言ひ分であつた。

神々の見はるかします國土、神々のみ子の手による産物の擴がり、それは無限の進みである。神饌を考慮撰擇する上の要點であらねばならぬ。

第二節 祭祀と神饌

然らば其の神饌は祭祀構成の上で如何なる地位を占めて居るかといへば、之れは寧ろ絶對的な要素を爲して居ると云つてよい。元來、祭祀の要件を次第に押し詰めてゆくと、神饌と祝詞が最後に残る。併し、祝詞奏上の儀の無い祭祀は有り得るし、事實その例もあるが、神饌を奉供せぬ祭祀は無いと云つても過言であるまい。

一般家庭などの神祭る手振でも、祝詞を奏上する事は寧ろ珍らしいが、神饌だけは供するのである。此の點から考へても、祭祀における神饌の地位は、先づ絶對と云つて然るべきである。

生活の根本たる食饌が祭祀の第一要素を爲し、之れを根本基礎として儀式が派生し綜合されて居るといふことは、神と神を祭る者の關係を考へる上に、誠に興趣ある事柄と申さねばならぬ。

第三節 現行制度に於ける神饌

さて今度は神饌献撤の順序や品目等になるが、献撤の順序等は祭式の處で説いてあるから、こゝでは奉數や品目を一瞥するに止める。

第一項 神饌奉數並びに品目

○省令第四號（大正三年三月二十七日、内務省令第四號、官幣幣社以下神社祭式、以下同じ）の六、雜則に曰く

一、神饌奉數並び品目左ノ如シ

大 祭

官、國幣大社 十一臺以上	官、國幣中社 十臺以上	官、國幣小社 九臺以上
和稻、荒稻、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菜、鹽、水。		

但シ、小社、別格官幣社ニ在リテハ、野鳥水鳥ノ中一種ヲ省略スルコトヲ得

中 祭 七臺以上

和稻、荒稻、酒、餅、魚、鳥、海菜、野菜、菓、鹽、水
但、鳥へ省略スルコトヲ得

小 祭

和稻、荒稻、酒、魚、海菜、野菜、菓、鹽、水
定額ノ神饌及幣物ノ外其ノ地ノ産物等ヲ副ヘテ奉ルコトヲ得

なほ、府縣社以下神社の神饌については別に定めず、「官國幣社祭式ニ準ズ」となつて居る。因みに此處で、神饌に關係ある規則を掲げると次の如くである。

- 一、折敷又は三方等へ縁ノ綴目ナキ方ヲ神前ニ向ク（明治四十年六月二十九日、内務省告示第七十六號による以下同じ）
- 一、神饌ヲ案上ニ奉奠スルトキ、調理セザル魚鳥等、首尾アルモノヲ、正中若クハ右方ニ供スルニハ左頭トシ左方ニ供スルニハ右頭トス（同上）
- 一、献饌ノ順序ハ、（一）和稻、（二）酒、（三）餅、（四）海魚、（五）川魚、（六）野鳥、（七）水鳥、（八）海菜、（九）野菜、（十）菓、（十一）水トシ、撤饌ノトキハ最終ノ供饌ヨリス（同上）
- 一、神饌ノ臺數、奇數ナルトキハ先ヅ正中、次ニ左方、次ニ右方トシ、偶數ナルトキハ、先ヅ左方、次ニ右方

ノ順序ヲ以テ奉奠ス（同上）

更にまた、三方や折敷や高杯等の持ち方、捧げ方などまで一々規定してあるが、それらは本書の主題に直接關係がないから、後の因みを持つ事にする。

第二項 神饌品目の名義

和 稻・荒 稻（ニギシネ・アラシネ）

稻は食物の王座に居り、天神の授け給ふところとして、神民彌榮の根元を爲して居る。あらゆる神饌に稻のものを缺くことなく、實に神饌奉進上の第一位である。これを現制度では和稻と荒稻の二種としてある。

和 稻 和稻をニギシネともニゴシネとも訓む。ニギ又ニゴは荒また租に對する言葉で、やさしく、やはらかに、精製されたといふ程の意味である。シネはイネである。随つて、荒稻が、籾のまゝなのに對して、和稻は籾を去つたもの、稱で、もと、玄米を所様に稱えるのであるが、後世、精白米が用ひられるやうになつてから（昔は食用等はすべて玄米であつた）白米を和稻ともいふやうになつた。故に、今、和稻の妥當な解釋としては、玄米を精製したものといふ程の意味としてよからう。事實、和稻には通例精白米を充てゝゐる。

荒 稻 荒稻は前項ニギシネに對し、稻の素そのまゝの、粗いもの、即ち籾のまゝの米を云ひ、古く帯皮とも云つてゐた。後世、白米を和稻に充てるやうになつてから、玄米を以て荒稻といふ場合もあるが、昔は籾のまゝに限られてゐた。また一説に、稻の穂のまゝを用ふともあるが、それは懸稅の轉訛であらう。今、前項和稻の精白米なるに對して、通例、玄米を充てゝゐる。

飯 制度上の神饌品目には見えないが、御飯物の奉供も通例である。白飯もあり、赤飯もあり、小豆飯もあり、特に季節的には粟飯、粟飯などの古例を傳承して居る神社も尠くない。なほ昔は蒸したて飯を常としてゐて、今の炊き方による普通の飯は之れを「弱飯」と云つてゐた。後世、弱飯が常食となるに及んで、昔の常食を強飯といふやうになつた。俗にいふ「おこは」がそれであるから、神饌では「強飯」といふ。

酒 「サケ」

酒は神饌の中では米に亞ぐ最も重要なものである。俗諺に「お神酒召らぬ神はない」といふ。奉供すべく撰ばれたる酒を特に「神酒」といひ、今、音讀してシンシユといふのを通例とするが、古くは「ミワ」とも「ミキ」とも云つてゐた。ミワは酒を醸す瓶を古くミワと云つてゐた處から來たとも、酒の祖神とます官幣大社大神社のミワから來たともいふ。ミキは御酒の義、酒を古くは「キ」と云つてゐた。

古來、神饌用の御酒は神社境内に特に酒殿を設けて醸造した例が尠くない。畏くも大嘗祭に際しては、特に奉供のための御神酒を醸造してすゝめ參らせ、また、明治二十九年發布の酒造税法では、其の第三十六條に、「神社に於て、古例に依り、明治十三年以前より引續き酒類を醸造せる處は、一年の製造高一石以下の場合に限る無税とす」との、特例が設けられて居る程である。

- 一例として此の特例に依る官幣大社春日神社(奈良)の神酒醸造を示せば次の如くである。
- 一、濁酒仕込高六斗八升(所要原料、米三斗、麴一斗二升、水四斗二升)
- 一、醸造期、毎年一月二十日着手、三月十日に終る(前年十一月四日迄に所轄稅務所に届出づ)

餅 「モチ」

「もち」は餅米飯の義、餅米で作つた飯の意で、養にも造る。その姿が圓く満ち具はつて居るから、望の義ともいふ。明らかに米のものではあるが、古來、米、飯とわけて、常に神饌中の主要なる一臺を占めて居る。之れを世に、お鏡とも鏡餅ともいふのは、その形が鏡の如く丸いからであり、福を重ねるに寄せて大小二つを重ねるから、之れを一に「お重ね」ともいふ。備餅ともお備へともいふのは神前に供ふるからであり、おすはりといふのは据えて供ふるからである。奉供は一箇を忌み、必らず二箇重ねて供する。紅白に作るのは陰陽道から來た色彩的依用といふから、その紅と白との重ね方なども多く泥むに及ばない。寧ろ白餅一重ねを古儀とすべく、紅白の場合は、紅を上にするのが通例である。

海魚 「ウミウツ」

海に生り出づる魚類の中で第一の美味を持ち且つよき姿を持つて居るものは鯛である。故に、神饌の場合單に海魚と云へば鯛を指して居ると云つてよいが、なほ、海老や堅魚や鮭なども供され、或は蛤や榮螺や鮑などの貝類も供され、干魚では、するめ、堅魚節なども供される。章魚や生鳥賊や海鰻の類は下魚として忌む。なほ、海魚は腹を神前にするのを例とし、頭を上座にする。(次に詳記)

川魚 「カヘウツ」

河川に生り出づるもので海の鯛に匹敵するものは鯉である。鯉に亞いでは鮒であるから、神饌といへば先づ此の兩者を指すが、季節魚としては鮎など最も尊ばれる。鮎や鰻などを下魚として忌むことは海魚の場合と變

りない。なほまた頭を上座にして供することは海魚と變りはないが、海魚の、腹を神前にするに對して、川魚は背を神前にして供するのが例になつて居る。(次に詳記)

鱈乃廣物鱈乃狭物 これらの魚類を總稱して、祝詞に「海川の物は鱈の廣物鱈の狭物」など云つてゐる。ハタは今いふヒレの古言で、文字そのまゝでは、鱈の廣い魚や狭い魚となるが、これは文藻上の彩であつて、要するに、河海大小の魚類を案上に滿て足らはして參らせるの意である。

川背海腹 前掲の告示に「調理セザル魚鳥等首尾アルモノ」を供するには云々とあるが、これは常に頭を上座にすると思へばよい。また告示には記してないが、川魚は背を神前にし、海魚は腹を神前にして奉奠するの一般の習はしであるが、何うも確説がないやうである。川魚は背を美味とし、海魚は腹を美味とするが故に然りといふのが通義らしいけれども、必ずしもさうでない。一説に小笠原流の調理法から來た事かともいふが、宮中では總べて腹を神前に向けると承るし、伊勢神宮では、右方に奉奠するときは頭を左に、腹を己の方に向け、左方に奉奠するときは背を己の方に向けて盛ると言はれる。また、永年、宮中の御神事に奉仕した事のある或る學者は、背を向くとはソムクといふ語である、調理のときは兎も角として、神前で左様な非禮をする事は絶対に避けねばならぬとして、常に必らず腹を向くべき事を主張して居られる。また神社儀式に精しい或る人は、それは恐らく地方的習慣が基礎を爲したものであらうから、そんな習慣のある地方の人は夫れに従つてよろしい程度の説を立て、居られる。斯く見て來ると、謂ゆる「川背海腹」も強いて泥むに及ばなくなる。たゞ、習はしとか故實とかいふものは、屢々論理的理由を超越して、一種の不文律となつて居るもので

あるから、こゝでは單に、一般にさうした習はしになつて居るとだけ申して置く。

野鳥 (フノトリ)

野鳥の中で最も美味であり且つ姿もよいのは、雉と山鳥であるから、普通この鳥が撰ばれるが、また鳩なども奉奠される。併しこれらの鳥は一定期間の狩獵が禁止されて居るので、止むを得ない場合は、類を以て野鳥に代用する事もある。

水鳥 (ミヅトリ)

右と同じ意味に於て、雁、鴨の類を最善として居るが、之れは野鳥よりも更に入手し難い事情があるので、止むなく家鴨を充てたりする。

海菜 (ウミナ)

海菜とは謂ゆる海藻類の事で、こゝでは、和布、あらめ、昆布の如きを最とする。祝詞に「奥津藻菜邊津藻菜」とあるのは、それらの、沖にできる海藻や濱邊にできる海藻など、といふ程の意味である。

野菜 (ヌナ)

野菜は音讀して野菜と云つた方がわかりよい。大根、蕪、人参、牛蒡などを精撰して參らせるが、祝詞に「大野の原に生ふる物は甘菜辛菜」とあるやうに、必ずしも人の耕作した物に限らぬ。色々の野菜類を取り調へてといふ意味である。

甘菜辛菜 文字そのまゝでは、甘菜は甘い菜、即ち人参や蕪などを指し、辛菜は山葵や辛子菜などを指す

事になるが、之れも種々の野菜を總稱する言葉の文彩である。

昔は今いふ副食物を單に「菜」と云つた。今の「菜」は、副食物中の最も主要な物として總名を負うたものらしい。魚類を古くは、イワともウヲとも云つたが、酒をたしなむ場合に最も適はしい處から、之れを「サカナ」といふやうになつた。サカナは酒の「な」である。酒副食である。神饌でも今ではサカナの方が野菜よりも上位に居るが、副食物の原意を考ふる上に興味ある語原である。

菓 (クダモノ)

菓には山野に自然に成熟する物と、人の手によつて作られる物との別があるが、通例林檎、柿、栗、蜜柑、柚子、梨子、橘子など最も賞美される。但し、前述の如く、日本の國土と神の子の手が伸び擴がるに俾れて、生り出る物が次第に多きを加ふるので、近來はバナナやパイナップルやメロンなど誰も異とする者がなく、供饌の範圍は大いに擴まつた。

菓子 菓と菓子は全く其の質を異にするが、食品の地位からいへば大體同じものに扱はれるので、謂ゆる菓子も大てい供饌される。菓を俗に水菓子といふのも、菓子と同位地に扱はれる語として面白い。但し團子の類は佛臭いと云つて忌まれて居る。

鹽・水 (シホ・ミヅ)

鹽は海産の物を本義とし、水は清く澄んだものを、更に濾して供するのが本義とされる。但し近來の謂ゆる淨水なら必ずしも古義は追はない。一に「鹽水」と通稱されてをる。

神饌献撤の順序から見ると、鹽水は神饌の上での地位を軽くして居るかに思はれるが、品目の性質からいへば米のものに亞ぐ重要な物である。世に「米鹽」なる言葉もあるやうに、神饌でも次第に品種を少なく詰めてゆくと米と鹽と水の三種になる。如何なる場合でも此の三種を缺いては、神饌として成立せぬといふ程の最少限度である。同時に人間生活の最少限度の要素でもある。

第二章 幣 帛

第一節 幣帛の意義

幣帛とは、神饌を除く神前奉獻のもの悉くの稱である。一にまた幣物ともいひ、それらの二字を、ミテグラともキヤジリとも訓む。ミテグラは、案上に充て足らはする處から充座の意とも、御手向座の約まりともいふ。キヤジリは禮物、また禮代、また禮幣の義で、神々の御恩徳に報り賽すの意である。極めて平俗に考へれば前章の神饌をお客に出す膳部の物とすれば、幣帛は其の變遷における引出物と云つた處である。

祝詞に、御幣、布刀御幣、豐幣、足御幣、大幣帛、宇豆乃幣帛、太御幣、伊都御幣、安幣幣などあるのはすべて幣帛の美稱である。謂ゆる千座の置座(座はミテグラのクラと同意)に満て置き足らはして奉獻するもの、總稱であるから、その種類には、布、帛、紙、金、玉、貨幣、兵器、農具の類から、鳥獸、魚貝、酒、米、野菜などの食饌まであつて殆んど制限が無いが、今、普通幣帛と云へば、ヌサ、ユフ、ニギテなど云つて、

多くは布帛をのみ指して居り、皇室、國家または地方團體の供進にしても、現品を以てする場合はさうした種類により、さなくは幣帛料として金幣を用ふるのが常例である。

金幣の場合は、金貨とか銀貨とかの硬貨を以てするのが本義ださうであるが、貨幣制度の變遷に促がされて、今では紙幣の方が寧ろ主たる用例を爲して居る。

第二節 幣帛と祭祀

然らば幣帛は祭祀成立の上で如何なる地位におかれて居るかと云へば、前にも一言したが、之れが奉獻を要する場合は素より缺く事の出来ない條件を爲して居るけれども、祭祀全體としては普遍的な要素をなしてゐない。即ち、幣帛を奉獻する事を要する祭祀では、其の重要なことと神饌と異なる處はないが、すべての祭祀に必要なほど絶対性がない。或る場合にのみ限られた相對的條件である。

現時の制度上から云つても、之れを奉獻する事を必要とするのは、祈年、新嘗、例祭、本殿遷座祭(今の處官國幣社のみ)といふ特に定めた大祭式の場合に限り、中祭以下には其の定めがない。

尤も、法規上に定めがなくても、中祭以下または制度以外の祭祀に幣帛を奉獻する神社が無いではなく、實際では必ずしも尠少な例ではないが、それは其の神社限りの式例である。

第三節 制度上の幣帛

現今、常例として金幣を以てする事は第一節で一言したが、此の、金幣を原則とする事は、宮内省の奉納についても推知し得られる。即ち、大正八年十月十五日、式部長官の通牒に依る「官幣社例祭並びニ官國幣社祈年新嘗兩祭神饌幣帛料ニ關スル件」の但し書に「但シ幣帛現品ヲ以テ奉納セントスルトキハ左ノ品目ニ據ル」として、次のやうな品目を擧げて居る。

官幣社例祭幣帛品目

官幣大社 一座ニ付	一、五色繩	各堂丈二尺
	一、絲	一 絢
	一、曝布	一 端
	一、木綿	二 斤
	一、麻	二 斤
官幣中社 一座ニ付	一、五色繩	各一丈
	一、曝布	一 端
	一、木綿	二 斤
	一、麻	二 斤

第二章 幣

幣

〔参考〕

五色繩(イツイロノアシギヌ)は、青、赤、黄、白、黒に彩なした布帛のことで、今、現品を以て奉獻する場合は、此の五色の繩が幣帛の主座を爲して居る。アシギヌは粗い絲で織つた帛の義であるが、實際では必ずしも粗めのものに限つて居らぬ。また其の彩も、神社祭式の場合では相當嚴重に遵守されて居るが、一般の幣帛では五色に整備せぬ場合も多い。一説に、幣帛に五色を以てするのは陰陽道の五行説から來た事で、國風の古儀でない。白一色の帛を奉獻するのが本義であるとの主張もあるが、神祇に五色の繩を奉獻する

官幣小社、別格官幣社 一座ニ付

- 一、五色繩 各八尺
- 一、曝布 一端
- 一、木綿 一斤
- 一、麻 一斤

官幣幣社 新年兩祭幣帛品目

官幣大社、國幣大社 一座ニ付

- 一、五色繩 各一丈二尺
- 一、木綿 三兩
- 一、麻 三兩

官幣中社、國幣中社 一座ニ付

- 一、五色繩 各一丈
- 一、木綿 三兩
- 一、麻 三兩

官幣小社、別格官幣社、國幣小社 一座ニ付

- 一、五色繩 各八尺

のは古く延喜式に見えて居る處であり、更に溯つては風土記などにも傳はつて居り、日本書紀、明天皇紀には、阿倍ノ比羅夫が五色の絲と布帛を以て銀夷ノ神を祭つた事が記されて居る位であるから、假りに陰陽道の影響があつたとしても、よほど上代からの手振りといはねばなるまい。

また、絲、曝布、木綿、麻などが現品々目に見ゆるが、これらの料は五色の繩に随伴するものと解してよからう。即ち、幣帛品目を見ればわかるやうに、現時、現品を以て奉獻する場合は、明らかに神衣の料物と思はれるからである。酒饗を奠め御衣を獻るのである。特に神衣奉獻の祭祀を行ふ神社は全國に其の例が多いが、神祇に御衣を奉ることは神代以來の風である。御衣の料物とすれば、五色に彩なして奉ることは、陰陽道の影響を別個にして當然といへるであらう。

- 一、木綿 三兩
- 一、麻 三兩

〔附記〕 寸法ハ曲尺、一絢ハ六十四匁、一斤ハ八十匁、一兩ハ五分

なほ、官幣幣社の本殿遷座祭にも幣帛神饗料供進の新たなる制規の出來た事は前に記した如くであるが、その量額は例祭と同様であるから改めて記す迄もあるまい。

さて、金幣の量額を先づ定めて、現品の方を但し書として居る事は、取りも直さず金幣を常例とし、現品奉納を以て特別な場合とする事の證左であり示唆である。

第一項 座と社

右の幣帛供進に關する定めの中に、一座または一社といふ言葉が出て居るから、こゝで一言しておく。元來、神社の祭神は、一神もありまた數神もあり、靖國神社の如く十幾萬神に及ぶ事もある。これらの場合何々神社の祭神は幾柱といふ。けだし、我が國では、古來、祭神の數を唱ふる場合には、柱を以て稱する習はしになつて居るからである。

而して一神社の祭神が數柱ある場合に、其の幾柱もの祭神が何れも其の神社の主神として對等に祀られて居る事もあり、また主神の緣故とか由緒など特殊の緣由で、主神に從屬する意味で祀られた場合もある。さうした場合、主神と對等同殿に祀られたのを相殿の神と云ひ、從屬の意味で祀られたのを配祀といふ。申さば、お客様が相殿であり、同居筋が配祀であるとも云へやう。

處で、それらの御祭神に對して、神饌幣帛料を供進するといふ實際上の問題に當面すると、量額から見ての單位が必要になつて来る。此の單位が「座」である。座とは神座の「座」で元來は御祭神を數ふる場合の柱と其の意を同じくするが、この語を幣帛供進の數量を示す單位に用ふるやうになつてから、座と柱とは漸く其の意が別れ、一座は必ずしも一柱を意味しなくなつた。二柱も三柱も併せて一座と申す事があり、一座一柱の事もあつて、定義的には申し難い實情にある。

第二項 供進の單位

假令ば、住吉神社三神の如き、或る神社では三座として供進され、或る神社では一座として供進されて居る。宗像神社三神もまた此の例であり、前記の靖國神社の如きは十數萬柱の御祭神が一座であり、臺灣神社では御祭神四柱が二座に、樺太神社では御祭神三柱が一座になつて居る。したがつて「座」とは、幣帛供進の數量を定むるために設けた目安、或ひは待遇上の事務的單位といふ程の意味となつて、これ以上の確實なる限界は申し難いのが實際である。

なほ話しが少し前後するやうであるが、相殿の神や配祀の神は、お客分とは申しても主神にまさぬ事は例かであるから、總じて式例が主神より一段下る事になつて居る。隨つて主神が官幣に預つても、配祀の神が官幣に預かる例は多く、寧ろそれが常例になつて居る。

次に「一社」の「社」が一神社の義であることは更めていふ迄もあるまい。神社全體が單位であるから之れは明瞭である。一は御祭神に對し奉り、一は其の神社全體に對し奉つて居るのである。

第三章 官幣と國幣

第一節 官幣と國幣の意義及び沿革

官幣社、國幣社、府縣町村社等の社格とは、神社に對する國家の待遇上の格式である事は既に述べたが、その待遇上の區別は、最も端的に神饌幣帛料に現はれて居るから、社格と幣饌料とは相關する一連の目安ともいふべきものである。

神社を本質的に見れば、社格によつて尊卑上下をわかつ事はできない。悉く國家の宗祀である。さらばとて全國十數萬の神社を、國家として一律一體に待遇するわけに行かない。よつて社格なる待遇上の格式を定めそれに應じて上下幾段かの敬禮を表現する、その敬禮表現の具體的一方法が、幣帛供進であり、料金出所の相違であり、量額の決定である。

而して此の公式待遇法ともいふべき幣帛供進制度の最も古い制定は延喜式である。延喜時代の神祇官の神名帳に登録された神社で、新年祭の官幣に預つた大小神社は全國で三千百三十二座あつた。これが謂ゆる式内社(延喜式内の官幣に預れる神社の謂ひ)であつて、それを以て官幣供進制度の原めとするのみならず、其の主旨は次々に繼承されて、實に現代にまで及んで居る。延暦儀式帳などで幾分の變遷を示したとは云ふものゝ、延喜式制度の基本は微動だもしてゐない。

現制度の社格は、明治四年五月、太政官布告無號を以て神社改革を仰せ出され、官社以下の定額等を定めたるに初まるが、此の制度に依れば、官幣社及國幣社を大中小の三階級に區別し、官幣社は神祇官が直接之れを祭り、國幣社は地方官をして祭らしめて居る。翌五年五月、湊川神社の社格を定むるに當つて、従來例の無かつた別格官幣社を創定して加列され、同時に官幣に預かる事になつた。

斯くて祭祀の管掌は、神祇官と地方官の二途に出るが如き觀を呈したが、全體の管轄は神祇官の司る處であつたから、之れを總じて「官社」と云つた。延喜時代でも、官幣とは神祇官から直接供進するもの、國幣とは國司の供進するものと、原則的にはつきり區別がついてゐたので、幣帛供進の上から云へば官幣社と國幣社とは少しも紛れがなかつた。明治四年改革の制度でも、右の如く官幣は神祇官、國幣は地方官といふ風に、大體に延喜の制度に準據してゐたので、兩者の區別は原則的に明らかであつた。

然るに、後、神祇官を改めて神祇省とし、明治五年には神祇省が教部省となり、越えて十年に教部省が廢されて内務省の社事務局となるに及んで、官國幣社はすべて内務省の管轄となり、したがつて一方では、明治七年官幣社の、祈年、新嘗、例祭の三祭と（近時本殿遷座祭にも）また國幣社の祈年新嘗の二祭には官内省から幣餼料を供進し、國幣社の例祭及び本殿遷座祭の二祭には國庫から幣餼料を供進するやうになつたので、遂に官幣社と國幣社とは、幣帛供進制度の上では明瞭な區別がつけられなくなつた。たゞ其の例祭と本殿遷座祭に對してのみ、官幣社は皇室から、國幣社は國庫から幣帛料を供進するので、辛く其の主旨名目を存して居るに過ぎない次第になつた。

而も臨時奉幣祭や昇列格奉告祭等には、其の幣餼料は、官國幣社を通じて悉く皇室の思召しによつて奉納あらせられるので、官幣社と國幣社との區別を定義づける事は頗る困難なわざと云はざるを得ない。

第二節 幣餼料金額

かくて先づ官國幣社に對する幣餼料金額を見れば次の如くである。

第一項 皇室の御奉納

皇室の御奉納については、大正八年八月十五日、式部長官通牒によつて定まり、翌九年から實施された。また昭和十三年四月十二日、官幣社本殿遷座祭にも御奉納の趣きが公表されたが、其の量額は一社を單位として例祭と同様の由に承る。即ち次の如くである。

官幣社例祭（本殿遷座祭は一社ニ付）神饌幣帛料金額

官幣大社 一座ニ付	金六拾圓	幣帛料	金參拾圓	神饌料
合計	金九拾圓			

官幣中社 一座ニ付	金五拾圓	幣帛料	金貳拾五圓	神饌料
-----------	------	-----	-------	-----

〔附言〕 大正八年十月十五日の式部長官通牒の一節に「御奉納の幣帛神饌料」とあるが洵に其の如く、官國幣社の幣餼料にして皇室から御奉納あらせらるゝのは、全く長き御思召しによることである。一ことに「幣餼料供進制度」といひ、恰も神社制度の一般的法

合計 金七拾五圓

官幣小社、別格官幣社 一座ニ付

金四拾圓 幣帛料 金貳拾圓 神饌料

合計 金六拾圓

官國幣社 新年兩祭神饌幣帛料金額

官幣大社、國幣大社 一社ニ付

金參拾圓 幣帛料 金貳拾圓 神饌料

合計 金五拾圓

官幣中社、國幣中社 一社ニ付

金貳拾五圓 幣帛料 金拾五圓 神饌料

合計 金四拾圓

官幣小社、別格官幣社、國幣小社 一社ニ付

規の如く申し習はして居るが、恐くも皇室の御奉納に關する限り、それは尊き御思召しに出る御式例である。制度と申すべく餘りに恐れ多い重儀である。

國庫から奉納する幣饌料や地方團體から奉納するそれは、明らかに制度上に定められて居る。決して單なる恩惠でも任意でもない。出發の意義は皇室の御奉納に神習つた誠敬の進りであるが、一度び定まつた上は任意でも自由でもない。定められた法規に準據する當然の行爲である。

然るに皇室の御奉納は全く尊い御思召しに出る御式例である。

こゝに、幣饌料奉納は、其の量額の如何よりも、出所を異にすることに、大いに意義の上に差違があるといへやう。

金拾八圓 幣帛料 金拾貳圓 神饌料
合計 金參拾圓

第二項 國庫の奉幣

國幣社の例祭に限り、其の幣饌料を國庫から奉納する事は前にも云つたが、昭和十三年四月十二日、内務省訓令第九號の改正で從來の不備を除くと共に、本殿遷座祭奉幣の新制度と併せて左の如く實施された。

國幣大社 一座ニ付

金六拾圓 幣帛料 金參拾圓 神饌料

國幣中社 一座ニ付

金五拾圓 幣帛料 金貳拾五圓 神饌料

國幣小社 一座ニ付

金四拾圓 幣帛料 金貳拾圓 神饌料

〔附言〕昭和十三年改正までの内務省訓令第十四號に依る國幣社例祭幣饌料は、その金額に於て年度の改正訓令と同じであつたが、單に、國幣大社九十圓、同中社七十五圓、同小社六十圓とのみ合計されてゐて、はたして夫れが、官幣社の例祭における幣饌料の如くに一座に對するものであるか、或ひは一社に對するものであるか不明であつた。實際では官幣社の例祭と同様に座數に應じて奉納さ

國幣社本殿遷座祭幣帛神饌料

國幣大社 一社ニ付

金六拾圓 幣帛料 金參拾圓 神饌料

國幣中社 一社ニ付

金五拾圓 幣帛料 金貳拾五圓 神饌料

國幣小社 一社ニ付

金四拾圓 幣帛料 金貳拾圓 神饌料

之によつて之を觀るに、すべて皇室の御奉納における官幣社の例に準じたものである事がわかる。

第三節 四祭奉幣の意義と標準

右の幣帛料奉納には「一座ニ付」といふのと「一社ニ付」といふのと、即ち官幣各社の例祭及び國幣各社の例祭に對しては一座を標準として奉納され、祈年、新嘗、遷座の三祭に對しては一社を標準として奉納されて居る。これは一寸したところのやうに見えるけれども、實は此處に周到なる用意が藏されて居る。

のである。

右の四祭は共に大祭を以て奉仕される祭祀中の重儀であるが、其の祭祀の主意を思ふに、例祭は各御祭神の神徳を讃仰し奉る個人的祭祀である。出来得べくんば御祭神の悉くに奉幣して、其の神靈を慰め奉ると同時に、神徳の個性を發揮宣揚しなければならぬ性質の祭祀である。併し御祭神悉くに奉幣する事は實際に於て不可能に近い。よつて比較的「個」を本旨とする「座」を標準として、各座毎に奉幣するのである。然るに他の三祭は、御祭神の個性に關係なく（或る程度までは考へ得るし、個性のない祭祀は意義を爲さぬとは云へるが）神社全體としての普遍的な公祭である。座數によつて祭祀の主意を異にするわけではない。よつて「一社」が其の標準となるのである。

第四章 地方團體の奉幣

第一節 府縣社以下神社に對する公的待遇

府縣社以下神社の社格については既に一度言及してあるが、相關連する幣帛料奉納を叙述するに先立つて、特に其の關係事項を要説しておかう。現制の官國幣社の社格が、明治四年五月の太政官布告で制定された事は前章で説いたが、そのとき同時に府縣社以下神社の社格も制定されたのである。總括的にいふと、當時、神社の社格を官社と諸社の二大別とし、

官社を官幣社と國幣社に別ち、其の各々を大中小の三等級にし、諸社を府縣社と郷社の二つに分けて之れを根本の等級とし、郷社に附屬するものを村社とした。

府縣社は其の崇敬が其の府縣全體に及ぶといふ程の意味、郷社は郷邑の氏神といふ程の意味であつたが、後屢々郷社の目安に對する疑義雜問題が起生するに至つて、當時の戸籍區一區（凡そ千戸）に郷社一社を撰定することを原則とし、さなくば一郷の最首として自然崇敬の歸する處といふ程の意味で列格せしめ、爾餘の神社は此の郷社に附屬せしめて之れを村社とした。此の標準に基いて明治六年再調査を行ひ、夫々社格を決定し、未だ其の標準に至らざる神社を、すべて無格社とした。

即ち、諸社（府縣社以下神社）の社格の標準は、府縣社は府縣全體に及ぶ崇敬神社、郷社は一郷最首の産土神、村社は郷社に次ぐ其の地方樞要の神社、無格社は社格ではない、社格を意味する稱呼ではない、公認神社の中で社格を有せぬ神社の義、要するに社格を有する神社と區別せんが爲めの神社の總稱である）之れに次ぐと制定されたものであるが、此の階級區別の標準は、當時でも尠なからざる無理を伴つてゐたし、實際に於ても甚だ明確でない。殊に其の後急速に變化を來した人口の移動や行政區劃の變更等で、殆んど初めの目安は失はれるに至つた。

神社の崇敬を單に區域や戸數だけで標準づける事の無理は、識者を俟つて後初めて知るべき問題ではないがさらばとて別々の確な妙案もない。却々むづかしい問題である。事實、其の崇敬が、府縣社で一郷にも及ばぬ神社があるかと思へば、無格社でゐて數府縣に及ぶ崇敬神社もある。府縣社で一戸の氏子も無い神社があるか

と思へば、郷社で十數萬の氏子を持つ神社もある。名稱を見ても、東京大阪の真中に村社があり、北海道に縣社があり、一郷に郷社が二社も三社もあるかと思へば、郷社のない郷もある。社格制度の不備、實情に遠ざかること誠に甚だしいと云はねばならぬ。

第二節 地方幣の意義

神社に對する待遇の標準たる社格制度が未だ確立せず、以上の如く實情に適して居らぬので、自然、其の實質的待遇も、近時や、改善された點があるとは云へ、相關連して不備のまゝである。

本來、すべての神社は國家の宗祀であるといふ本質に於て變りはない。隨つて其の祭祀は國家自身の公務に屬する事は上來繰返して説いた處であるが、さらばとて全國を通じて十幾萬の神社悉くに奉格する事は、經費を伴ふ實際問題として實行可能でない。そこで官國幣社とか府縣社以下神社とかいふ風に、待遇法に限定が設けられる事になるが、一に、官國幣社といひ府縣社以下神社といふと、神社そのものにまで遠い隔りがあるやうに聞える。一方は國民の介意を許さず、他方は國家が全く知らぬ顔をして居るかの如く誤解され易いが、事實は全く止むを得ない事情に妨げられて、したくともできないのである。一切の神社を悉く官幣社たらしめ國幣社たらしむるのが、本來の趣旨でもあり理想でもあることは、立法の精神や制度の沿革を見ても能くわかる處である。

そこで國家は、自ら手の届かない處を、その子供である地方自治團體の意志に訴へて祭祀に預からしめて居

るのである。府縣及び市町村の奉幣が即ち之れである。官國幣社の神祇幣帛料を概稱して「官幣」といふに對して、此の、地方團體の奉幣を假りに「地方幣」と云ふ事にしても不適當ではあるまい。

元來、府縣及び市町村は國內における一つの小國家である。謂ゆる自治團體として、自ら區域内の行政を行ふ政府延長の有力團體である。國家の意見を其のまゝ具現し、その團體の精神的中樞たる神社を崇敬し、其の祭祀に参加し、これが威徳宣揚に貢獻し、區域内の大御田族を率ゐて實踐修禱する事は、繰返し所述の如く、極めて當然の事である。規則の有無に拘らない當然事である。これは必ずしも公の團體に限らない、私的團體でも一家庭でも一個人でも同様である。

第三節 地方幣奉納の根基

かくて純理論的にいへば一切の神社に奉幣すべきであるが、神社に夫々社格の等差があり、各自治體にもまた其の負擔力に上下多寡の別がある。若し何等の定めをも設けず、各自治體の自由に委ねるとすれば、自然混雜を來し、秩序統制を缺き、却つて奉幣の主意にも勃る虞れがあるので、社格の高下に應じ、團體の大小を考へて、そこに一定の基準を設けたのが、地方幣奉納の根基を爲す勅令第九十六號である。

○府縣以下神社ノ神祇幣帛料供進ニ關スル件 (明治三十九年四月三十一日勅令第九十六號)

朕府縣以下神社ノ神祇幣帛料供進ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 府縣又ハ北海道地方費ハ府縣社郷社、市又ハ町村ハ村社ノ神祇幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

前項ニ依リ神祇幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス

第二條 前條神祇幣帛料ノ金額ハ内務大臣之ヲ定ム

第三條 市町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル村社ノ神祇幣帛料ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

本令ノ施行期日ハ内務大臣之ヲ定ム (明治三十九年六月、内務省令第十八號ヲ以テ同四十年一月一日ヨリ施行)

○町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル村社ノ神祇幣帛料ニ關スル件 (明治三十九年六月二十號)

明治三十九年四月 勅令第九十六號第三條ニ依リ町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル村社ノ神祇幣帛料ニ關スル件ヲ左ノ通定ム

北海道ニ於ケル村社ニハ町村一級町村制ニ依リ神祇幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

東京府伊豆七島小笠原島ニ於ケル村社ニハ従前ノ例ニ依リ神祇幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

神祇幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ道廳長官府縣知事之ヲ指定ス

神祇幣帛料ノ金額ハ大正九年八月内務省令第二十四號ヲ適用ス

第四節 地方幣供進の立法精神

右の勅令及び省令が地方幣供進の根據であるが、各條において最も注目しなければならぬ點が二つある。その一は勅令第一條の「供進スルコトヲ得」といふ定めであり、その二は「地方長官之ヲ指定ス」といふ定めである。

ある。後者については別に改めて説くはすである。

官國幣社の奉納については一點の疑義なき定めになつて居るが、府縣社以下神社に對しては、國家は、其の重要なる祭祀に、府縣又は市町村は「神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得」と規定してある。得るといふ言葉は極めて消極的であるのみならず、解釋の仕方によつては、供進しても爲ないでもよろしい、即ち當該府縣市町村の自由意志であると思はれ易い。否、事實その通りで、此の場合の「得」は各自治體の自由意志に委ねたものと解するほかないが、之れには此の「地方長官指定」といふ條件を伴はねばならぬので「なるべくさうあつてほしい」程度の意志が藏されて居り、場合によつて「スベン」とも解される積極的の意味がある。尤も「得」を「スベン」に改めよといふ主張が、既に久しきに亘つて行はれて居る事は事實であり、後に掲げべき氏子負擔金の問題と共に、まだ多くの考慮すべき餘地のある事も確かである。

奉幣は素より神社崇敬の一つの表現形式ではあるが、國家が各自治體に強要すべきものなるや否や、命令を以て義務を負荷せしむべき性質のものなるや否や、此の點にも確かに考慮すべき餘地がある。

むしろ強調したる義務とせず、親子相傳の内的要求を尊重し、その實踐修養の意志に任せてゐて、而も一方に敬神の行實を助長せしむる處にこそ、我が國體の淵源と、國家構成の獨自性と、國民固有の美風が現はれて居るのではないか、とも云へる。併し此の供進の性質については、由來、學問上に、行政上に、相當に議論のあるところである。

意義精神の問題は以上の如くであるとしても、そも／＼地方團體が幣帛料を供進するのは、國家の委任を受

けて施行しつゝありや否や、法規制定の精神からいへば半ば命令によるもの、尠くも國家の希望する處であるが、然らば國家事務の一部として遂行しなければならぬのか何うか、それとも、全然自己の自由意志による自治事務の一部として遂行するのか何うか、といふ疑問である。

それに対して、或る者は、府縣社以下神社の祭祀と雖も、其の意義本質に於ては、云ふ迄もなく國家の宗祀としての公の祭祀であるから、之れに對して地方團體が幣帛料を供進するのは、國家の意志によつて負荷された國家事務の一部である。即ち國家は祭祀に必要な費用の一部を地方團體に委任したものであるから、此の場合に於ける地方團體の「自由意志」なるものは、極めて大きい制限を受くべく、隨つて立法精神は之れを強制するも妨げないと解して居る。また或る者は、勅令の明文に「……供進スルコトヲ得」としてあるから、國家の希望ではあり得ても強制力の伴ふ事務ではない、之れは何處までも地方團體の自由意志に依る自治事務の一部であると解して居る。

法制上の文理解釋家は概ね後者の自由意志説を採つて居るが、國情としても實際上に運用されて居る處を以てしても、地方團體の自由意志で自發的に崇敬の誠を修養して居るとした方が、穩やかなやうに思ふ。

なほ幣帛料供進は明らかに經費を伴ふものであるから、會計上では「祭祀に必要な費用の一部」であつてもその性質は經費の負擔ではなくて報費である。經費の負擔は別に「供進金」なる定めがあるから、奉幣料と供進金とは嚴重に區別されねばならぬ。報費であるとするれば強制の意味に解する事は、神社祭祀の本旨から云つて賛成し難い。此の事は次の「地方長官指定」の實情と併せ考へて頗る興味を覺ゆるものである。

第五節 地方幣供進の範圍

右の勅令第一條に依れば、府縣郷村社の悉くに幣饌料を供進し得るか如くであるが、其の但書に依つて、明らかに「神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ベキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス」となつてゐて、地方團體から幣饌料の供進に預るべき神社の範圍は、地方長官の指定した村社及び府縣郷社に限定されて居る。謂ゆる指定村社が之れである。

然らば地方長官の指定する根據は如何といふに、その標準は次の如くである。

○神饌幣帛料ヲ供進スル神社指定ノ標準ニ關スル件 (明治三十九年六月二十八日)

明治三十九年四月 勅令第九十六號及明治三十九年六月内務省令第二十號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ、左ノ各號ノ一ニ該當シ、維持方法確立セルモノニ限ル儀ト心得ヘシ

第一項

- 一、延喜式内社、六國史所載社ノ創立年代、之ニ準スヘキ神社
- 二、勅祭社、准勅祭社
- 三、皇室ノ御崇敬アリシ神社 (行幸、御幸、行啓、奉幣祈願、社殿造營、神封、神領、神寶ノ寄進アリシ類)
- 四、武門、武將、國造、國司、藩主、領主ノ崇敬アリシ神社 (奉幣、祈願、社殿造營、社領等ノ寄進アリシ類)
- 五、祭神、當該地方ニ功績又ハ縁故アリシ神社

- 六、境内地百五十坪、本殿、拜殿、鳥居等完備シ、五十戸以上ノ氏子若ハ崇敬者ヲ有スル神社
但シ東京市、京都市、大阪市、所在ノ神社境内地ニ限り百坪マテ下スコトヲ得
- 七、前記各號ノ外特別由緒アル神社

第二項

前項第七號ニ依リ指定セムトキハ、社格、社名、所在地及事由ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

○建物ノ件ニ關スル通條 (大正三年十二月)

神饌幣帛料供進神社指定ニ付、建物ノ件ニ關シ、岩手縣知事ヨリ照會有之、右ニ對シ、明治三十九年六月本省訓第四九五號第一項第六號ヲ適用スル場合、社殿ニ付テハ、本殿、拜殿各別棟ノモノハ勿論ノ義ナルモ、亦同一建物ヲ以テ本殿拜殿ニ兼用セルモノニ對シテモ、同様指定シ差支無之、尤モ此ノ場合ハ村社ニ在リテハ少クトモ六坪以上、郷社縣社ニ在リテハ其ノ社格相當ノ建坪ヲ有シ、神社ノ社殿ヲ保持シ得ルモノタルヲ要スヘキ旨經同ノ上及回答候間左様御諒知相成度

以上が「地方長官指定」の標準であるが、此の「指定」は一見府縣知事が、たゞ其の權限を以て自由に指定したり或は敢て指定しなかつたりするやうに見えるけれども、職務の實情についていふと、全然例外なしと云つてもよい程に、當該神社 (したがつて當該市町村) から、指定方を願ひ出て居るのである。神社と關係市町村の希望が一致して「指定神社」たる事を願ひ出て居る實情は、他方において供進し奉る事を希望して居る事になる。法制上の文理解釋からは供進し得るといふ自由意志説であつても、實情は供進したいと云ふ希望に應

へて其の遺を開いた事になつて居る。こゝに、必ずしも強制してゐない事の、或は強制しなくともよい事の、興味ある事實があると思ふ。

随つて、理論的にいへば、地方長官の指定に對して、もし地方團體が幣饌料奉納を拒絶したなら何うなるか、幣饌料供進が地方團體の自由意志とすれば、たとへ地方長官が指定しようとも自治體は之れを拒否し得るではないか、などの議論も生じ得るし、強制力が無い限り此の場合如何とも仕方のない事になるが、運用の實情が以上の如くであるとすれば、奉幣拒否などの不祥事は祀愛に過ぎなくなるのである。理論的に危惧があつても實際上では何等の憂慮に値ひしなないといふ處に、斯の道の法規の美はしさがある。

此の實情から云つて、今度は、一度供進の指定を受けた場合は、關係市町村は必らず成規の幣饌料を奉納する實體的義務を生ずるのである。道義的には固より云迄ふもない當然事である。

第六節 地方幣の量額

かくて地方團體奉幣の量額については、前記勅令第九十六號の第二條によつて、内務大臣は之れを左の如く定めた。

○府縣社郷村社ニ供進スヘキ神饌幣帛料金額 (大正九年八月二十六日) 内務省令第二十四號

明治三十九年四月勅令第九十六號第二條ニ依り府縣社郷村社ニ供進スヘキ神饌幣帛料ノ金額ヲ左ノ通定ム

一、新年祭

府縣社一社ニ付	金拾六圓	金六圓	神饌料	金拾圓	幣帛料
郷社一社ニ付	金拾貳圓	金四圓	神饌料	金八圓	幣帛料
村社一社ニ付	金八圓	金貳圓	神饌料	金六圓	幣帛料

一、新嘗祭

府縣社一社ニ付	金拾六圓	金六圓	神饌料	金拾圓	幣帛料
郷社一社ニ付	金拾貳圓	金四圓	神饌料	金八圓	幣帛料
村社一社ニ付	金八圓	金貳圓	神饌料	金六圓	幣帛料

一、例祭

府縣社一社ニ付	金參拾圓	金拾圓	神饌料	金貳拾圓	幣帛料
郷社一社ニ付	金貳拾圓	金六圓	神饌料	金拾四圓	幣帛料
村社一社ニ付	金拾四圓	金四圓	神饌料	金拾圓	幣帛料

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官國幣社の本殿遷座祭に神饌幣帛料奉納の儀が新たに定められた事は前に云つたが、府縣社以下神社のそれらに對しては、祭式に幾分の變更があつた事で、何等その改正に預からなかつた。しかし舊て漸を追ふて官國幣社に倣ふ地方團體が出来て來るかも知れぬ。またそれは期待してもよい事だし、當局の意嚮としても、さう

した新例は悦んで迎ふるものゝやうであつたから、新例と従つて其の制度化を今から期待する。なほ、右の地方幣奉納は、三祭何れも「社」を單位として居るが、「座」を單位とする事は今のところ困難の状態にある。經費の點も素よりであるが、「座」についての基礎的調査ができてゐない上に、奉幣の古例に依るべきものがないからである。だゞ例祭に對して幾分その量額を多くし、意の存する處を表はして居る。けだし事情止むを得ないものと云つてよからう。

第七節 制度外の地方幣

第一項 地方團體の臨時奉幣

以上が制度の範圍内における地方幣であるが、地方團體は右の三祭以外に奉幣する事ができるであらうか。近くは官國幣社の本殿遷座祭の奉幣に倣ふとか、或はまた官幣社における臨時奉幣祭の如き特例、假令ば、昇格祭、列格祭、宣戰又は講和奉告祭の如きに、皇室又は國家の例に倣つて奉幣し得るであらうか。之れについては依るべき規定なく、また今まで裁定を要すべき實際上の問題を生じなかつたが、右の内務省令第二十四號では三祭以外の場合を豫想してゐないので、公式には認め難いとされて居る。但し、公式に認め難いといふ事と趣意に反するといふ事とは違ふ。特に神社法規の中ではさうした事例が多く、國民一般の神社参拜について規定する處がないから公式に認め難いといふと同様、公式に認め難くても夫れは法規の表面だけの事であるから、實際では悦んで迎ふる處と云つてよからう。逆説すれば差止むべき何等

の理由も根據もない、たゞ規定してゐないだけである。

第二項 他地方の神社に對する奉幣

また、或る市町村が、他の市町村に鎮祭されてゐる神社に、公式の奉幣を爲し得るや否やの問題もある。これは實際に起つた例でもある。

元來、府縣社以下神社に對する地方團體の幣料奉納は、原則として、其の市町村が神社に對する崇敬の誠を運ぶ自由意志、内面的要求による修養の實踐であるから、其の對象たる神社の所在地には關係がないわけである。だゞ自己の行政區域内における奉幣が先要であり、適法であつて、他の市町村の神社に對しては、其の市町村の奉幣に准すべきものであるとだけは云ひ得る。

實際問題としては、市町村の併合とか氏子區域の變更とかによつて、さうした事情に措かれる事があるが、明治三十九年一月、神社局長は此の疑義を解釋して、一神社に對して二つ以上の市町村から同時に奉幣しても何等妨げない事を明らかにした。

第三項 官國幣社に對する奉幣

また右と同様の意味に於て、府縣市町村が官國幣社に對して奉幣し得るや否やの疑義もある。元來、官國幣社の公式の祭祀は、國家自らが執行するものであるから、現行制度の上から云へば府縣市町村は公式に參與できない事になつて居る。併し、假令ば自分の市町村内に鎮祭されて居る官國幣社の重要な祭祀執行に當つて、たゞに官國幣社なるが故に、自分は之れに参加し得ない、地方團體なるが故に國家の祭祀に

與り得ないとなると、神社祭祀の本旨に照して甚だ情理が通らない事になる。こゝに於てか、制度上で公式に之れを認め得ない迄も、なほ其の誠敬を容るゝを得べく、また其の違を講ずべしとされて居る。實際では、其の神社限りの便宜によつて、言はず談らずの公式奉幣を行つて居る例が、必ずしも尠少でない。

第四項 大嘗祭當日の奉幣

三祭以外の奉幣については第一項で言及したが、從來の臨時奉幣の著例としては、大正の御宇以來の大嘗祭當日の奉幣がある。

○大嘗祭當日奉幣二關スル件 (大正四年九月七日 神社局長通牒)

本秋大嘗祭ノ當日、官國幣社ニ於テ行ハセラル、奉幣ノ儀ハ、悠紀殿供饌、主基殿供饌ノ當日、即チ十一月十四日十五日ノ兩日中ニ執行可相成筋ニ有之候旨、宮内次官ヨリ申入有之候條右爲御心得及通牒候也

追テ府縣社以下神社幣帛供進ノ儀モ本文ニ準ジ執行相成候様致度爲念申添候

官國幣社の臨時奉幣は其の都度別段の定めを以てすることは前述の如くであるが、府縣社以下神社の臨時奉幣については、今迄、特に定めた例がないやうである。會々さうした事情に遭遇すると、官國幣社に準じて適宜善處方を追記する程度に止まつて居るが、大嘗祭當日奉幣の如き臨時奉幣の著例は、先づ永世の範と申してもよいであらう。

公 費 供 進

第六編 公費供進

第一章 供進金

第一節 奉幣料と供進金

神饌幣帛料供進(奉幣)と供進金献納とは其の性質に概然たる區別のあること、したがつて奉幣は「經費の一部」を爲す意味ではないこと、此の混同は奉幣制度を考ふる上に非常な誤りを爲すものであることは既に云つた通りである。

奉幣は純然たる報賽の修飾であるから、自治團體の會計上で經費を支出するからとて、神社經費の一部負擔にはならない。結果において神社祭祀執行の經費に充當されやうとも——事實、當然事として神饌調達費の一部と幣帛献進とに充てられるけれども、それは自治團體が祭祀に参加する意味に於てである。祭祀執行者は神社であり、その祭りの一部に参加する誠意運達の表現が幣饌料供進である。平俗に一人の場合で考ふれば幣饌料はお賽錢である。お賽錢は誠意修飾の表現であつて經費の負擔とは全く其の性質を異にする。

然るに以下説く處の供進金制度は、明らかに經費の負擔である。一人でいへば氏子負擔金である。本書の主題たる「幣帛供進使」とは直接關係はないが、奉幣の傍系事項としては看過し得ない性質を持つて居るの

で一通り解説しておく必要がある。神社及び自治體の實體的關係は、寧ろ此の方にヨリ大きいものがある。

第二節 供進金制度の意義

神社が國家の宗祀であり、その祭祀が國家の公務の第一であり、したがつて幣饌料供進が神社祭祀の特質を表明するものであることは、上來繰返して説いた處であるが、同じ意味に於て、その神社の、財政上、經營上の資金を、國家が供進する事は、理論的に極めて當然の道筋である。意義の上では、神社が國家の宗祀たる所以の特質を、最も具體的に且つ最も端的に表はして居るのが、供進金制度である。少しく言葉が過ぎるかも知れぬが、國家は其の宗祀たる神社に對して、維持經營の費用を負擔する——つまり、神社經營の財政上の責任を負ひ、之れが資金を供進することに依つて、初めて國家の宗祀たるの事實を具現するものである。もし此の事が無ければ、國家の宗祀とは單なる名のみで、其の事實を伴はぬと云つても決して過言でない。少し俗過ぎるけれども、お賽錢だけでは氏子崇敬者たるの實を伴はぬと同じである。責任を負ひ、積極的に其の經費を負擔して初めて氏子崇敬者たるの事實を伴ふと一般である。

こゝに於て乎、後に説くが如く近時少しく改善する處があつたとは云へ、未だ何等の見るべき制度なき府縣社以下神社に對しては國家は其の最も特質的な責務を放任し國家の宗祀としての名實を自ら回避して居ると云はねばならぬ。即ち實質的に云へば國家が自ら國家の宗祀なりといひ得るのは官國幣社だけであつて、府縣社以下神社に對して左様に明言するためには、なほ多くの難關を越えねばならぬのである。内面的精神的には地

方自治體を通じて、或ひは地方自治體をして幣料奉納の道を開き財政的には供進金制度の道を開いて居るが間接的に監督する以外には何等の責任を負はず、捨て、顧みないかの實情にあるのが府縣社以下神社である。

第三節 供進金制度の沿革

即ち現制度では、國家から財政上の保護供進を受けることのできるのは、官國幣社に限るといふ極めて限定的な條件になつて居る。府縣社以下神社に對しては、僅少なる一部の經費を、地方團體が出してもよいといふ道を開いて居るに過ぎない、つまり國家自身としては須毫の責任も負擔も荷つてゐない。此の點、官國幣社は府縣社以下神社に比べて國家の宗祀たる名實を最も有力確實に保有して居る。等しく神社は國家の宗祀なりとは云つても、官國幣社と府縣社以下神社の、對國家關係における制度上の相違の一大要點といふべきである。なぜ左様に餘りにも確然たる區別ができたかといへば、歸する所は財政上不可能の一點になる。今、この制度の沿革を見るに、古くは、神田、神戶などの「社領」の名による供進制度があり、江戸時代では、幕府の寄進にかゝる朱印地や、諸侯の寄進に拘はる黒印地などの供進制度があつた。これらは、當時、官國幣社も諸社も區別なく、また、神社の財政上の補填の意味も少なく（窮乏を救ふ意味はあつたから財政補填の意はあつたが、全部ではなかつた）主として尊崇の厚薄を參酌するに止まつてゐたので、神社全體に對する普遍的な供進制度といふわけには行かぬが、而も寄進の意は明らかに經費供進を主としたものであつた。やがて、明治四年、藩籍奉還と共に、朱印地黒印地は素より神社境内地の大部分までも悉く上地を命ぜら

れて、永年の經濟的基礎はこゝに中斷するに至つた。然るに、事、餘りに急であつたが爲めに、官國幣社に對り明治四年五年の二ヶ年間は、特に舊社領高の百分の五を、時價を以て給與せられた。しかし府縣社以下神社に對しては、何等考慮を拂ふの餘地を與へられなかつた。

官國幣社と府縣社以下神社の國家財政に對する截然たる區別關係は此の時に初まり爾來今日に及んでゐる。

第二章 國庫 供進

第一節 官國幣社の經濟的保證

舊社領高の百分の五を二ヶ年に亘つて給與される位では、たとへ當時の官國幣社といへども、其の維持經營に見込の立つはすがなかつた。殊に社領は各社區々であるから、甚だしい厚薄が生じ、多數の神社は顯然たる世情の中で人件費にさへ窮する有様であつた。よつて明治六年、新たに各神社經營の定額を定め、その目安に準じて年々一定額の國費を支給することとなり、この制度はやゝ久しく続いた。當時の「支給」が後の「供進」であるが、經費の負擔といふ立前からのいへば、さうした觀念も起り得たのである。

後、その制度の如く、年々國費を支出してゆく事は、國家の際限なき負擔となるから、いつの時代にか之れを打切る事のできる方法を講ずべしといふ議論が起つた。そこで明治十九年、この年から向ふ十五ヶ年間、國庫から支出する金額を二部にわち、一部を年々の經費に充て、一部を積立てる。その積立金を以て永遠の維

持資金を造成し、十五ヶ年間の期間満了と共に國庫支出を廢し、右の積立金の利息を以て官國幣社經營の財政的基礎とするといふ制度を定めた。この制度を、當時「保存金制度」と云つた。

而して右の十五ヶ年の期限は恰も明治三十四年で満了したが、經費の自然増は十五ヶ年以前の豫算に合はず到底各社經營の基本を確立する事ができなかつたので、更に五ヶ年間延長する事になつた。然るに、一面、その期間の満了が極めて短かい時期の問題になつて来るに及び、「官國幣社は國家の宗祀の首班であり、祭祀は國家の公務であるにも拘らず、その經費支出を國家が嫌忌し、期間を設けて満了と共に放棄し、一に神社の自營に委ねて顧みずとするのは、國家が其の重要な責任を神社に轉嫁するものである。之れ固より神社尊崇の精神に悖り、國體の尊嚴を保持する所以にあらず、國家はよろしく自ら進んで之れが維持經營に當らざるべからず」といふ議論が盛んに起つたので、遂に、延期の満了年度たる明治三十九年に至り、法律を以て之れが供進の基礎を確立保證するに至つた。現時施行の國庫供進金制度が即ち之れであつて、官國幣社に關する限り經濟的には國家が責任を負ふに至つたのである。

第二節 現行國庫供進金制度

○官國幣社經費二關スル件 (明治三十九年四月七日)

法律第二十四號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル官國幣社經費ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 官國幣社ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ供進シ、其ノ各社ニ對スル金額ハ内務大臣之ヲ定ム

第二條 従前官國幣社ニ於テ積立テタル永遠資本金及維持元資金ハ、官國幣社ノ基本財産トシ、之ヲ費消スルコトヲ得ス

コトヲ得ス

前項基本財産ノ利子及其ノ他ノ財産並收入ハ、内務大臣ノ定ムル所ニ依リ經費ニ充ツルコトヲ得

第三條 官國幣社ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ、臨時ノ費用ニ充ツル爲、第一條供進金ノ中ヨリ一定ノ積立ヲ爲スヘシ

前項ノ積立金ハ各社共通ノ費用ニ充テ、内務大臣ハ内務省神社局長ヲシテ之ヲ保管セシメ、其ノ收支ヲ取扱ハシム

第四條 従前官國幣社ニ於テ積立テタル官國幣社保存金共通金ハ、前條各社共通金ニ編入ス

第五條 本法ハ官幣大社臺灣神社及別格官幣社靖國神社ニ適用セス (編者註、後、官幣大社神代神社、同朝鮮神宮、また臺灣、朝鮮に於ける官社はすべて除外された)

附則

第六條 第一條ニ依リ供進スル經費ハ、天災事變ノ爲要スル臨時費用ノ外 (明治四十九年) 度ニ至ル迄、毎年二十二萬圓ヲ超ニルコトヲ得ス

第七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (編者註、右の明治四十九年は恰も大正五年に當つて居り、施行期日は、

明治四十年一月、勅令第一號を以て同年四月一日からとなつた)

供進金本來の意義性質から見ると、制度制定の經過から見ると、神社の (官國幣社だけに限られて居る現状

ではあるが、維持經營は國家自ら之れに當るべしといふにあり、また之れを保證する右の法律の第一條にも「經費ハ國庫ヨリ之ヲ供進シ」とあつて、明らか國家の責任であることを確認して居るが、之れを運營する實情になると、國家は其の不足額だけを補つて居る結果になつて居る。何となれば各神社には夫々相當の收入がある、自ら賄つて尙ほ餘り有る神社さへ稀な例ではないからである。隨つて立法の精神は、官國幣社の經費の總額を國家が負擔する事になつて居り、理論的には素よりさうであるが、實際の上では、經費の一部即ち不足額の補填なのである。

第三節 國庫負擔の實情

而して其の供進金額は毎年政府豫算を以て定められる。右の法律にあるが如く、明治三十九年から大正五年までは、臨時の營繕費を除いて毎年二十二萬圓を超ゆる事ができなかつたが、その後、時勢の變遷と共に漸次増加し、大正十一年度からは毎年八十萬圓になつた。しかし大正十四年度の彼の財政整理によつて七十二萬圓に減額され、昭和二年、明治神宮外苑の移管によつて一萬圓増額し、計七十三萬圓となつて稍々久しく施行された。之れを昭和元年度の國庫負擔比率に見るに官國幣社の經費總額は金三百九十九萬六千圓、約四百萬圓であつたから、約一割八分の補填で事足りてゐたわけである。然るに其の後經費の自然増によつて經營漸く困難を告ぐるに到つたので、昭和十二年、供進金は遂に百萬圓となつた。今試みに昭和十三年度における政府豫算のうち、神社關係費を擧げて見れば次の如くである。

昭和十三年度神社局所管經費調

款	項	算金額	備考
神社費及國幣社幣料	神宮	二、三〇、〇〇〇	本費中本殿遷座幣料供進要スル經費新設
	官國幣社幣料	一、〇〇〇、〇〇〇	
調査諸費	招吊料	七、四六五	本費中一五四、七〇〇圓ノ追加本費ハ總計三〇〇、〇〇〇圓自昭和十三年度ノ繼續トシテ追加
	神宮關係施設調査費	九七九、七〇〇	
	熱田神宮外二社修築費	二九四、七〇〇	
	境内整理費	四〇〇、〇〇〇	
	志波形鹽神社修築費	四〇〇、〇〇〇	
	築並境内整理費	一四〇、〇〇〇	
	官國幣社幣料費	二〇〇、〇〇〇	
	樞原神宮社殿修築費	一一五、〇〇〇	
	水川神外三社社殿修築費	九〇、〇〇〇	
	築並境内整理費	一〇〇、〇〇〇	
	生島足島神社外二社社殿修築費	一〇〇、〇〇〇	
	天智天皇奉祀神社造營費	一三、六八〇	
	樞原神宮城址修築費	一三、六八〇	
東北陵參道擴張整備工事施行費	一四、四三六		
東北陵參道擴張整備工事施行費	三六、五〇〇		
神社調査及神職費	二、三〇、五三六		
合計		二、三〇、五三六	

なほ右のほかに、内務本省費中に神社局の職員費が約七萬圓、陸軍省所管の靖國神社費一萬二千圓（但し靖國神社の全経費は例年約五萬圓から六萬圓迄である）、特別會計に屬するもので、朝鮮總督府と臺灣總督府と樺太廳の供進及び負擔金が、總計約十五萬圓に達して居る。

したがつて、國家が官國幣社を經營し、國家の宗祀たるの名實を保つてゆくための、直接間接の總費用は、約二百五十萬圓といふ事になる。然らば官國幣社全體の資産及び總收支額は何れ位かと云へば、最近調査済のものは昭和十一年度迄であるが、次の如くである。

昭和十一年度官國幣社決算ニ依ル資金（總計）

昭和十二年十二月調

區分	資金		計
	有價證券額面	現金	
基本財産	五、〇一九、〇九〇	七八二、一七七四	五、八〇一、二六七四
豫備資金	一、八一〇、〇六五	一、四一〇、五三五	三、二二一、六〇〇
其ノ他資金	一、六四三、七四二	六六五、五二九	二、三〇九、二七一
計	八、〇七三、三六七	三、二五八、七七一	一一、三三二、一三八
基本財産土地評價額			二、〇六六、五三九
合計			一三、三九八、六七七

昭和十一年度官國幣社決算總計表

昭和十二年十二月調

科目	金額		科目	金額	
	入	額		支	出
國庫供進金	五八七、二〇〇	祭典費	四二六、一六五		
神幣帛料	三七、〇五五	雜給	一、一五九、五二五		
社入札料	二、七五四、八八七	給	五〇六、四一二		
内賽	六四八、九一一	費	六八一、〇〇四		
新賽	五五八、九七〇	費	一四〇、七五一		
神饌初穂料、燈油料、繪圖料、神蓋料、拜觀料等	三〇〇、三四六	境内外地諸費	一五六、六八二		
境内外地及其他收入	一、〇二六、一五一	附	八一〇、九二四		
其ノ他	二二〇、五〇九	金	六八、一四二		
計	五二三、一七六	其ノ他	三〇九、六七八		
	八七六、三七二	計	四、二五九、二八三		
	四、七七八、六九〇	收支差引殘金	五一九、四〇七		

即ち、神社自體の收入金といふのは「社入金」であるが、先づ大體に於て四百七十八萬圓の中から、大約二百五十三萬圓を引いたもの、即ち二百二十五萬圓を神社自身の收入と見てよいから、國家は總經費の約五割五分を負担して居る事になる。明治時代までは多くても一割に達しなかつたものであるが、經費の膨張は遂に斯くの如く高率のものたらしめたのである。

第三章 地方團體の供進

第一節 諸社經營の一般的事情

前章で一言したやうに、官國幣社が國家との關係に於て、國家の宗祀としての特質を確保して居るのに對して、府縣社以下神社は、其の維持經營の經費を、國庫からは些少と雖も供進の實に預からず、地方團體からも、極めて最近、僅かに其の途が開かれた丈で、制度としては遺憾ながら未だ具備するに至つてゐない。神社の本質から云つて、官國幣社と府縣社以下神社とに高下や差別があるわけではない。官國幣社が國家の宗祀であると同時に、府縣社以下神社もまた國家の宗祀である。一般國民に交渉を持つ直接さ、廣汎な生活的關係からいへば、官國幣社に比べて府縣社以下神社の方が、より濃く強い事情さへある。隨つて其の隆替興亡は、國民の精神生活や國運の基礎に甚大なる關係を持つて居るが、府縣社以下神社の最大多數は經費不足のために其の經營が頗る困難である。これは諸論では無く事實である。

而も悲しむべき事には、近時の經濟的情勢の推移は、最大多數の神社に取つては何等の好影響を齎らさず、寧ろ益々困難の度を加へつゝあるが如くである。幸ひにして思想的情勢が神社崇敬の本然の姿を現はしつゝあるので、其の方面は稍々良傾向を辿つてゐるが、而も神社は荒廢し、奉務者(神職)は困窮するといふ事例が、餘りにも多過ぎる。

この實狀に鑑み、官國幣社に對する國庫供進の制度に準じて、府縣社以下の神社に對しても、國庫または地方團體から、公費を以て神社經費を供進するの制度を設くべしといふ主張が、年を経るに従つて強調されてゐる。次に説くやうに、近時、之れに對する一曙光を投じたとは云へ、漸く其の緒についた丈である。純理の上からすれば此の問題解決は當然過ぎるほど當然であるが、さて實際問題になつて見ると、何分にも尠なからざる經費を伴ふことであるから、遺憾ながら未だ根本的に解決するの方策が樹つてゐない。

第二節 地方團體供進の根據

しかしながら國家が神社の祭祀並びに維持經營を完ふすることは、回避すべき何等の理由なく、むしろ進んでそれに當らねばならぬ。にも拘らず、地方團體供進の途は只僅かに左の法律的根據があるに過ぎない。

○府縣制 (明治三十二年法律第六十四號)

第百一條 府縣ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附者ハ補助ヲ爲スコトヲ得

○市制 (明治四十四年法律第六十八號)

第一百五條 市ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

○町村制 (明治四十四年法律第六十九號)

第九十五條 町村ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

○神社局長通牒 (大正七年五月)

府縣社以下神社ノ經費補助ニ關シテハ、明治四十三年二月社第一六九四號、同四十五年局第一六號通牒及同日第一七號通牒ノ次第モ有之、神饌幣帛料ヲ供進スル地方團體ニ於テ、各其神社ニ對シ必要ナル經費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得ルコトニ決定相成候處、公益上必要ト認ムベキ場合、地方團體ハ神饌幣帛料ニ關係ナク、無格社ヲ除キ、府縣社以下神社ニ對シ、其ノ必要ナル經費ノ一部ヲ補助スルモ差支無キコトニ決定相成候條御諒知相成度

以上が從來の地方團體供進の法的根據及び解釋であり、今も尙此の根本には變りはないが、たゞ、近時、制度樹立の端緒に一指を染めたと云つてもよいであらう改正が行はれたのである。

それは、去昭和九年七月五日、内務省令第十五號及び第十六號を以て施行された左の如き改正である。此の改正によつて、府縣市町村制の運用上に初めて、神社費、神饌幣帛料、供進金などの文字が現はれるに至つた。中央においては「支給」なる文字及び觀念が、すでに夙く「供進」に改められてゐたが、地方團體に對しては、舊態依然として「府縣社以下神社に對し、其の必要なる經費の一部を補助するも差支無きこと」といふ態度が、久しきに亘つて保持されてゐた。然るに今度は其の制度運用に當つては、神饌幣帛料及び供進金

なる款項目を無視しては運営できなくなつた。支給から供進へ、補助から供進へ——之れは雖も一段の飛躍であり、轉た今昔の感に堪えざるものがある。即ち改正省令に曰く

○内務省令第十五號 (昭和九年七月五日)

府縣制施行規則中左ノ通改正ス

第三十三條第四號中「補助金」ヲ「供進金、補助金」ニ改ム

別記府縣歲入歳出豫算様式ノ一歳入經常部第二項但書中「地價」ヲ「土地貸賃價格」ニ、同歳出經常部中、「第一款 神社費金」ヲ「第一款 神饌幣帛料金」ニ改メ同歳出臨時部中第一款ヲ第二款トシ以下各款ヲ順

次繰下ゲ警察廳舎建築費ノ款ノ前ニ「第一款 神社費金」ヲ加フ

(参照)

大正十五年六月二日内務省令第十八號府縣制施行規則抄録

第三十三條 歳出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

四補助金、寄附金、負擔金ノ類ハ其ノ支拂ヲ豫算シタル年度

○内務省令第十六號 (右同日)

市制町村制施行規則中左ノ通改正ス

第三十六條第四號中「補助金」ヲ「供進金、補助金」ニ改ム
別記市町村歳入歳出豫算様式歳出經常部中神社費ノ款ヲ左ノ如ク改ム

式ニ供進金ノ科目ヲ設ケ之ヲ整理スルヲ適當ト認メ改正セラレタル次第ニ有之候條右御了知ノ上支障ナキ範圍内ニ於テ相當額ノ供進金ヲ奉養シ以テ敬神崇祖ノ實ヲ舉グル様致度尙管下市町村ニモ此旨御示達相成度

◎内務省發社第三八號（昭和九年七月五日神社局長）

標記ノ件ニ關シ、七月五日附内務省發地第二五號ヲ以テ依命通牒ノ次第モ有之候處、右ハ地方公共團體ガ神社ニ對シ崇敬ノ誠ヲ致スベキ所以ヲ彌々明徴ニシ、敬神崇祖ノ實ヲ示サシメトスル趣旨ナルモ、氏子崇敬者ノ奉養ハ神社發展ノ根幹ヲ爲スコト毫モ從前ト異ラザルヲ以テ、氏子崇敬者ヲシテ一層報本反始ノ誠意ヲ披瀝シ、又神職ヲシテ愈々其ノ職責ノ重且大ナルヲ自覺セシメ、以テ一段ト神社ノ興隆ヲ圖リ、皇國精神ノ發揚ヲ期セシムル様督勵相成度

即ち府縣及市町村制そのものには從來と異なる處はないが、その運用に當つて、明瞭に「供進金」なる費目を設けしめ、實質的に具體的に奉幣及び供進の道を開いたのである。

第三節 寄附若くは補助及び供進

此の問題は府縣以下神社の公の性質及び關係を考ふる上に、極めて重大なる意味を持つて居るから、こゝで此の問題の現在及び將來に處する一參考として、其の事情の一般を記述しておきたい。

國家の延長にして分子たる公の團體が、國家と同様の意義及び内面的要求によつて、神社祭祀に参加し、並びに維持經營を完うすることは、國家と同様に回避すべき何等の理由なく、寧ろ進んでそれに奉仕すべき事柄であるが、法の根本としては、「公益上必要ある場合」に「寄附又は補助を爲すことを得」といふ僅かにそれと解すれば解し得る根據に立つて、少額ながらも神社經營の一部を負担して居たのが今迄の實情である。

神社の維持經營が「公益」に關する事項として取扱はれるのは、「公益」の最高度の意味に於てさうではあつても、いさゝかならず言辭に妥當を缺いて居る。神社は決して「公益」などいふ巧利的な政策的な存在ではないが、併し現在の地方制度の基本では、「公益」に關するから「寄附若くは補助」といふ以外に、經費支出の根據を求むることができない。神社局長の解釋でも「其の必要な經費の一部を補助するも差支へ無し」といふ程度である。官國幣社に對する供進金を、其の初「支給」と云つてゐたさへ今から思へば異様に感ずるが、こゝでは「補助」であり、それも支出する事は異法でない程度の解釋しか與へられないのだから、地方制度に於ける供進金支出の法律的根據は、頗る薄弱と云はざるを得ないのである。

然るに施行規則の改正によつて、「寄附若くは補助」に依らず、明らかに「供進」といふ費目を設けしめられ今度は内務次官も「地方公共團體も亦神社に公費を供進し、以て崇敬の誠を致すは當に然るべき義」とし「支障なき範圍内に於て相當額の供進金を奉養し、以て敬神崇祖の實を擧ぐる様致度」と解釋し、神社局長もまた「地方公共團體が神社に對し、崇敬の誠を致すべき所以を彌々明徴にし、敬神崇祖の實を示さしめむとする趣旨」と解釋して居る。したがつて從來のやうな、恩惠的な、下げ遣はす的な解釋がなくなり、大いに積極的

に公費供進の意義を強調して居るから、此の邊、意義に於て格段の飛躍を遂げた事になる。こゝに於て、官國幣社に對する國庫供進金と、府縣以下神社に對する地方團體供進金とは、實質的に見て

其の性質上殆んど變る處が無くつた。其の態度も「爲スコトヲ得」でなくて「爲スコトヲ要ス」と解釋されるに至つた。法的根據には變りがないが、運用の意味が全く違つて來たのである。

たゞ供進金支出は「支障なき範圍内」で「相當額」といふ事になつて居る。供進金支出のために自治行政に「支障」があつては困るが「相當額」の決定は容易でない。といふ事は、地方團體の大小等、主として經濟的事務によつて厚薄の生ずるのは、けだし止むを得ない事を意味する。

因みに、此の施行規則改正については、内務省神社制度調査會に諮問した内務大臣の諮問事項「官國幣社以下神社の維持經營を確實にするの方策」を、同調査會が、前後約四十回に亘つて討議し、結局、去昭和九年四月、内務大臣に對して左の如き答申を爲した事に、重要な契機を持つて居ることを、特に申し添へておく。

○内務大臣諮問「官國幣社以下神社の維持經營を確實にするの方策」に對する内務省神社制度調査會の答申
さきに御諮問相成候官國幣社以下神社の維持經營を確實にするの方策につきては、神社の本質問題を始め、諸般の問題にわたり審議中なるも、現下の形勢に鑑み、まづもつて府縣社以下神社に公費を供進するを急務と認めたり。即ち府縣社以下神社の維持經營は、主として氏子崇敬者の奉養にまつべきも、神社は國家の宗祀なるを以て、府縣及び市町村等の地方公共團體より公費を供進して、崇敬の誠を致すは當に然るべき義なりとす。もつとも現在地方公共團體より神社の經費に對し支出する例なきにあらざるも、寄附又は補助の名目を以てし、その額も僅少に止まる。これ甚だ遺憾なるを以て、爾今各地方公共團體は、供進金の名目の下に、相當額の公費を供進し、もつて敬神の實を擧ぐるを極めて緊急なりと認む。

右一部答申候也

昭和九年四月

内務省神社制度調査會長 平 沼 駈 一 郎

第四節 公費供進の範圍

幣饌料奉納は指定村社以上といふ範圍が限定されて居るが、經費の供進は社格と由緒に關係なく、大正七年五月の神社局長通牒以來、無格社を除くすべての神社は之れが供進に預かれると一般に解釋されて居る。制度の根本では、地方團體が「公益上必要」と認むればよい事になつて居り、施行上では「支障なき範圍」に於て量額を問はず、任意に供進し得る事になつて居る。昭和九年の内務次官及び神社局長の通牒では、毫も供進の範圍に觸れて居らぬから、地方團體さへ「必要」と認むれば、無格社もまた供進に預り得るといふ見解も成立し得るし、「公益上必要と認むべき場合」の中から無格社を除くのは、神社の本質上甚だ不合理であるとの議論もあるが、理窟は姑らく措いて、無格社に對しても非常に多く、その由緒も概して明白を缺き、したがつて指定社たり得る事からも當然の歸結として除外されて居るので、必要が有る無いよりも、經費供進の對象としては尙ほ多くの考慮すべき餘地があると云つた方が、此の場合穩當であらうと思ふ。但し之れは主として自治體の負擔能力に基く問題であり、理想としては神社悉くに供進すべき性質のものであるから、多くの問ふを須ひない。新施行法が範圍を限定してゐないのも其處であらう。事實、東京市の如きは、村社以下すべての神社に供進して居る。なほ、經費の出處区分は、幣饌料供進に準じて、通例、府縣社と郷社とは府縣より、村社及び無格社には市町村から供進する事になつて居る。

因みに東京府に於ける供進金は、一社當り府社へ金貳百圓、郷社へ金壹百圓である。

○一例、東京市に於る幣饌料及び供進金

昭和十三年度

一五、二二四圓

△神饌幣帛料

七、五九〇

祈年祭 神饌料 二

幣帛料 六

計 八

新嘗祭 同 二

同 六

同 八

例祭 同 四

同 一〇

同 一四

△供進金

七、六三四圓

(一)指定村社 二五三社

二五圓

計 六、三二五圓

(二)未指定村社 二〇

七圓

計 一、三〇九圓

(三)無格社 一六七

○一例、東京市澁谷區の神社費

昭和十三年度總額

一、五九六圓

(1)供進金

二五〇圓

(2)明治神宮奉仕費

一、二八〇

(3)諸費

六六

幣帛供進使

第七編 幣帛供進使

第一章 勅命奉行

第一節 勅使

先づ、順序上、勅使と勅祭社とについて要説する。
 神社に對して、神饌幣帛料を供進するために、勅命を奉じ、特別の資格を以て参向するものを勅使といふ。
 昔は、此の爲めの勅使が、かなり多く發遣された。明治になつてからでも、其の初頭、神社中心の機運と制度が隆盛を極めてゐた頃は、伊勢神宮は申すまでもなく、官幣社にもすべて宮中から御使を御差遣になつて祭祀を執行せしめ給ふたが、明治六年、神宮を除くのはかは一列に此の事が廢された。
 然るに明治十六年以來、再び勅使御差遣の御治定があつて、特に恒例として勅使を参向せしめ給ふ神社を定められた。之れを勅祭社といふ。
 而して神社に参向する勅使は、通例、宮内省式部職の掌典（奏任官）を差遣せられ、参向の上、御祭文を神前にたてまつるの任に當らしめ給ふ。勅使及びその隨員は、官等に應じて正装を爲し、御祭文は錦の袋に納め、隨員が之れを首にかけて捧持するのを例とし、乗用は、以前は馬車のみに限られてゐたが、近時は自動車

の方が多くなつたやうである。

勅使は、東京では、宮城を出てから更らに歸還して復命しまつるまで、地方では、その當日、旅舎を出てから更らに旅舎に歸還するまでを、勅命奉行の公式資格とし、その間、警部四騎を前後に分つて警護せしむる事になつて居る。因みに、伊勢神宮の大祭に發遣せしめ給ふ勅使の警護は、遷宮祭の場合是一個大隊、その他の場合では一個中隊の騎馬儀仗兵が警護する事になつて居る。

なほ、神社参向の勅使でも、通例の如く宮中から特に御差遣あらせらるゝことなく、地方長官を以て之れに當らしめられる場合がある。かうした場合は、勅裁を経て、宮内省から辭令が交付される。固より、勅使たる資格には毫も差違のあるわけではない。

第二節 勅祭社

前節所述のやうに、現時の式例の勅使御差遣の儀は、明治十六年の復活以來であるが、その復活初度の勅使は、爾後、官幣大社賀茂別雷神神社、同賀茂御祖神社、同石清水八幡宮の例祭には、特に勅使を差遣すべき旨御治定あらせらるゝとなつてゐる。それ以來、漸次、例祭に勅使を御差遣あらせられる神社が増加し、現今では、左記の官幣大社十一社と別格官幣社靖國神社の例祭には、恒例として勅使御差遣の儀がある。世に之れを「勅祭社」といふ。古くは二十二社奉幣などいふ御式例もあつた。

- 官幣大社熱田神宮
- 官幣大社賀茂別雷神神社
- 官幣大社賀茂御祖神社
- 官幣大社春日神社

官幣大社水川神社
官幣大社石清水八幡宮
官幣大社出雲大社
官幣大社香推宮
別格官幣社靖國神社

官幣大社明治神宮
官幣大社宇佐神宮
官幣大社香推宮
而して右のうち宇佐神宮と香推宮とは、十年に一度勅使の参向があり、通常の年は他の官幣社と同様、地方長官が供進使として参向する。

尙昭和十七年から、官幣大社鹿島神宮、官幣大社香取神宮の兩社も勅祭に預る事となつた。

第三節 一般官國幣社と勅使

恒例としての勅使御差遣は前節所述の如く勅祭社に限つて居るが、他の一般官國幣社にも臨時に奉幣のため勅使御差遣の儀がある。即ち、登極令第十二條第二項に

「大嘗祭ヲ行フ當日、勅使ヲシテ、神宮、皇靈殿、神殿、並官國幣社ニ奉幣セシム」

とある場合は極めて明らかなる大命であるが、その他でも、その神社の昇列格奉告祭とか、其他臨時奉幣祭即ち宣戰奉告祭とか平和克復奉告祭とか、總べて國の大事の御奉告の祭儀には、其の都度、勅使御差遣の儀のあるのを例としてゐる。此の定めと御式例の自然の歸結として、地方官が供進使として参向するのは、勅祭社以外の、新年、新嘗、例祭、本殿遷座祭の四祭に限る事になるのである。

昇列格奉告祭以外の祭儀は、概ね祭日が定まると、各神社が同日執行になるので、宮内省から直接参向するわけにゆかなくなる。かうしたとき地方長官が勅使に立つのである。

第二章 幣帛供進使通義

第一節 供進使の意義

神社に對して、神饌幣帛料を供進するために、公の資格を持ち、公の使として神社に参向するものを、正しくは幣帛供進使といひ、略稱して單に供進使ともいふ。

供進使の三字を、キョウシンシと訓むものとグシンシと訓むものとがある。實は、訓む人の訓み癖であるから、素より、何れを正しいとか或は正しくないとかとは云ひ兼ねるが、「此の二様の訓みについて屢々質問を受けるので、こゝで編者一箇の卑見を述べて見たい。供進使は舊時之れを奉幣使と云つてゐたが、明治の初葉、幣帛料奉進の場合、勅使のほかはすべて之れを幣帛供進使といふことになり、大正三年四月内務省令第四號の現行神社祭式の施行によつて、官國幣社への供進使も官等による差別が無くなり、總ての場合に「幣帛供進使」と記載されるに及んで、役稱も文字も決定的になつたものである。而して此の經過を見るに、すべて文章は漢音で訓んで居る。舊稱「奉幣使」も吳音のブヘイシでなくて漢音でホウヘイシと訓んで居り、法令などにも漢音で訓むのが通例であるから、キョウシンシと訓むのが、より廣く通ずると思ふ。古い役稱ならば訓ゆる故實訓みといふものも考へられるが、供進といふ制度上の文義は明治以後の事であり、また、國庫供進金、幣帛料供進、地方團體供進金などの文字にしても、舊に前後の訓み續きから見ても、グシンシよりもキョウ

シンの方が、より廣く通ずるであらうことは、常識を以て判断し得られやう。然れども神社に關する事項の稱呼には、今猶故實訓みなるものがあるので、要は何れとも一定すべきことである。

さて供進使の意義であるが、それは、幣帛饋料供進の意義が、そのまゝ供進使の負荷して居る意義使命であるから、その資格を以てする使は、最も禮の重きものでなければならぬ。神國の風儀、先づ神事、餘事を後にすといふ。こゝにいふ先事後事は、國家の公務は云ふ迄もなく、一個人の家庭的私事に至るまで、といふのである。何となれば、日本國の成立と彌菜とは、かゝつて神事の具象するところであるからである。

而して供進使は、その日本國の、最先第一の要務たるべきものに、公のみ名を體し、榮光の總意を負ふて、神國の風儀を執行ふ使である。その御使に發つや一般官吏でもなく、神職でもなく、もとより普通參拜者でもない。或る特別の場合に、只一人しか居らぬ供進使といふ國家公定の資格と任務により、畏くも天皇の命令と國家の意志と民人の總意とを代表し、神祇に對して禮の最も重きものを執行するのである。行事所作に一定の規矩準繩ありとはいへ、かりに其の他の事についても、最も嚴重、最も恭敬、最も眞劍に奉仕しなければならぬ聖務である。

第二節 幣帛供進使の任務

供進使は如上の意義使命を負ふて、宮中、國家、又は地方團體の使として、幣帛(料)を供進する爲めに、神社に參向し、神社の祭祀に参加し、敬神崇祖の修齋實踐を爲すを任務とする。この、任務遂行のための構成

要件(身分、行事故法等)は、別に詳しく定められて居るから其の條下で改めて義解するが、今その主要なる點だけをいへば、幣帛(料)を神祇の大前に奉持して、之れを献り、祝詞を奏し、玉串を奉奠し、拜禮するものであつて、其の祭典の章主たる神職と並んで、祭典成立上、極めて重要な所役に當る奉仕者である。神社祭祀にして幣饋料供進の定めある祭典では、絶対に缺くことのできない存在である。

第三節 幣帛供進使の代理者

幣帛供進使が、神社祭祀の構成上、特定の場合に、必要缺くべからざる要件を爲して居るが故に、供進使として參向すべき地方長官若しくは市町村長が、止むを得ない事情に依り自ら參向することができない時は、その代理者が考慮されねばならぬ。實際では、代理者の參向は屢々生ずる例である。

この場合、地方長官又は市町村長の代理として參向する者は、はたして夫れ自身が供進使であるか又は供進使代理であるかの疑義がある。供進使事務の上からいへば明らかに代理事務であるが、然らば供進使として參向するか代理として參向するか、此の點が制度の上では明瞭でない。この問題は少しく議論を弄ぶかのやうに聞えるけれども、祭典執行の上では決して輕くない。

假りに或る縣知事が社寺課屬を代理として參向せしめたとする。此の場合、知事代理の供進使か社寺課屬の供進使かといふのである。知事と屬官では服装も違ふ。奏上する祝詞にしても(祝詞には必ず奏上者の位勳功爵氏名が必要であるが)知事の代理として奏上するなら其の旨の事由が要るし、それ自身が供進使なら、使に

發つ人によつて官職氏名も相違するわけである。

之れは幣帛料供進の意義から云つて概々に断じ難いが、現在のところ、行政當局の解釋に従ふと、供進使の代理ではなくて、それ自身の供進使と認むべきであるとして居る。随つて其の服制にしても祝詞にしても、代理と代理でないを問はず、参向する者自身の身分を以て供進使に任じ、祝詞中の位勳功爵氏名の如きも、夫れ自身のものを奏上すべしとしてゐる。

なほ此の問題は、後に出づべき官國幣社の場合の代理官と、府縣社以下神社の場合の委任とに似通つて居るが、之れには各々規則の據るべきものがあるから疑義はないやうに思ふ。

第四節 幣帛供進使の行進と警衛

勅使の警衛については前に一言したが、供進使の警衛については別段の定めがない。しかし供進使の任務は公務としても特に神聖を旨とし、且つ努めて威儀を嚴重にしなければならぬ性質を持つて居るから、その行進に對しては苟くも不敬や危険等を及ぼす虞れのないやうに、一段の用意が施されねばならぬ。随つて官規等の上には定めはなくとも、各府縣とも、通例、供進使の身分官等に應じて、夫々警官の護衛を附する事務例になつて居る。今、一二の例を示せば次の如くである。

- 〔イ〕 前驅 (警官) 御幣物辛櫃 (隨員甲、辛櫃わきに陪從) 幣帛供進使 (隨員乙、後驅 (警官))
- 〔ロ〕 前驅 (警官) 御幣物辛櫃 幣帛供進使 (御幣物辛櫃に従ふ) 隨員 後驅 (警官)

- 〔ハ〕 前驅 (警官) 御幣物辛櫃 幣帛供進使 隨員
- 〔ニ〕 警官先行 幣帛供進使御幣物持 隨員

第五節 幣帛供進使隨員と其の任務

供進使が、幣帛料献進のため神社に参向する場合には、その任務を完ふる上に、事實上、補助者を要する。よつて地方長官若くは其の代理官は部下の官吏を、市町村長若くは其の代理者は部下の役場吏員を、己が隨員として副へ従へ、供進使の任務を補助せしめて、その使命を遂行する。この、供進使に副従し、その任務遂行を補助する受命者を、正しくは供進使隨員といひ、略して單に隨員ともいふ。

供進使隨員は、直接法令の命する獨立資格者ではない。言換へれば法令の上に準據する祭祀執行者の一員ではないが、その必要な事は實際上に避け難い處であるから、隨員は之れを必ず副従せしめなければならぬ程度に、一つの強い不文法になつて居る。随つて現行神社祭式でも、供進使の所役については隨員が之れを補助しなければならぬことを規定し、その任務も服制も明らかにされて居る。即ち法令上で規定されて居る任命ではないが、供進使の任務遂行の上に欠き能はない所役の一つであるから、自然の歸結として法令の命する所と同様になつて来る。故に隨員の設定任命は供進使の自由や便宜でなくて、要件である。任務執行上における一つの必要條件である。

試みに現行神社祭式の一端を見て、先づ祭典の第一歩たる修祓の條で、供進使及び隨員は之れを受くべき

事を明記し、供進使の参進には之れに副従し、また、供進使の奉奠する玉串は「隨員之ヲ附ス」とあつて、供進使の任務は隨員の補助が無くては、其の完全を期せられなくなつて居る。即ち隨員は祭祀に參與する独自の資格者ではないけれども、祭祀關係の必要なる一所役である。

而して隨員の員數に關しては、神社祭祀にも別段の定めが無く、また、之れといふ推定の根據も示してゐないが、通例、官國幣社の供進使では隨員二名、府縣社以下神社の場合では一名といふことになつてゐる。

なほ、供進使隨員の任務について特に一言したいのは、表面的形式的には神社祭祀に定むる處の所作を忠實に奉仕するのはいふ迄もないが、隨員の任務は實に神社祭祀所定の所作だけではないといふ事である。

假令ば、供進使の奉奠する玉串の如きも、通例、豫め神社側で調製して置いて、供進使が神社に参着すると之れを隨員に附するけれども、之れは本義でない。本来の意義からいへば、隨員が謹んで調製すべきものである。その爲めの隨員であり補助者である。況んや幣帛料を辨備する事から奉奠に至るまでの諸事、或は祝詞の淨書など、之れを神社側に要求、または請託して以て晏如たるが如き例は、よく見聞するところであるが、それらは、其の任務を辨へざるも甚だしきものといはねばならぬ。云ふまでもなく之れらの事は、すべて供進使隨員の、缺くべからざる當然の任務である。

第六節 大喪中の幣帛供進使

「喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ参列スルコトヲ得ス」とは官國幣社以下神社祭祀令第六條に明記する處であ

るが、之れは神祇道古來の鐵則である。況んや大喪奉服中は極めて嚴重である。但し、明確に之れが解釋を決定したのは、畏くも 明治天皇崩御に際してであつた。

○大喪中神社祭典ノ節幣帛供進使参向ニ關スル件 (明治四十五年七月三十日) (社第一〇二三號)

大喪第一期中ハ官國幣社以下神社大祭ニ際シテハ、幣帛供進使参向セズ。幣帛料ハ之ヲ神社ニ交付シ、該社限リ祭典ヲ執行セシメラルベク、其他祭典竝ニ第二期第三期ニ在ツテハ、總テ恒例ノ通執行候儀ト御了知相成度、依命此段及通牒候也

内務省の、此の「第一期中」停止といふ解釋は、次の如く、宮内省の全期間中といふ解釋によつて、後遂に變更を餘儀なくされたのであつた。

○大喪中神社祭典ノ節幣帛供進使参向ニ關スル件 (大正元年九月十六日) (社第一〇二六號)

大喪中ニ於ケル官國幣社以下神社ノ大祭ニ關シ、明治四十五年七月三十日、社第一〇二三號ヲ以テ及通牒置候處、今般更ニ官社幣例祭竝官國幣社新年新嘗兩祭ノ際、大喪全期中ハ幣帛供進使参向セズ、幣帛料ハ之ヲ神社ニ交付シ、一社限り祭典執行セシメ候事ニ改定相成タル旨、式部長官ヨリ通牒有之候ニ就テハ、官國幣社以下神社大祭ニ付テモ右ニ準據シ執行相成度、依命此段及通牒候也

追テ其他祭典ニ付テハ前通牒ノ通ト御了知相成度爲念申添候

かくて大喪中における幣帛供進使参向の停止期間は、初めは内務省によつて第一期中となつてゐたが、後、宮内省の改めによつて全期間中停止となつた。

第三章 官社の幣帛供進使

第一節 官國幣社の幣帛供進使の沿革

官國幣社供進使の原めは、その古の奉幣使である。尤も奉幣使の名義は、勅命を奉じて参向する幣帛奉獻の御使の事であるから、現制の官國幣社供進使とは全面的に同義ではないが、意味は大たい同じである。奉幣使は又一に例幣使とも由幣使とも云つてゐて、時代と祭儀によつて幾度か其の意義を異にしたけれども、尙ほ連綿として式例を傳統し、遂に明治に及んだのであつた。

現在の幣帛供進使なる職務もまた制度と共に幾度か變遷したが、正確には前章所述の、勅使の御治定以來と云つてよいであらう。

明治初頭、神社制度改革の當時では、神社は固より官幣社にはすべて官中から御使を差遣して祭祀を執行せしめ給ふたが、明治六年以後、それは廢された。

○伊勢神宮ヲ除クノ外官幣諸社祭典ノ節地方官参向ノ件 (明治六年二月十五日 太政官布告第五十三號)
従前官幣諸社官祭ノ儀、式部寮官員参向執行候處、今後、伊勢神宮ヲ除クノ外總テ地方官ニ於テ執行可致事
〔但巨細ノ儀ハ追テ式部寮ヨリ可相違事〕

即ち伊勢神宮を除く一般神社の祭祀は、その官幣社たるを問はず、すべて、従前の式部寮官員に代ふるに地方官が参向する事になつたのである。これは右の明治六年以來今日まで同一であつて、勅祭社を除く官國幣社の幣帛料供進は、その幣帛料の出所が、官中であると國庫であるとに論なく、すべて地方長官を以て幣帛供進使なる職務を地方官を以て執行せしむる事が原則になつて居る。

これが、現時の官國幣社幣帛供進使の出発である。
次で、前記の勅祭社と勅使との御治定があつて、勅命に依つて幣帛料を供進するために神社に参向する者を勅使といひ、その任務を帯びて参向する他のものを幣帛供進使といふ事になつた。即ち勅祭社以外の幣帛料供進参向者を、左の如く定めた。

○官國幣社新年祭新嘗祭例祭ノ節地方官参向ノ件 (明治十六年二月二十六日 内務省達乙第八號)
官國幣社新年祭、新嘗祭、例祭ノ儀ハ、神社祭式ノ通、地方長官又ハ次官参向可致答一付、可成事務聯合セ参向可致、尤、遠隔ノ地等不得已支障有之、代理参向ノ節ハ、府縣官並郡區長ニ限り、候儀ト可心得此旨相違候事

而して右の達令中に、神社祭式の通り云々とあるのは、明治八年制定の神社祭式の事であつて、同式に依ると、官幣社の供進使は地方長官、國幣社の供進使は次官となつてゐたのを諒るものであるが、その區別は、現行神社祭式施行と同時に廢されたので、次官参向といふことは自然消滅し、官國幣社の供進使は原則として地方長官に一定した。

なほ、昭和十三年四月十一日、勅令第二百四十一號「官國幣社以下神社遷座祭ニ於テ前行及供奉ノ所役ヲ奉仕スル者ノ服制ニ關スル件」と、翌四月十二日の内務省令第十五號によつて改正された官國幣社本殿遷座祭の供進使も、地方長官を以て其の該當官吏にして居る事に變りはない。

第二節 供進使たるべき官吏

かくて現時の官國幣社に参向する幣帛供進使は、原則として地方長官たることに決定して居る。即ち、前掲明治十六年二月の内務省達乙第八號は、官國幣社の供進使たるべきものは、先づ地方長官とし、さなくば次官に限ると定め、現行神社祭式（大正三年内務省令第四號及び昭和十三年内務省令第十五號）では、官幣社と國幣社の區別を設けず、長官と次官との區別をも擧げてゐないので、舊祭式による職務者たる次官は、自然に消滅したのである。よつて官國幣社の供進使たるべき官吏は、すべて地方長官に限定された意味になり、止むを得ない場合に於てのみ——而も事務的都合等は成るべく之れを避け、極力自ら参向し、部下の官吏を代理として参向せしむるは、眞に已むを得ない場合に限るとなり、且つ、代理官たり得べき官吏にまで、身分の限定が要求されて居るのである。

已むを得ざる支障の要件として、原則的に事務的都合を拒否しやうとし、一重要事項として「遠隔の地」を擧げてゐるのは、交通機關の幼稚な當時の事情を参酌したものであるが、現時の事情からいへば何等「支障」では有り得ない事になつて居る。

第三節 幣帛供進使たるべき代理官

そこで、地方長官が、已むを得ない支障のために、代理として参向せしめ得べき該當者は何者かとなる。前掲明治十六年の達令には、この該當者を「府縣官並郡區長」としてあるが、郡區制廢止の今日では、これは素より問題にならない。けれども消滅したのは郡區長だけであるから、其の代理者たり得る者は府縣官といふ事になる。郡制廢止と共に特殊の理由によつて創設された府縣支廳の官吏（支廳長）も同様であるから、官國幣社参向の供進使は、地方長官か又は其の直接部下たる官吏に限るといふことになる。此の點疑義をさし狭むべき餘地は無いやうである。

但し現在の大都市には區と區長とがあるが、之れは公吏たる市長の部下であつて、素より地方長官の部下たる官吏ではないから、地方長官の代理としての供進使では有り得ない事になる。しかし特殊の有り得る事は本編第一章第三節の場合でも類推し得るし、また諸社供進使の際の或る場合でも考へられるが、現在の官國幣社では事實上特例に該當する場合がない。實際上から見ても、全國で官社の最も多い京都府でさへ計二十社、奈良縣で十社であるし、交通機關は至便であるし、知事自身の直接参向といへども餘程の支障が無い限り無理ではない。況んや部下たる官吏の中でも代理官たり得る地方高等官の数は、法規制定の當時に比べて非常に多くなつて居るから、假りに代理官を任命するにしても、官國幣社の供進使に關する限り、多く特例を考慮するには及ばないと云つてよい。

第四章 諸社の幣帛供進使

第一節 供進使たるべき官公吏

府縣社以下神社に對する幣帛供進使は、

○幣帛供進使ニ關スル件（明治四十四年九月十一日）
（内務省訓第四七九號）

明治三十九年 四勅令第九十六號及同年 六内務省令第二十號（編者註、府縣社以下神社の幣帛供進使ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スル場合ニ於テハ、道廳長官、府縣知事、郡長、島司、支廳長、市長、町村長又ハ之ニ準スヘキ者、幣帛供進使トシテ參向スル儀ト心得ヘシ。

但シ其ノ代理者ヲシテ參向セシムルコトヲ妨ケス
と定められたのを第一歩とする。

而して右の訓令では、自然の歸結として、幣帛供進使たるべき者の身分と、幣帛料の出所區分との相關を示唆した所に注意させられる。

之れを要する幣帛料の出所に據て（前掲勅令及び省令）で參向する身分を定めた。即ち、府縣社に對しては道廳長官、府縣知事が、郷社に對しては郡長、島司、支廳長、又は市長が參向し、村社に對しては町村長が參向し、若くは其の代理者をして參向せしむることになつた。然るに大正十一年、郡制が廢止されるに及び、

郡長の供進使は訓令を以て消滅し、郡長が地方長官の部下たる官吏であつた處から、その任務たりし郷社供進使もまた地方長官又は其の代理者といふ事になつた。併し、市制施行の區域内にある郷社に對しては例外を設けて、市長又は其の代理者が參向する事になつた。之れは「市」といふ特定の自治體の性質上、極めて意義ある除外例とされて居る。

而して右の訓令中に「町村長又ハ之ニ準ズベキ者」とある準該當者は、市町村長等の資格に準すべき代理者の謂ひであつて、之れを例へば東京府下伊豆七島の如き又は町村制を施行してゐない地方をいふが、今では殆んど其の必要が無くなつた。

第二節 供進使事務の委任

郡制廢止以來、市制施行區域外の郷社以上の幣帛供進使が、原則として地方長官に限るやうになつた結果、實際上の問題として、地方長官が直接參向し得ない場合が非常に多くなつた。

一道府縣内における郷社以上の神社数は、北海道七十社、東京府八十五社、京都府九十五社、兵庫縣二百三十社、千葉縣九十五社、愛知縣二百社、静岡縣百七十社、滋賀縣百十社、岐阜縣百九十社、長野縣百三十社、山形縣百三十社、島根縣百六十五社、山口縣百三十五社、愛媛縣百四十社、高知縣二百二十五社、福岡縣百八十社、大分縣百五十社、鹿児島縣百二十社（以上概數）といふ風に多數に上つて居り、最も多い方でも、若手縣の四十社、埼玉縣の四十五社、和歌山縣の二十五社などであるから、これらの神社悉くに其の地方長官が

直接参向する事は、事實上不可能の事に屬する。

而も幣饌料を供進すべき三大祭のうち、新年新嘗の兩祭は前述の如く各神社の祭日が同一であり、延期し得ると云つても凡そ程度がある。然るに此の多數の郷社以上の神社の、三大祭悉くに、地方長官自ら供進使として参向する事は、よし一祭としても其の全部に参向する事は、繁多な事務的責任を持つて居る府縣知事に取つて、支障已むを得ないといふよりも寧ろ不可能と云つてよからう。そこで一應の原則は定めてあるが、新年祭と新嘗祭とは、其の供進使事務を、神社所在地の市町村長に委任し得る事になつて居る。

例祭は前兩祭と其の意義性質を異にするが故に、よほどの事情が無ければ委任参向をしてはいけなとなつて居るけれども、やはり委任し得る事になつて居る。

○幣帛供進使ニ關スル件 (大正十五年三月 内務省訓第六三九號)

明治四十四年内務省訓第四七九號ニ依り幣帛供進使参向ノ場合ニ於テハ、北海道長官、府縣知事ハ、其ノ事務ヲ、市長、町村長、又ハ之ニ準スヘキ者ニ委任スルコトヲ得、但シ例祭ニ在リテハ止ムヲ得サル事情アル場合ニ限ル

即ち例祭に對しては、新年新嘗の兩祭よりも原則の適用を一段と重くして、特に其の参向を要求して居るのである。之れは奉幣の意味から云つても、祭祀の性質から云つても、はたまた祭日から云つても、誠に當然の次第である。したがつて府縣社の例祭には知事が参向する事があるが、之れも寧ろ稀な例に屬し多くは委任参向のやうである。

幣帛供進使の服制

第八編 幣帛供進使の服制

第一章 祭祀用服制

第一節 祭服の意義及び沿革

祭祀に與る者の着用する服装を、廣く「祭服」といふ。同音の異字に「齋服」といふのがあるが、之れは別に定めがある。即ち、祭服とは廣義の意味に於ける祭祀用服の意味であり、齋服とは潔齋の服の義、元來、重い祭祀に着用する制服の義であるが、今では神官神職の中祭用の服となつて居り、殊に多く伊勢神宮の神官が依用して居る狹義の意味に於ける祭祀用制服である。

神祇の祭祀は、典禮中に於て最も嚴肅且つ神聖なるものなるが故に、此の意義を具現せんが爲めに、特に古制によつて制式を定めてある。現制のそれも其の古制を襲用したものであるが、之れに、勅使及び其の隨員の服制、神官神職の服制、神宮伶人の服制、官國幣社以下神社の幣帛供進使の服制、判任官を除く幣帛供進使隨員の服制の五種がある。

古くは姑く措き、明治五年、左の定めがあつたのを、現制の原めとする。

○衣冠ヲ以テ祭服ト定ムルノ件 (明治五年十一月 太政官布告第三三九號)

今般(勅奏)判任官員及非役有位大禮服並上下一般通常ノ禮服別冊服章圖式ノ通被相定、従前ノ衣冠ヲ以テ祭服ト爲シ、直垂、狩衣、上下等ハ總テ廢止 被仰出候事

但、新製ノ禮服所持無之向ハ、禮服用ノ節、當分是迄ノ通、直垂、上下、相用不苦候事

一、武官禮服ハ従前ノ通タル事(圖式略)
處が、衣冠制式の強行は、當時の事情として一般に相當の無理があつた。直垂と上下を一時の便法として容したのも、其の無理を緩和せんが爲めであるが、僅かにそれ位の寛容では到底行はれさうもなかつたので、翌明治六年、淨衣や狩衣なども併せ加へて代用を差許した。

○淨衣狩衣等祭服代用ニ關スル件 (明治六年二月 太政官布告第四一號)
従前ノ衣冠ヲ以テ祭服ト可致旨被仰出候處、衣冠所持無之輩ハ、狩衣、直垂、淨衣等用候儀不苦候事

この制式は其の後久しく施行されてゐたが、明治四十四年勅令第三百三十號及び大正二年内務省訓令第三號によつて供進使と隨員の服制が定められ、大正元年十二月勅令第五十三號によつて神官神職の服制が定められ、大正四年九月皇室令によつて勅使と隨員の服制が定められてから、すべて現制の規式に一定されるに至つた。

第二節 現行服制

○官國幣社以下神社幣帛供進使服制 (明治四十四年四月二十九日)

第一章 祭祀用服制

官國幣社以下神社幣帛供進使服制別表ノ通定ム（別表は次頁掲出）
市長（北海道ニ在リテハ區長）ハ奏任官ノ制ニ準シ、町村長又ハ之ニ準スヘキ者ハ判任官ノ制ニ準ス、其ノ代理ニ付亦同シ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、但シ、府縣社以下神社幣帛供進使ニ限り、本令ニ依リ難キモノハ、當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

○官國幣社以下神社遷座祭ニ於テ前行及供奉ノ所役ヲ奉仕スル者ノ服制ニ關スル件（昭和十三年四月十一日）
官國幣社以下神社（別格官幣社靖國神社ヲ除ク）ノ遷座祭ニ於テ前行及供奉ノ所役ヲ奉仕スル者ノ服制ニ關シテハ、官國幣社以下神社幣帛供進使服制ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正三年勅令第九十五號ハ之ヲ廢止ス
（參照）大正三年九月二十勅令第九十五號ハ官國幣社以下神社遷座祭ニテ前行ノ所役ヲ務ムル者ノ服制ニ關スル件ナリ

○幣帛供進使隨員ヲ除ク服制（大正二年三月十一日）
幣帛供進使隨員ヲ除ク服制ヲ別表（次頁掲出）ノ通定ム

附則、本令ニ依リ難キモノハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

官國幣社以下神社幣帛供進使服制一覽

履	帖	楯	笏	袴	單	袍		冠	勅任官	奏任官	判任官
						夏	冬				
淺香	紙	楯無地 二十五種	木笏	紫固織 （裏）同色平絹	紅綾	黒綾 （裏）同色平絹	黒綾 （裏）同色平絹	黒羅	同	赤綾 （裏）同色平絹	黒羅
沓敷、白綾 有紋	白檀紙	同	同	紫平絹 （裏）同色平絹	同	赤綾 （裏）同色平絹	赤綾 （裏）同色平絹	同	同	同	同
同	同	同	同	淺黃平絹 （裏）同色平絹	同	綠綾 （裏）同色平絹	綠綾 （裏）同色平絹	同	同	同	同

○幣帛供進使随員服制（判任官ヲ除ク）

冠	袍	單	袴	笏	木笏	履
黒羅	黄平絹	紅平絹	白布	白布	白布	沓敷
掛緒紙袋	裏ナシ		裏同色	栳		白平絹

布衣（衣冠代用）

烏帽子	布衣	袴	笏	木笏	履
掛緒紙袋	裏ナシ	白布	栳	沓敷	白平絹
風折					

備考 布衣ヲ以テ衣冠ニ代フル場合ニハ笏ヲ末廣ニ履ヲ草履ニ代フルコトヲ得

第三節 現制の適用例

幣帛供進使及び随員に關する服制は以上の如くであるが、之れが適用をいふと、官吏はすべて参向する本人の身分に應じた服装でなければならぬ。即ち其の供進使たると、代理官又は随員たるとを問はず、すべて本人自身の官等相應の服装を爲し、官國幣社参向の場合には、制式の服装以外の着用を許さない事になつて居る。市町村吏員である場合は、市町村長自身が参向するときは、自己の職務であると他の委任事務であるとを問はず本人の服装を爲し、且つ、その代理者をして参向せしむる場合も市町村長の服装に準ぜしめ、隨員の場合（判任官を除く）は之れを指さすは別に定められた服装に依る事になつて居る。

而して市町村吏員の服装の標準は明かであるが如く、市長若しくは其の代理者は奏任官の制に準じ、町村長又は之れに準すべき者、若しくは其の代理者は判任官の制に準ずる事になつて居るが、市町村長の参向は府縣社以下の神社に限つて居るが故に、勅令附則の「府縣社以下神社幣帛供進使ニ限り本令ニ依リ難キモノハ當分の内仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得」といふ除外例に浴する事ができる。事實としては、制式通りに勵行して居る町村は寧ろ尠い位であるが、それは明かに「當分の内」に限り許された特例であつて、原則として之れが勵行を期しなければならぬのは云ふまでもあるまい。

元來、勅令附則で「當分の内」「従前ノ例」を認めたのは、主として經濟的理由からである。制服を備へぬ町村の内情は、購入費用の負擔を忌むのが殆んど理由の全部であるが、施行以來すでに三十年に垂とする今日、なほ制服を具備せぬ町村が頗る多く、屢々服制着用實行方が神職界方面から叫ばれる現状は、尠くも國家の宗祀に對する敬虔なる町村の態度とは云へぬであらう。嚴守する事を命令してゐないと云ふ事と、遵守しなすでもよと云ふ事とは、峻別を要する。

なほ、幣帛供進使の服装が、其の代理事務たると委任事務たるとを問はず、すべて参向する本人自身の身分に相當した服装を着用するといふことは、前述の、代理者の身分に對する疑義に答ふるものである。したがつて祝詞などにして、其の身分によつて奏上さるべき事が自然に明らかである。

第四節 制服の名義

衣冠 (イクワン)

衣冠とは、普通の袍に指貫を着用した服装をいひ、之れを宿衣にも宿装束にも記し、トノキサウソクといふ。むかしの公卿の朝服(官中の服制)の略式で、平ぜいの参内には、みなこの衣冠を着用した。貞丈雜記に、衣冠といふも大體束帯の如し、たゞ衣冠の時は、縫腋ノ袍とて、兩脇を縫ひふさぎたる袍を必ず用ひ、表袴を用ひずして指貫を用ひ石帯を用ひずして腰帯を用ひ、槍扇を持つなり云々とあるが如く俗に、衣冠束帯と續けざまに云つて同一物なるかのやうに思はれてゐるが、兩者は同一制でない。なほ昔の朝服の略式たる衣冠(宿装束)は、現今では、供進使のみならず神職の正装ともなつてゐる。

冠 (カンムリ)

冠は、束帯と衣冠の装束を着けたときに用うる被り物である。カンムリは被りの義で、正しくはカガフリといふべしといひ、また、カウブリとも、カウマリとも、カムリともいふ。もと、絹の布を袋のやうに縫つて被つたに原まるといふ。形はすべて、むかしの髪を結び束ねてゐた頃の被り物の面影を殘してゐる。即ち、髻を包んで弁を挿したところ、髻の餘つた處(垂れてゐる縷)など、皆髪の中の長かつた頃の制のまゝである。今、祭服として用うる場合に、官等によつて差違のあることは、前項の制規の如くである。

垂縷とあるのは立縷に對した言葉、立縷(眞直に立つてゐるもの)は、長くも、天皇の御冠に限り他はみな、垂縷、卷縷、細縷などである。

小菱型の紋のあるのを羅と云ひ、無紋を縗といひ、繁文とは小菱の紋様を繁く織出したもので、遠紋とは紋様の間の遠いものをいふ。總じての名稱は、冠の上部の頭に當る部分を頂きとも甲ともいひ、額とは磯の前といひ、甲の裏を濱と云ひ、甲の縁を磯といふ。上方に立つものを巾子といひ、これは髻を入れた處で、これに横に差貫いたものを弁または角といひ、髻の根を止めたところ、その根元の捲つた糸を上緒といひ、後に垂れたのを縷とも燕尾ともいひ、これを差すところを縷臺といつてゐる。

袍 (ハウ)

袍は通例音のまゝハウ(ホウ)といひ、古くは「ウヘノキヌ」といつた。すなはち上に着る衣の謂ひである。これに縫腋の袍と關腋の袍との二種があり、現時の制ではすべて別表の如く縫腋の袍(古來、女官は之れ)を着用する。表中に、綾、數、平絹な

どとあるのは織物の地質の名、固織とは緯を固くしめて織つたもの、蘇芳とは桃色の濃き色、藤の丸とは藤の模様を丸く出したもの、雲立浦とは雲形の模様あるものをいふ。夏冬の別は、立夏から立冬までは夏服、立冬から立夏までは冬服を用うるの制をいふ。位階の高下によつて制色が違つて居るので位袍の名があり、その官位相當の服を當色といふ。

袍の名處は、頸のまはりの盤領の處を頸紙といひ、頸紙についてゐる止め緒の、輪の方を受緒、さし込む方を蜻蛉といひ、胴は袴(前を前袴、後を後袴)と袴から成り、袖は二幅であるが、腕先の方を端袖(端袖にも記す)袴について居る方を奥袖といふ。また腰から髻の邊に袋のやうに垂れ下つた所を格または格袋(角袋とも)ともいふ。小格の兩端について居る紐を小紐、別の一條をカカエ紐といひ、袴の最下邊に横幅の裂を縫ひつけた部分を縷(スソ)とい

ふ意味で裾ともいひ、裾の兩端に餘り出でた部分を、蟻先(餘先とも)といふ。

單 (ヒトへ)

單をヒトへと訓む。よく音讀してタンといふが、誤りださうである。判任官待遇以上はすべて紅の綾、無官等は紅の平絹、文様は、判任官待遇以上はすべて横菱の繁文、無官等は無文である。單とは其の文字の如く裏なく、廣袖、腋開である。云はゞ祭服用の下着である。

袴 (サシヌキ)

現制の別表には袴としてあつて「奴袴」と細註が入つてゐる。奴袴の文字は指貫にも作り、サシヌキともサシヌキノハカマとも、またヌコとも訓む。元來、奴袴と記してサシヌキと訓ませるのは、昔、奴僕が奔走に便利のために用ひたからである。隨つて、ヌコまたはヌバカマと訓むのは、いかにも奴僕

の制に聞ゆる處から、裾に括緒を差貫いてあるに寄せてサシヌキといふ。この名を別に袴ともいふのは、むかし狩獵などの際、奔走に便利なところから之れを用ひたに依るのである。

〔差貫〕判任官を除く供進使隨員(の服制)の中の、布衣を衣冠に代用する場合には、袴の條に「差袴」と細註してある。差袴はサシコと訓み、また切袴とも稱し、裾を切り放つてあるからの稱である。今、通例の袴がサシコであると思へばよい。

色、地質、裏、文様など明文の如くである。

笏 (シヤク)

笏、之れをシヤクともサクともいひ、神祭のとき手に持つ具の隨一に居る。笏の字音は元來コツであるが、コツの音が骨に通ずる處から之れを骨、笏もまた物の規矩を立つるが故に尺の音を便りてシヤクといふとする説と、笏も尺も同義語であつて、一

笏は一尺なりしが故に斯く訓むといふ説とがある。日本に於ける依用は、文武天皇の大寶令に初めて見えて居り、現時では、神社の祭典に奉仕するものは其の任務と階級の如何を問はず、正服略服の別を論ぜず、すべて之を把持する事になつて居る。笏を把持する意義は、古來、第一に道理を立つる爲め、第二に便宜を量る爲めとされて居る。第一の道理を立つる爲めとは、敬禮作法を行ふに臨み、假令ば、拜

や揖を行ふに際して、笏を自己の身體の定木として其の歪みを直し直す爲めである。要するに端正を期する爲めである。第二の便宜を量る爲めとは、昔、笏を備忘の具とし、之れに、奏聞の事などを記した笏紙(押紙ともいふ)を貼つて、君前に候するの便宜とした遺意に依るものである。但し今は此の便宜といふ意味は全く無くなつて、専ら威儀を整ふる爲めにのみ用ひられるやうになつたから、祭員の配役

の上下によつて、幾分の大小を考慮した方が便宜であらう位である。

即ち其の大きさにしても、古書には、長さ一尺六寸、測さ三寸、厚さ五分とか、長さ一尺二寸、上の廣さ二寸七分、下の廣さ二寸四分、厚さ二分など見えて居るが、之れらは皆特殊な傳流であつて、昔も今も寸法には根據とすべきものなく、齋主供進使、典儀などは稍大きいものを用ひ、後取などは稍小なるものを用ふる程度である。

今その製の一般をいふと、鎊抄に「上下共に方なるは天子の御笏なり」とあり、朝野群載に「臣下の笏は頭體半月の如し」とあつて、畏くも、天皇の御笏は上下共その裁り方が直角とされて居り、臣下の笏は、上を、殊に角を取つてある。また其の用材は古來、櫟、柘、欄、椎、柞、櫻、杉、冷杉などが多く、また其の取材は、板目を木義とし、板目を用

ひないのを故實として居る。今の制度に依れば、大正元年勅令第五十三號の神官神職服制に、神宮祭主宮の御笏は木笏にして「櫛ノ類」と定め、其の他の神官神職の笏は單に「櫛」とのみ限定し、供進使も隨員も皆一様に「櫛」となつて居る。そして、判任官を除く供進使隨員の笏にだけ單に「木笏」となつてゐて、用材の質を限定してゐないから、判任官を除く供進使隨員以外は悉く「櫛」の笏を把持せねばならぬ定めである。但し櫛は之れを得るに容易でない事情でもあるのか、實際では此の限定は嚴守される處まで行つてゐないやうである。

而して其の名處は、上部の廣い方を笏頭とも笏首とも笏端とも稱し、下部(狭い方)を、笏尾とも笏尻とも笏本ともいふ。此の取扱ひ方に、持笏(置笏、把笏、正笏、懷笏、割笏、扇を笏に代ふる場合等があるが、之れは作法の處で説くこととする。

なほ、正しくは其の木目によつて表裏までわかるとされて居るが、之れは一説としてよろしく、通例、笏の表裏をいふ時は、木目の表裏ではなくて、持笏した場合、體につけて居る方を裏、外側に向けた方を表とする。本来、清淨と敬意と秩序とを基とした表裏を云々するものであるから、祭儀の始終に其の面を一貫せしむるための約束である。物そのものゝ表裏でなくて、面々混用せしめないための謂ひである。始めに體につけた方は祭儀の終るまで體につける、外側もさうした方が、所作を秩序づけ、清淨と敬虔を保持する上に本義だといふのである。

櫛 扇 (ヒアフギ)

其の昔、束帯、衣冠、直衣など、正装のとき使用した威儀の具である。婦人用を和扇といひ、極彩色を施し、綴糸の餘りを長くつけてある。櫛の薄板を以て製し、薄板を數ふるには一橋二橋といひ、外

側の厚板を親骨とも上橋ともいふ。現制によると神官神職、供進使の別なく、すべて無地二十五橋となつて居る。常は少しく開いて、帖紙の間に挟んで懷中するし、祭服の場合も、衣冠着用の時に限られて居るが、用途の豫定はない。

帖 紙 (タタウ)

帖紙は之れを疊紙にも作り、タタウガミ(タトウガミ)と訓み、略してタトガミ、タタウ、タトなどいふ。本来は懷紙であり、鼻紙であるが、後、儀式化されるに至つて、タタウの中に尙ほ使ひ料の鼻紙を入れるやうになつた。常に之れを懷中してゐて、笏、檜扇、祝詞などを挿む用に供する。現制に依れば紙質を白の櫛紙(大鷹櫛紙)としてゐる。櫛紙は奥羽地方の主産だから一にミチノクガミともいひ、櫛の木の皮で作つたからマユミのカミともいひ、昔讀してダンスといふが、現在では眞の大鷹櫛紙は

櫛の楮の紙を以て代用してゐる向きもある。

折り疊んだ上を紙捻か麻で縛り、挟んだものが落ちないやうに注意する。檜扇と共に、用途を指定してゐない附屬品である。

履 (クツ)

履はクツに訓み、文字は沓にも作る。一説に、神代以來の履の遺意を傳へたものともいふが、それは別として、質にも製法にも種々の傳へがあるが、現制によると、これを「淺沓」と指定してゐる。淺沓(淺沓)は、昔、大臣大將から公卿以下が用ひた平常の履物で、桐の木を彫り(現在ではニカハづけの物が多い)漆を塗つたもので、その深履に對して淺いものをいふ。一に鼻切沓とも雁鼻(異説あり)ともいふ。現制の表中にある沓敷とはまた履敷にも作り、足の甲の當る處に、切で綿を包みふくらみをつけ、足が痛まないと同時に挟んで脱げないやうに

したものをいひ、昔は禁色（當色の色以外を禁じた官位相當色）によつて、この織物を異にしてゐたが、現制では、すべて白の平絹としてゐる。神祭用の履物は之れに限つてゐると云つてよい。

烏帽子（エボン）

烏帽子は正しくはエボンと云ひ、上代、禮装として被つた頭巾の一種であつたが、後、冠と別途になり、冠は朝服以上、烏帽子は平服用となつた。漆を黒く塗り、恰も烏の羽色の如くなるより烏帽子といふとある。これにも各種の制があるが、現制で祭服上に着用するのは、神官神職の狩衣の場合の立烏帽子と、供進使隨員の場合の風折烏帽子の二つの場合に限られてゐる。

立烏帽子は烏帽子の本格で昔は堂上の人のみ着用し、地下には許さなかつた。頂（峰）が素直に圓く高くなつてゐるものをいひ、風折烏帽子とは立烏帽

子の略式で、峰を筋違ひに折伏せたやうになつてゐる。風で吹き折られた様であるから斯くいふ。名稱は、頂を峰、前の方をマネキ、頭に當る圍りを縁、縁の末の、後に空いた處を風口、正面を額、また正面にある凹凸を肩といふ。また風折には右折れと左折れの二様がある。

布衣（ホイ）

供進使隨員の衣冠代用服として布衣（ホイ、ホイ）を指定してあるが、衣衣については狩衣の條で大體説いてある。隨員の服制は、訓令明記の如く職任官を除き、つまり、無位無官の者の服制であるから、昔の、謂ゆる青侍の着する制式を取り入れて之れを隨員に於ける略装として代用せしめたものであらう。而して布衣は文字の如く布を以て製するを本儀とし、風折烏帽子を被り、白の袴を用ふる。着用と地質の區別以外では、狩衣との違ひはない。

第二章 衣冠着用次第一斑

そこで祭服着用についての一般的注意を記すことにする。

祭服を着用するには、先づ手水するを本義とするも、次第して、足袋を履いてから、一度必らず手水しなければならぬから、こゝでの手水は略する向が好くない。

先づ、制式に手水なきや否やを、充分に調べる。特に、緒や紐や蜻蛉などに注意する。初めに、白衣を着る。襟を正し、すべて目を正して着る。

次に、帯。くけ帯でも、しごきでも、結ばず、解けないやうに巻きつける。白布のしごきを、強く巻つきけにするのが便宜だとされて居る。

次に、足袋。勿論純白のこと。

次に、必ず手水。

次に、冠。掛緒の不完に充分注意する。用心のために、帖紙に掛緒を入れておく位の注意がなければならぬ。元來、冠及び烏帽子は、裝束着用の第一着手を本義とするさうであるが、段取りの順序からいへば、こゝで冠るのが最も便宜である。随つて多くはこゝで冠る。

次に、單。單は袴にはき込むものであるから、着用の順序からいへば、先づ奴袴に足を入れ、次で單を着、次に、奴袴。

次に袴の紐を結ぶ事になる。單は襟の作り方など特に注意すべく、奴袴は、前後裾の高さ、開き方などに注意を要する。

次に、袍。通例、着せて貰つたり、着せてやつたりするものだが、就中、襦の高さ、前の合せ方、腋の折り方、小紐の結び方、カカエ紐の縛り方、結び方、格と小格との釣合、三角形の作り方、袖口などには、特に注意を要するとされてゐる。

次に、檜扇を懐中し

次に、帖紙

次に、笏を把れば、手先と袖との釣合ひを、常に注意して整へる。

次に、杵。豫め其の不完を充分注意しなければ途中で失敗する事がある。行歩は常に緩やかであるが、木の

彫りめや着けめが取れたり、杵数が脆弱であつたりするために、威儀を正した行進の途中で、しばしば

ぬ失敗をすることがある。

概括して、座り方、起ち方、歩き方、懐笏のときは充分さし込んでおく等、或は裾や袖に対しては常に注意

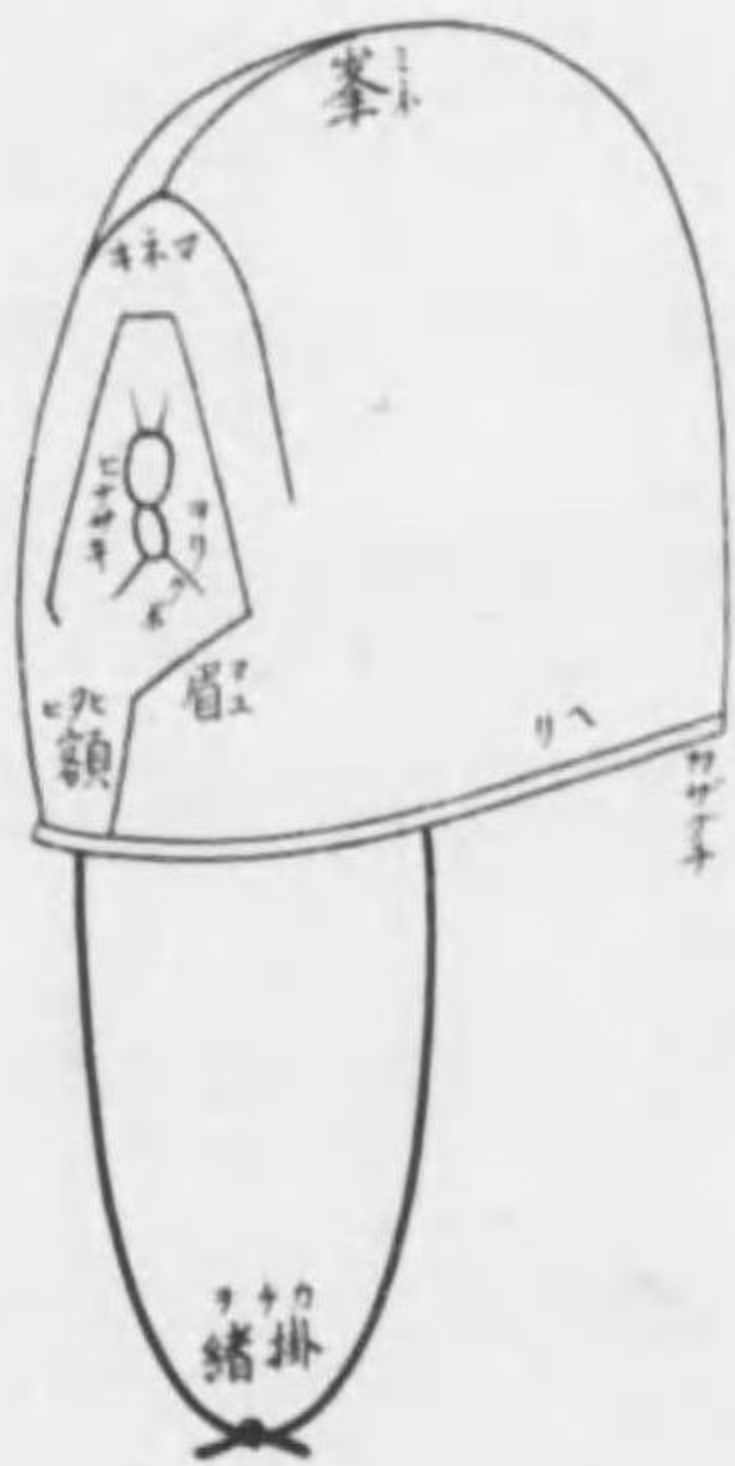
を要し、祝詞の懐中等にも注意を要する。

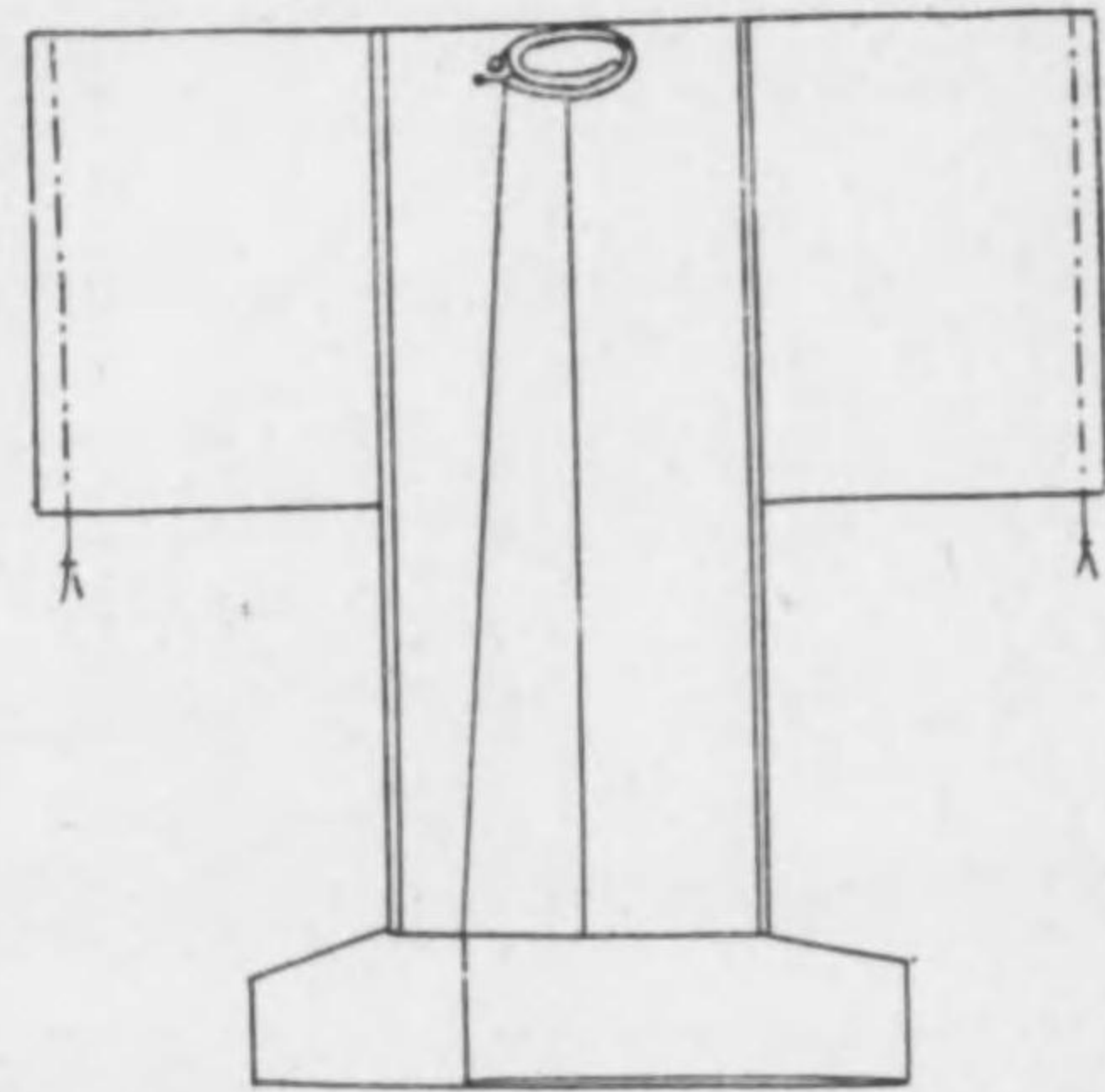
なほ、衣冠代用の布衣着用も、大體以上に準ずればよい。

冠の名處

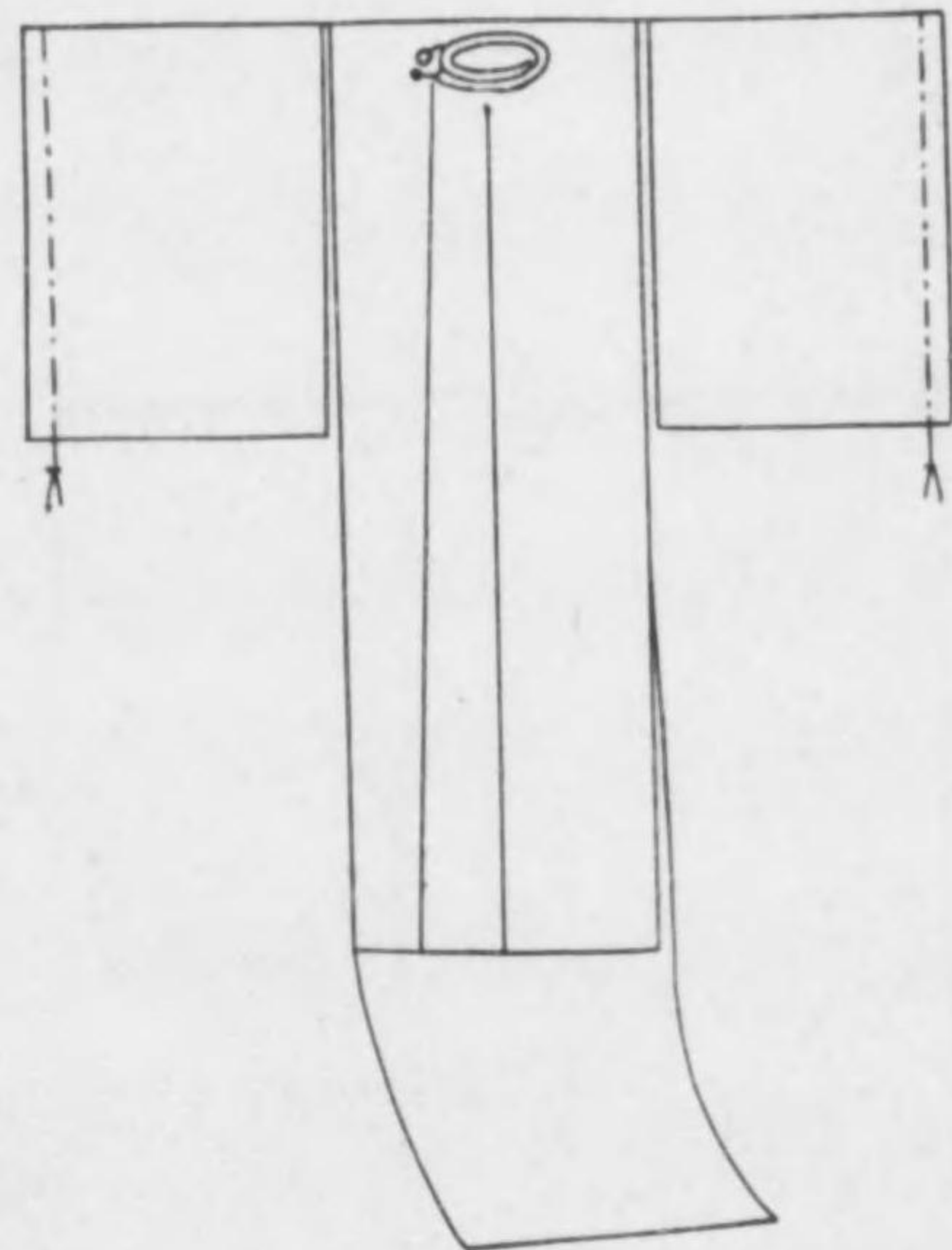


烏帽子の名處

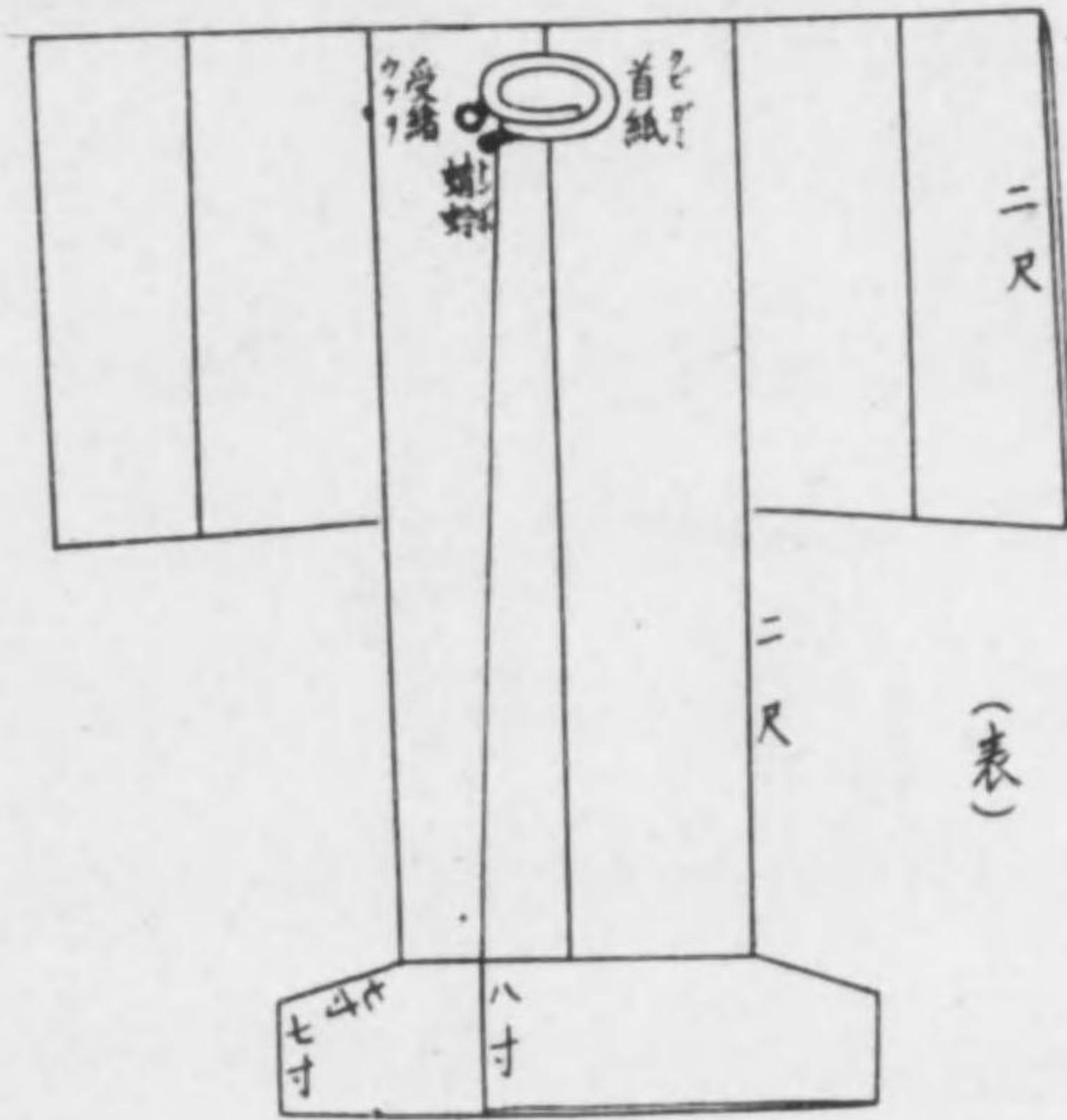




小直衣

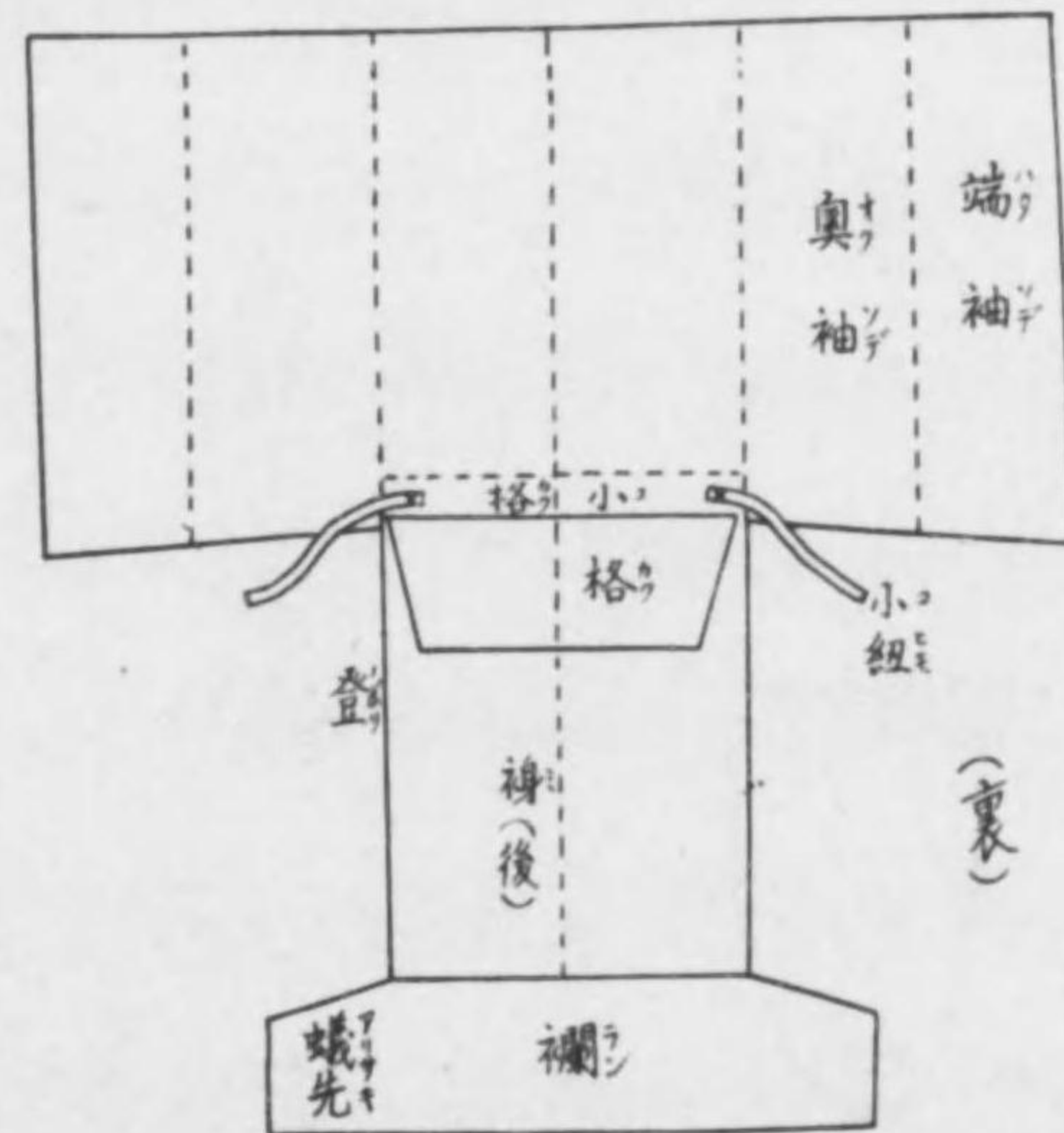


狩衣・浄衣・布衣



(表)

袍の名處



(裏)



奴又
袴
サシ又キコ

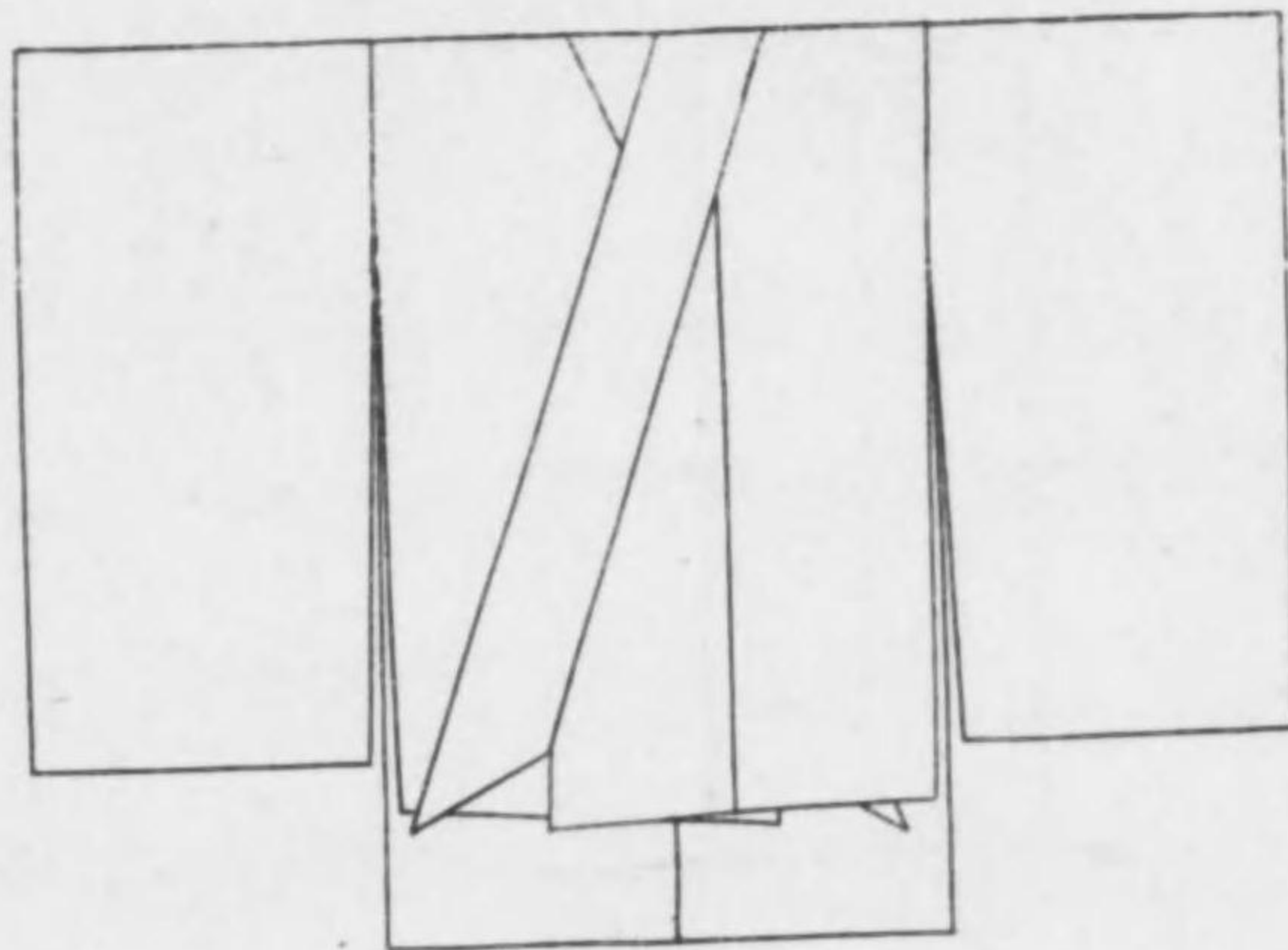


奴又
袴の括緒

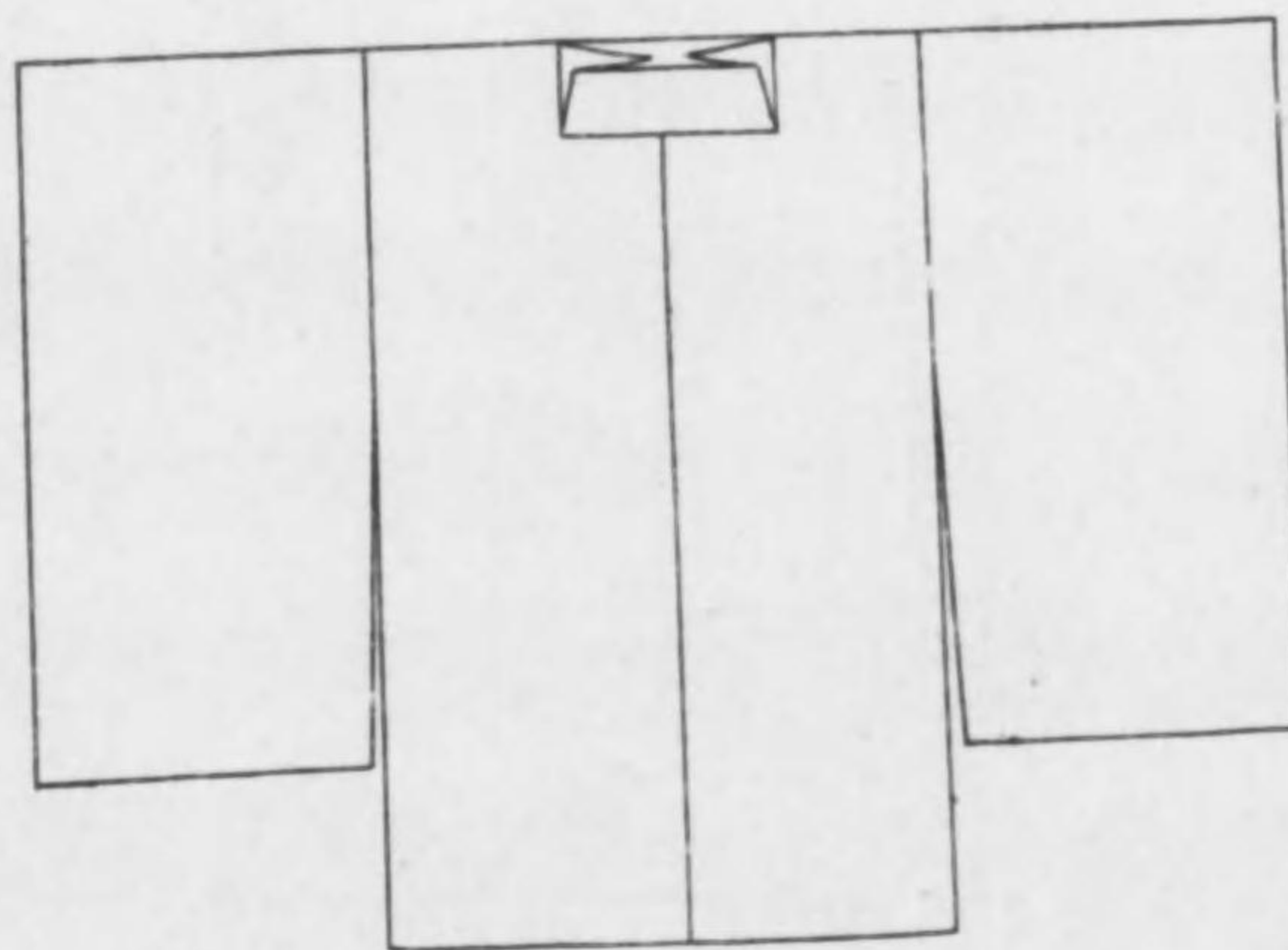
履

枕

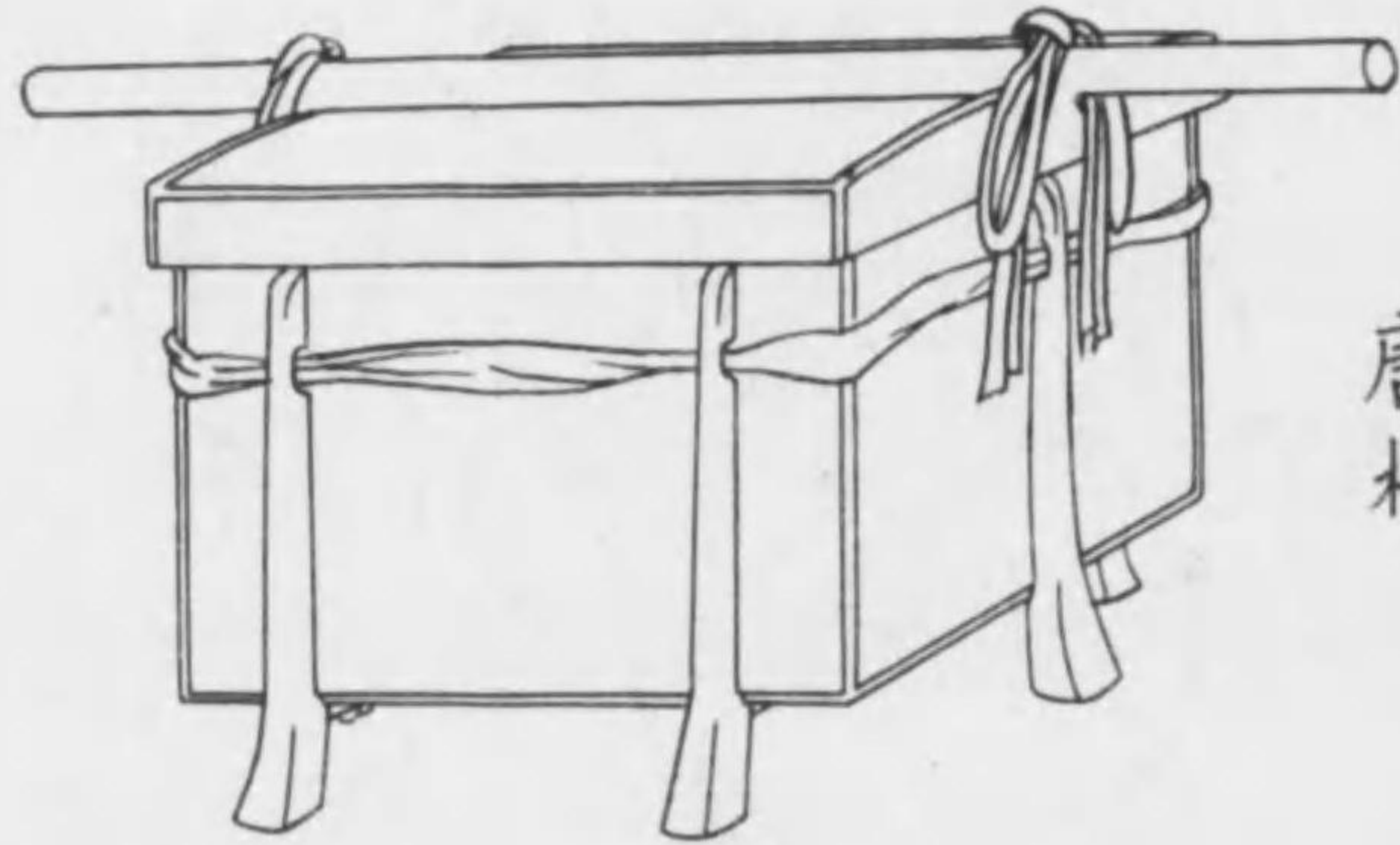
沓敷



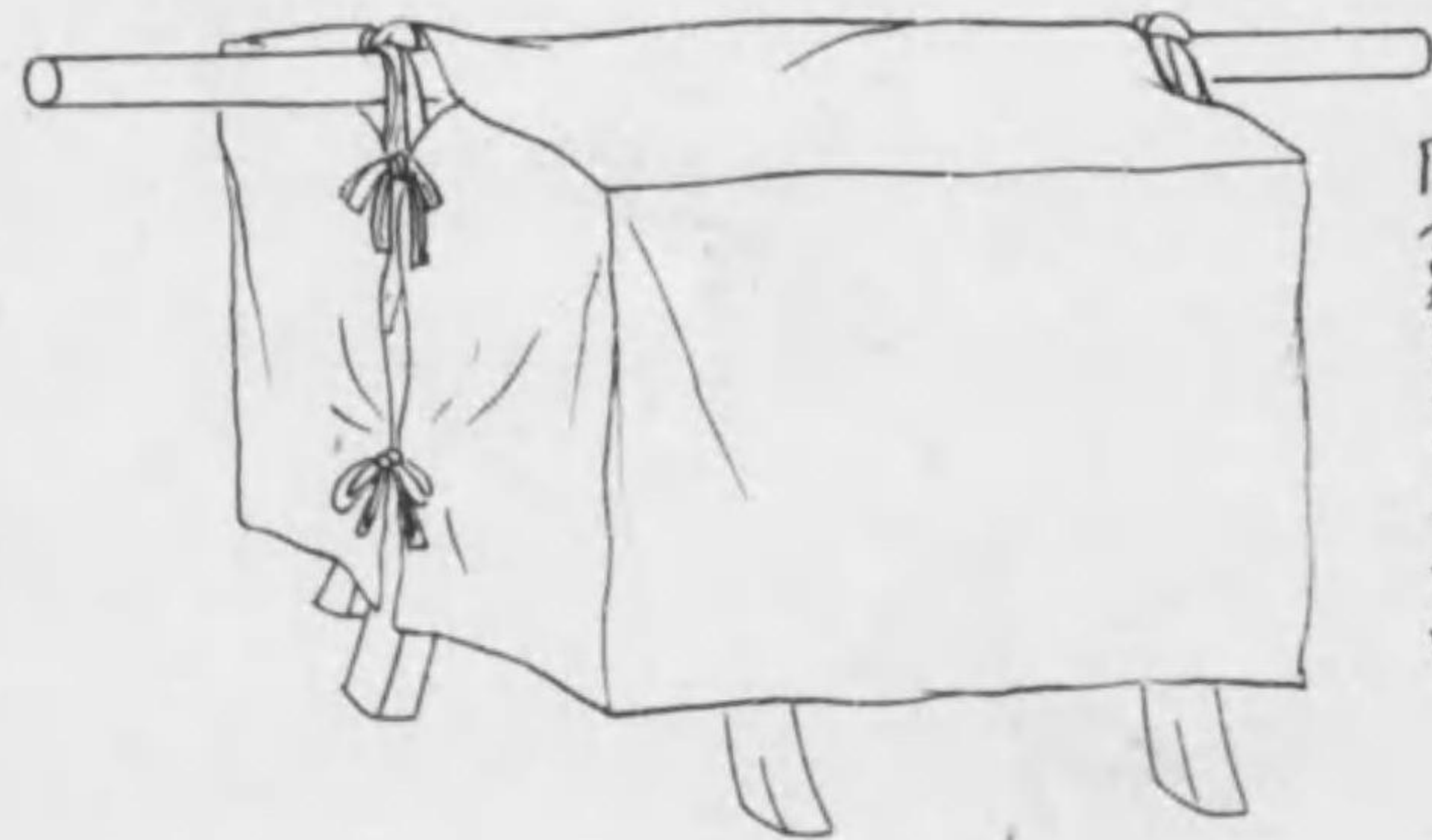
單
(前)



單
(後)



唐櫃 カラヒツ



同(覆カケルサマ)

紋の袍



輪無唐草 ワナレカラフサ

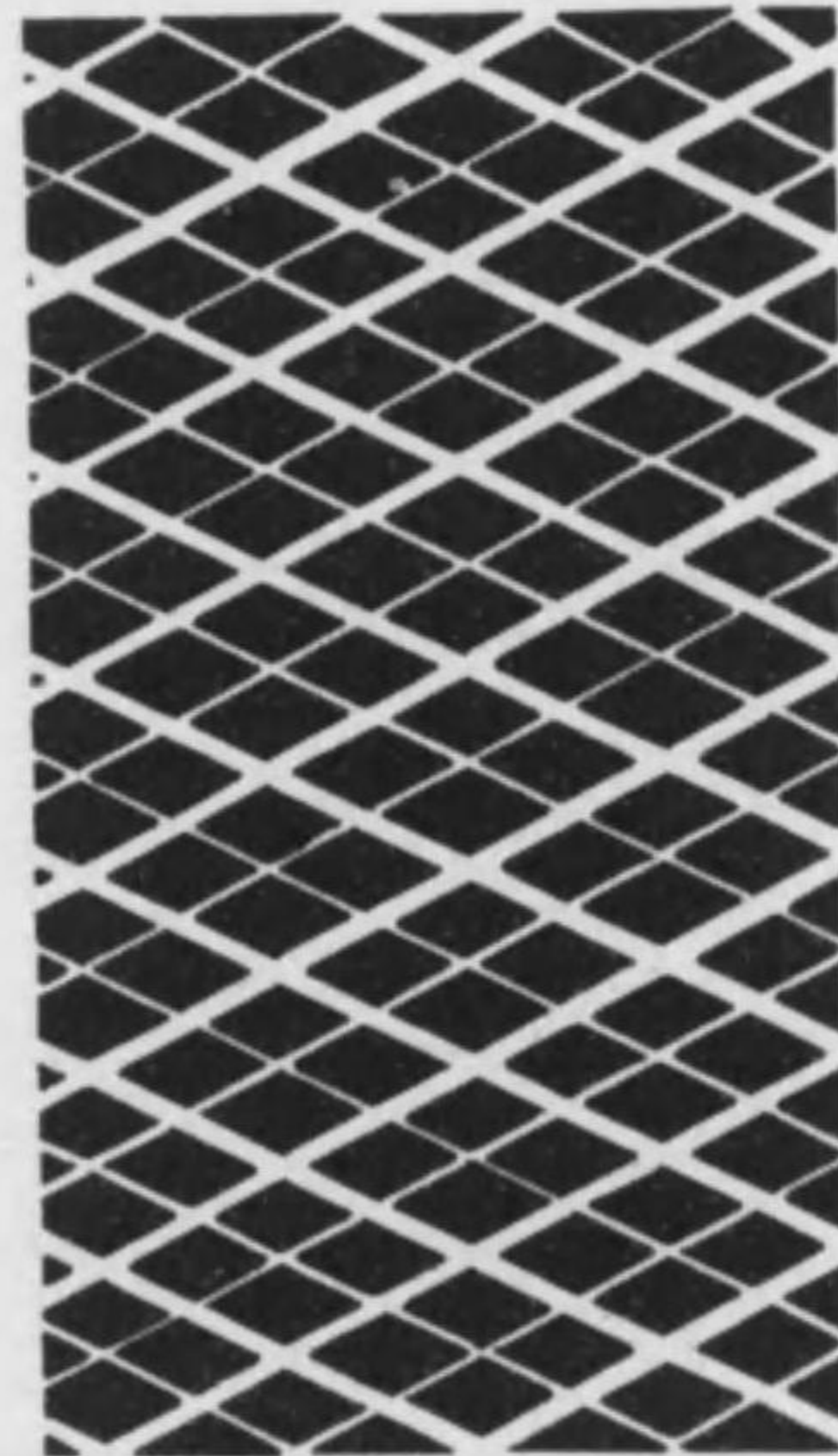
文の用所家可廣



雲鶴 ウンツル

文の用通族皇

紋の單



横菱繁文 ヨロビンハンモン



丁字唐草 チョジカラフサ

選持同及官任委勅
用通位五位四の普



唐草 カラフサ

用通位五位四の普

神社祭式と幣帛供進使
及び随員の行事故法



雲脚臺ウシキヤクダイ
四尺



御幣物ゴヘイモノ

第九編 神社祭式と幣帛供進使及び隨員の行事作法

第一章 禮と祭儀

第一節 禮の意義と實踐の目標

禮とは、吾人の精神に發露する至誠を、明瞭に形の上に表現するをいふ。而して其の禮の中で、極めて重く且つ篤いものを、神祇祭祀の道とする。光仁天皇は勅して「神祇を祭祀するは國の大典なり。春秋の祭祀を怠慢し、洒掃を勤めずして蕪穢を致すものは、位記を沒收すべし」と宣はせられ、神祇を祭祀することの、いかに嚴肅恭敬ならざるべからざるかを、お示しになつて居られる。洵に、神祇祭祀者の起坐進退は、一舉手一投足と雖も苟くもせず、規矩準繩に適ひ、一糸紊るべからざる底のものである。いふまでもなく、至誠は人格の本質であり、道德の根底であつて、恭敬とは其の反省である。之れ無くしては禮は成立しないし、況んや神祇祭祀の儀式作法は成立しない。

禮とは、元來、天地自然の法則を基として人事の儀則としたものであるから、吾人の意志行動が之れを基礎とし之れに支配されるばかりでなく、之れを大にしては能く國家を經し、社稷を定め、民人を序し、後裔を利するに必要缺くべからざる大本である。而して、斯の如きの人事の大本も、釋名に「禮は體なり」とあり、説

文には「禮は體なり」とあり、禮記には「禮は敬なり」とも云つて居るが如く、之れを實際に履行して事體を得る處まで行かねば、何等の意義を爲し得ない。俗諺に、論語讀みの論語知らずとある如く、禮は之れを體得しなければ未だ禮といふわけにゆかぬ。然も、禮にして過ぐる時は、河渡、文飾、因循となり、及ばざる時は粗野、驕慢、妄動の弊りを免れぬ。即ち内面的には恭敬の念に満ち、外面的には時處位に應ずるの程合を考へ、常に能く中庸を得るの用意がなければならぬ。

體得して其處に到達すれば、故らに努力せずとも、自ら節度に適ひ、之れを君公主人に致せば忠となり、之れを父母に致せば孝となり、之れを夫婦に致せば和となり、之れを兄弟に致せば友となり、之れを朋友に致せば信となるといふ風に、圓滿無碍の人格が築き上げられるのである。

世情に追はれて日も維れ足らざる現代の一般生活に、徒らに古習舊儀に泥み、枝葉末節に囚はれ、繁文縟禮に陥るが如き事は、素より避けねばならぬが、さりとて儀式作法の何たるかをも辨へず、況んや神國日本に神の御裔として生れ、更に況んや國家や地方團體の首長たるものが、公の使として祭祀の道を修齋するに當り、範を國民に示すどころか、神祇に禮する作法の何たるかをも知らぬとあつては、人として、國民として、はたまた公人として、單り道義的資格を缺くのみならず、實に忠誠の念を疑ふと云はれても致し方があるまいと思ふ。然らば謂ふ所の禮儀を體得實踐するには、先づ如何なる心構へを持つべきであらうかと云へば、

- 第一、道理を遵守する事
- 第二、便宜を考察する事

第三、調和を旨とすべき事

といふ三大綱目を目標として習熟體得しなければならぬ。

第一の道理を遵守するとは、天地自然の理りを辨別遵守し、禮の節度に順ふことである。假へば、皇室に對し奉るの禮、神祇に對し奉るの禮、國家に對するの禮、社會に對するの禮、主に對するの禮、家庭内におけるの禮、朋友や近隣に對するの禮など、公的に私的に、それ／＼時と場合に適應する禮と節度の理義を、辨別遵守する事である。

第二の便宜を考察するとは、第一の場合の節度を、其の時と場合に應じて考察し、之れを運用し、活用し、便宜の處置を誤らぬやう、體得習熟して無碍自在になる事である。典禮に「禮は宜しきに從ふ」とあるが今も其の如く、禮は宜しく臨機應變の妙あらざるべからざるを言つたものである。

第三の調和を旨とすべき事とは、禮はすべて其の事々物々に程よく鈞合を保ち、首尾一貫して律序正しく具備せざるべからざるをいふ。驕らず、侮らず、諂はらず、諂はらず、恭敬以つて圓滿滑脱に行はれなければならぬ。假令へば、祭場の裝飾や設備が如何に壯麗に整つてゐても、之れに祭員や供進使の裝束が相應して整つて居らねば、未だ調和した祭事とは云ひ難く、また鋪設や裝束が如何によく整つて居るとしても、之れに即すべき式次第や行事作法がしつくりと伴つて居らねば未だ律序ある祭事とはいひ難く、その式次第や行事作法も、單に規則通りの事を、事務的に形式的に進行させるだけで、精神的に、全靈的に、運用活用する同心一體が無ければ、未だ祭祀の道を執り行ふものとは云ひ難きが如くである。つまり程よき時處位の調和を、禮の主要とする所以である。

もし更に以上の事を分別すれば、第一に事理を辨知する事、第二に秩序を肅正する事、第三に規律を嚴守する事、第四に本分を失墜せざる事、第五に事前に意を用ふる事、第六に時處位に適應する事、第七に輕重を考慮する事、第八に整備を主とする事、第九に權衡を保持する事といふ風になるであらう。一々の箇條について解説するとわかりよいが、少し冗くなるやうだから亦の機會に譲る。

もしまた更に之れを別の方面からいへば、清淨、至誠、謙嚴、鄭重、忍耐、機智、注意、察知、豫定、剛健、沈着、從容、閑雅、事前事後の細心なる用意など、特に心すべき要點となるであらう。

第二節 神祇祭祀上の要綱

凡、あらゆる式典と之れを執行する行事作法は、至誠、鄭重、恭敬を旨とすべきものであるが、祭祀修齋に當つては特に此の點が肝要である。徒らに鄭重に過ぎると舉措進退が冗長に流れて愆怠する、然らばと云つて敏捷にのみ走つては、輕躁に陥つて恭敬を缺くことになる。本來、祭事奉修は、全體が同心一如に統整綜合されて一つの體を爲すものであるから、自他共に即し、謂ゆる速からず遅からず、時處位共に事理に適つて規律を正し、秩序を紊さず、至誠以つて自ら神に通ずるの赤心が表現されなければならぬ。それには先づ以つて、己が現に對象として居る處の、祭祀の意義性質を知らねばならぬ。之れは祭祀を執行し、祭祀に參與する者の是非とも心得ておかねばならぬ事柄である。

さて、神事を、其の意義性質の上から大別すると、吉凶の二祭にすることが出来る。神社における祭は殆んど悉く吉に属すると云つてよいが、併し神社祭の中にも、追慕、慰霊、弔魂等を趣旨とする祭が無いではない。之れらは他の祭の吉に對して凶に屬する。故に、祭執行者は素より、之れに關與し若くは列席参拜する者は、豫めよく其の祭の意義性質を知らねばならぬ。其の祭の意義性質を知らば、自ら歡喜の情や哀愁の情を備すのが自然であり、その自然の情理が、自ら形の上に現はされなければならぬ。今此の吉凶二祭を試みに项目的にわけて見ると、第一は報恩の祭、第二は祈禱の祭、第三は追慕の祭、第四は記念の祭、第五は酬謝の祭、第六は頌徳の祭、第七は鎮和の祭とする事が出来るであらう。本書の主題とは直接關係の無い節もあるが、祭に對する概念を知る上から、之れらに對して一應の義解を試みておく。

第一の報恩の祭とは、神恩報賽の祭である。即ち神明の恩恵を蒙り、其の神徳に對して報本謝恩の意を表はすの神事である。祭は大體において此の主意を基本として居るけれども、就中、現時の神社祭にいはば、新嘗祭、神嘗祭、例祭などは最も強く此の意味を持つて居る。第二の祈禱の祭とは、神明に祈願して其の事の成就を乞ひ祈み奉る祭をいふ。即ち、恒例大祭たる祈年祭を首めとして、戰勝祈願祭、武運長久祈願祭、風神祭、祈雨祈晴祭、除穢祭などが之れである。第三の追慕の祭とは、御祭神の現し世における徳風を追慕するの至情から成る祭である。臣下が主君を思ひ奉り、子孫が父祖を思慕する等の祭は皆之れに屬する。長くも、神武天皇祭、大正天皇祭の御儀を始め奉り、一般の祖靈祭、慰霊祭、招魂祭等は之れである。第四の記念の祭とは、其の事の往時を記念し且つ賞美祝賀し、之れを後葉に遺し傳ふるの意義を主とする。

る祭である。神社祭にいはば、元始祭、紀元節祭、天皇節祭、創建記念祭、昇列格記念祭等が之れであり一般祭事では、軍旗祭とか學校創立記念祭、陸軍記念祭とかそれである。第五の酬謝の祭とは、功臣偉人の勳功を稱揚報酬する意義の祭である。酬謝の意義の中には勿論追慕の意味をも含む場合が多いが、追慕といへば神靈の慰安を主とするものであり、酬謝といへば、忠勇、義烈、學徳、功業、創見、創造等の功績報賽を主とし、之れを社會に顯彰し、後世に敬慕せしめ、且つ之れを忘れざらしめむが爲めの意義を主とする祭である。今の別格官幣社の創建は、皆此の意義精神の發露するところと云つてよい。第六の頌徳の祭とは、御祭神の御事蹟を顯彰し、神徳の個性を發揚し、益々其の神徳を敬仰せしめむが爲めの祭である。即ち各神社の神幸式、昇列格奉告祭等を初めとして、一般にいはば、銅像や記念碑の除幕式等も、そこに神事が伴ふ限り、廣い意味において之れに屬する。第七の鎮和の祭とは、神靈を和め鎮め奉る意義の祭であつて之れには、鎮火祭とか鎮魂祭とかがある。要するに斯うした祭の意義を先づ呑み込んでおけば、其の執行奉仕に當つて、自ら態度が事理に適ふやうになるのである。

第三節 容儀

その、事理に適ふ態度とは、要するに正しき節度に適つた起居進退といふ事になるが、之れは先づ容儀姿勢の端正なところを基として發する。實に容儀姿勢は、禮を修むるの初め、行事作法の第一歩であり通則である。即ち正しい起居進退は正しい姿勢によつて行はれるのである。故に起居進退の正しからん事を欲すれば、

先づ姿勢を整へなければならぬ。

而して姿勢を整ふるとは、其の態度の從容として迫らざる趣きあるをいふ。單に姿勢と云つても、其の目的によつて大分表はし方を異にするが、之れは禮の本質の變化ではなくて活用の變化である。假へば軍服と紋服とは等しく姿勢といつても大いに異なるが如きであつて、裝束着用の際の態度は、特に此の點の注意が肝要である。また等しく祭式上の姿勢であつても、時處位によつて緩急を生ずるのは勿論であつて、甲の場合の姿勢態度を直ちに乙の場合にも丙の場合にも及ぼさんとすることの誤りは、言を俟たない處である。要は其の目的に順應し、適度の態度を執り、容儀を端正ならしめ、以て正しき起居進退を保たねばならぬ。

此の姿勢についての目標は、古來、禮記に載する處の九容儀が最も要領を得て居ると言はれて居る。九容儀とは、足容重、手容恭、目容端、口容止、聲容靜、頭容直、氣容順、色容莊、立容德の九儀であるが、朱子もまた九容は敬の目なり、即ち容儀上の眼目であると説いて居る。祭式上の起居進退も此の九容によつて殆んど根本の眼目を盡して居るから、今左に列記して其の大意を説き、以て行事作法の根柢としたい。

- 一、足の容は重く 足の容は重くすべしとあつて、足の運びは成るべく重々しくし、努めて輕躁に陥らぬやうに歩行すべきを云つたもので、之れは容儀の第一である。
- 二、手の容は恭く 手の容は恭しくすべしとあつて、蓋りに弛張屈伸することなく、左右ゆるやかに相對せしめ、特に指の亂れなどに注意しなければならぬ。
- 三、目の容は端しく 目の容は端しくすべし、即ち眼の据え方とつけどころを端正にし、常に正視する事を心

がけねばならぬ。吾人の心情意の最も端的に現はれ易いのは目である。目の容である。各般の姿勢に「目の着けどころ」を力説し、姿勢のみならず心理的にも處世的にも此の點を最も肝要として居るのは亦ゆえありといふべきである。周禮に「凡そ、視ること面より上るときは則ち放る、帯より下るときは則ち憂ひ、傾けば則ち姦る」とあるが、洵に其の如く、目は容儀中でも最も慎まなければならぬ處としてある。

四、口の容は止む 口の容は止むべしといふ。主なることは、常に閉ぢて妄りに開かないことをいふ。即ち、「止」の意を本としたものである。餘り強く閉ぢず、ゆるませず、徐かに引きしめて居らねばならぬ。口の開いたのは放心の狀であり、至誠の籠らない感じを現はすものである。

五、聲の容は靜に 聲の容は靜かにすべしとは、言語音聲を靜かにして、妄りに高聲激音を發せず、奇聲嬌聲を出さず、而も低聲に過ぎず、急焦せず、明瞭に、靜肅に、宜しく時處位に應ずる高低緩急の語調を整へ、且つ、咳や嚏等は、元來、不可抗に近い生理的現象ではあるけれども、なるべく之れを抑へ止めて慎しまなければならぬ事を云つたものである。

六、頭の容は直く 頭の容は直しくすべしとは、頭部を俯つ向けず、仰向けず、また傾けぬやう、常に素直に正しくすべきことをいふ。

七、氣の容は肅しむ 氣の容は肅しむべしとは、常に神氣を平靜に保持し、呼吸は毎に鼻孔を以て平らかに行ふべきをいふ。一方に、口の容は止んで居るのであるから、自然呼吸は鼻孔からする道理であり、鼻孔から靜かに呼吸して居れば自然に神氣も平靜になる道理である。論語に「氣を屏めて恰も息せざるが如く、靜かなる

こと林の如し」と説いて居るが、神氣を平靜に保てといふことは、單り容儀上からのみでなく、腹の底からの沈着を要求することにもなるのである。

八、立つ容は徳に 立てる容は徳にすべしとは、その立つや、正しく、直く、片倚らず、嚴そかに而も閑雅に従容として迫らざる風采を備へなければならぬをいふ。恰も有徳の人に自然に具はる象の如く、堅苦しくなく而も犯し難い人格的厚みをいふ。

九、色の容は莊に 色の容は莊にすべしとは、顔色や表情を和らげ過ぎず嚴しくし過ぎず、常に春風裡に自若として居座するが如く、人に對しても、中庸よろしきに從つて、應接、接觸、接受せよといふ義である。謂ゆる威ありて猛からず、飄蕩として狎れしめずの態度を心がければならぬ。

以上の事は、容儀の第一歩又は行事作法の根本を爲す一般的通則として、古來、斯の道の人々が、口を揃へて説いて居る處である。

第四節 神社儀式

第一項 制度と沿革

斯くて、祭祀に對する態度、即ち精神的形式的用意ができれば、今度は愈々その實踐の式法たる行事作法になる。さて儀式とは神祇を祭祀するに當つて行ふ式法の訓ひであるが、遠くは姑らく措き、中古以降は、主として彼の白川、吉田の兩家が、其の家法に依り、一種の特權として、謂ゆる傳授なるものをしたほかに、また

伊勢神宮を初めとして、出雲、春日、賀茂、諏訪などの大社には、各々其の古例の儀式があつて、久しきに亘り特有の風格を傳承してゐた。

然るに明治維新に際しては、八年三月、神社儀式の勅定があつて其の準則を示され、恒例、臨時の祭儀は皆之れに據る事となつたが、降つて同四十年六月二十九日、内務省告示第七十六號を以て神社儀式と行事作法を發布し、以て神社儀式の全國的統一を圖るに至つた。これが即ち現制の基礎を爲したと云つてもよろしく、初めて儀式としての首尾を整ふる事ができた。

此の間、皇室には皇室祭祀令の御制定があり、伊勢神宮には神宮祭祀の制定があつて、特に、皇室及び神宮の儀式が確立された。そして大正三年三月二十七日には内務省令第四號を以て官國幣社以下神社儀式(現行)の制定があり、降つて昭和十三年四月十二日には内務省令第十五號を以て遷座祭に關する事項及び祭祀關係者以外の参列と拜禮に關する點等を改正または追補するなどの事があつた。なほ疑義また遺憾に思ふ點が餘くないとは云へ、之れで殆んど大體における形式的面目を整ふるに至つた。

また之れを別にしては、陸軍省令を以て靖國神社儀式を、臺灣總督府令を以て臺灣神社儀式を、朝鮮總督府令を以て朝鮮神社儀式を定め、樺太神社儀式は其の主務官廳たる内閣に於て之れを定むる等、夫々儀式の大本を樹立するに至つた。

その儀式に、大祭、中祭、小祭の區別を立て、大祭式には、祈年、新嘗、例祭、遷座祭等の有ること其の他は、別編神社の公祭祀の各條によつて既に明瞭である。なほまた府縣社以下神社の儀式や行事作法は別に定め

す、官國幣社のそれに準ずること等も前に云つた。

第二項 祭式の意義

祭式とは前項所述の如く、祭祀執行の爲めの式法であるから、その爲めには、各祭祀の趣旨に鑑みて、その祭祀に相應する可及的適切な、儀式の順序、次第、祭場の鋪設、神饌、祭祀執行職員の座起進退作法等、祭典を構成するに要する條件一切の定則が無ければならぬ。極端に云へば定則に準據しなくても拜祭の誠意は運び得るといふ議論もあるが、式とは既に定則の事である。定まつた順序次第に則ればこそその「式典」である。定則がなければ式とは云ひ得ない。殊に、政府が、行政的に、全国的に規矩準繩を立て、統整するためには、定則の樹立が必要である。祭式制度のある所以である。

神社祭式を廣義に解すれば、それらの一切の條件を含む定則であるが故に、屢々例外の例は認むると雖も全國一律的に施行して居るわけであるが、こゝにいふ祭式（現行法令にいふ神社祭式）とは、もう少し狹義に解釋されなければならぬ。即ち祭典儀式の順序と祝詞及び神饌に關する法則だけを、嚴格な意味における祭式といひ、祭典執行員の進退作法等は、此の祭式に附屬する式法として別に定めてある。前者が大正三年三月内務省令第四號（昭和十三年四月に一部改正）の「官國幣社以下神社祭式」であり、後者が明治四十年六月内務省告示第七十六號の「神社祭式行作法」である。尤も、他に此の省令及び告示に關係ある齋戒とか、恒例式とか、遙拜及び大被式とか、或ひは服装に關する規定などが自然に伴つて居ることは云ふまでもあるまい。服制または器具調度も、まさに祭式の一部を構成するものである。

第二章 祭式通義

第一節 祭場

第一項 祭場の座位

第一目 神座

式典を行ふ形式の具體的基礎を爲すのが座席の順位である。畏くも宮中におかせられては玉座、神事に於ては神座、之れが式典座席の中心であり主點である。他の座席と相俟つて順位の定まるべき座席でなく、最高絶對の至境であるから、之れは座位の上下を以て論ずべきものではない。之れを基にして、こゝから派生する座席の上下が生ずるのである。即ち此の至境に對し奉仕する者の、舉式の席に上下座の順ができるのである。

第二目 正中と其の次座

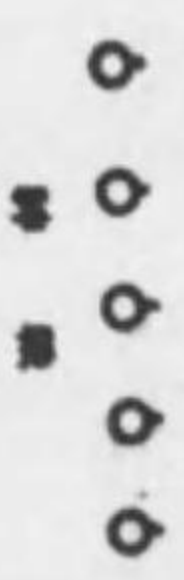
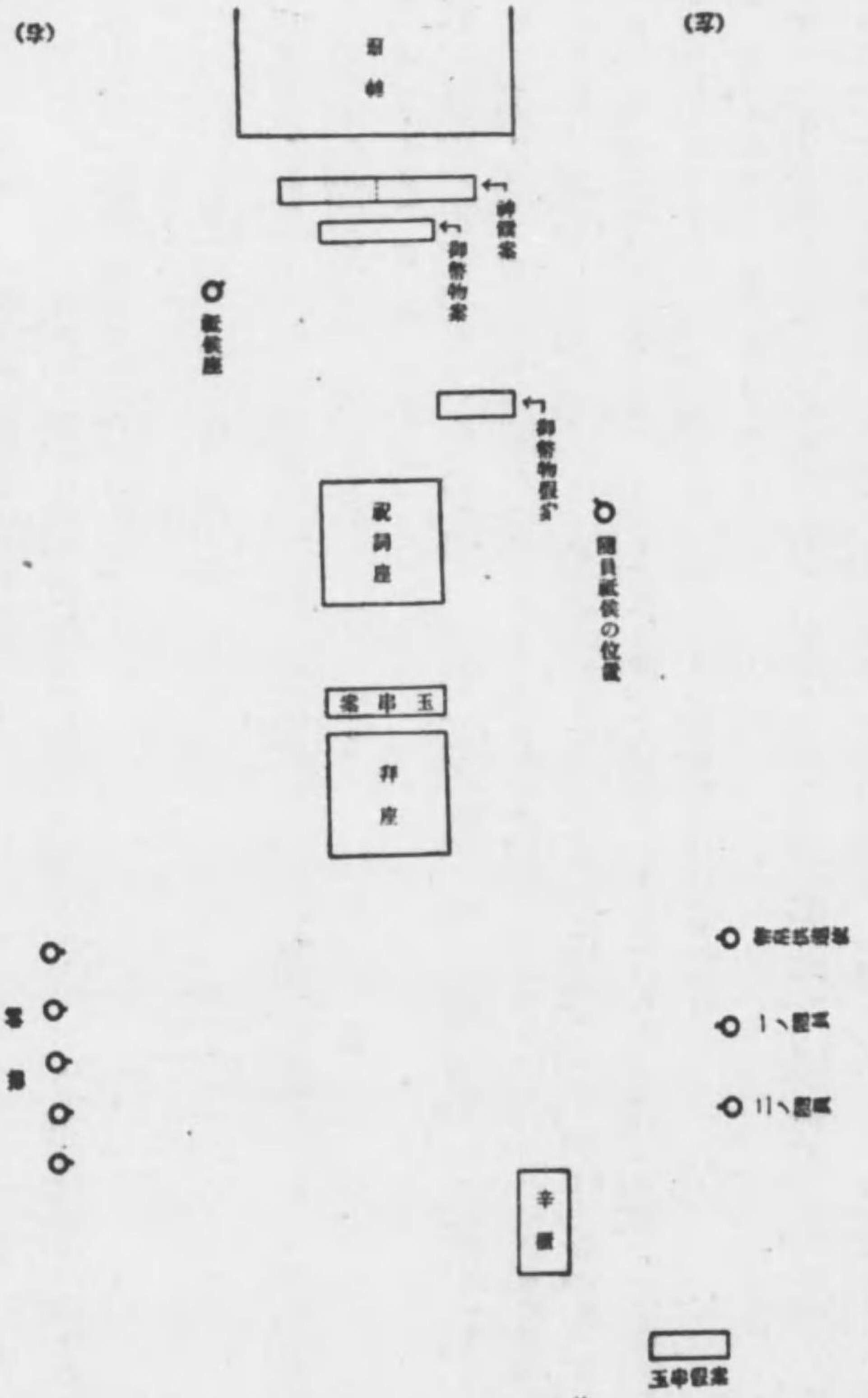
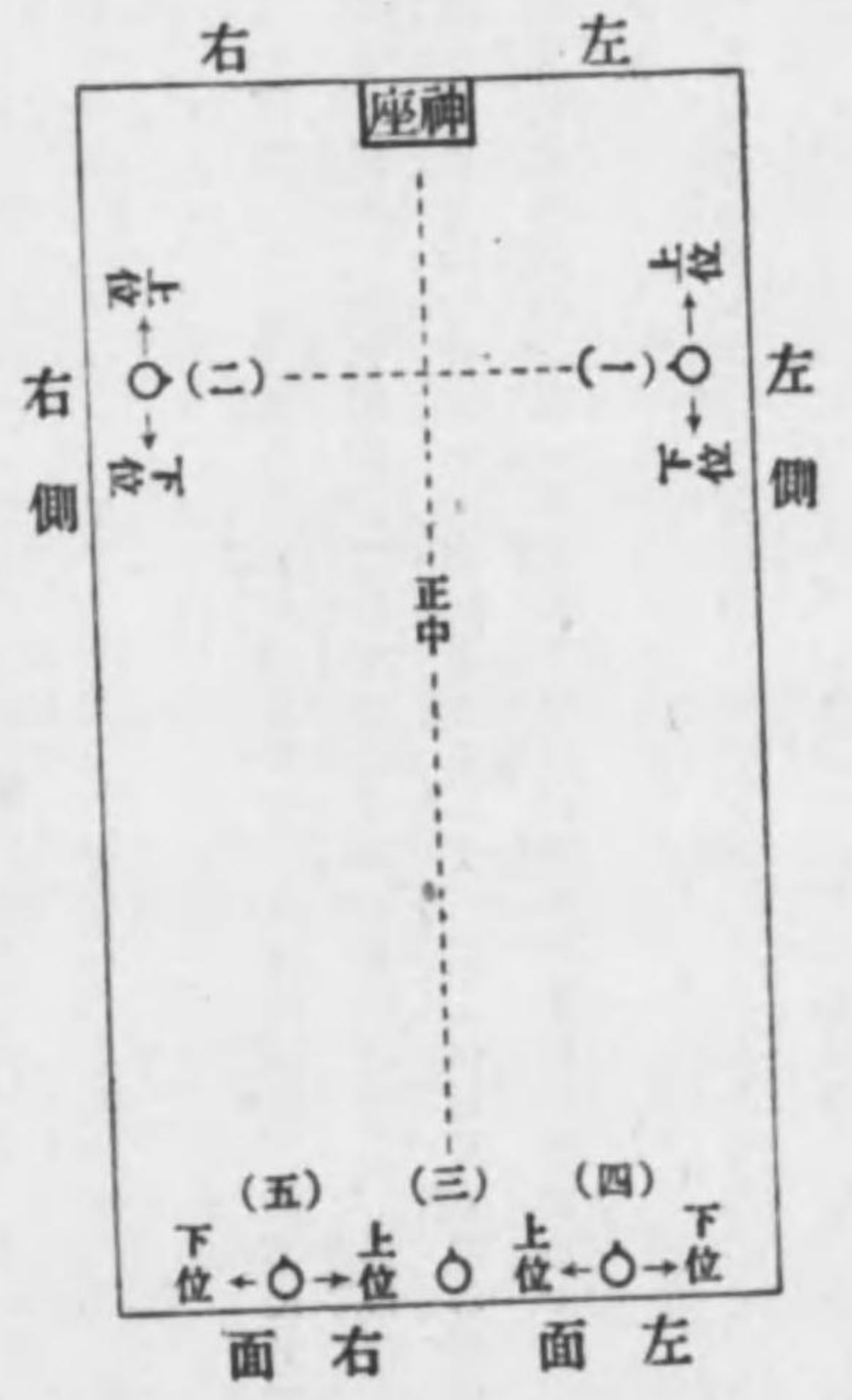
正中とは、右の至上至高の御神座に對し奉る眞正面を、（遠近を問はず）すつと通して云ふのであつて、之れを祭場中の最も上座とする。故に、概ね、祭場の中央が正中に當るやうに鋪設されて居るけれども、稀には神座の位置の關係で、正中が祭場の中央でない事もあり得る。さうした異例により、神座が祭場の一方に偏してゐたり、祭場に曲折があつたりしても、正中は同じく偏したまゝに正中である。場處の便宜で席の上下が定まるわけではないからである。

第九編 神社祭式と幣帛供進使及び隨員の行事作法
 次に、正中を境として、(神座から見ても)左を上座とし、同じく右を、左に亞ぐの座とする。

第三目 左面右面・左側右側・遠近

祭場での左右とは、神座を本として云ふのである。随つて左面といへば神座の左方に、正中を左に見て着座するを云ひ、右面といへば神座の右方に、正中を右に見て着座するを云ひ、左側といへば、神座の左側で正中に面した座、右側といへば、神座の右方で、正中に面した座をいふ事になる。

また之れを遠近からいふと、たとへ正中に着座するとも、その座席よりもヨリ神座に近い着座があれば、左右を問はず其の方が上座になる。つまり、遠近からいへば近いほど上座、左右から云へば左が上座、全體からいへば正中が上座となるのである。今、圖示すれば右圖の如くである。



第二項 供進使の座席一例

その順位によつて供進使参向の場合の座席圖を例示すれば右の如くである。之れは官國幣社の一例であるから、府縣社以下神社は適宜之れに準ずればよい。

第二節 作法要目

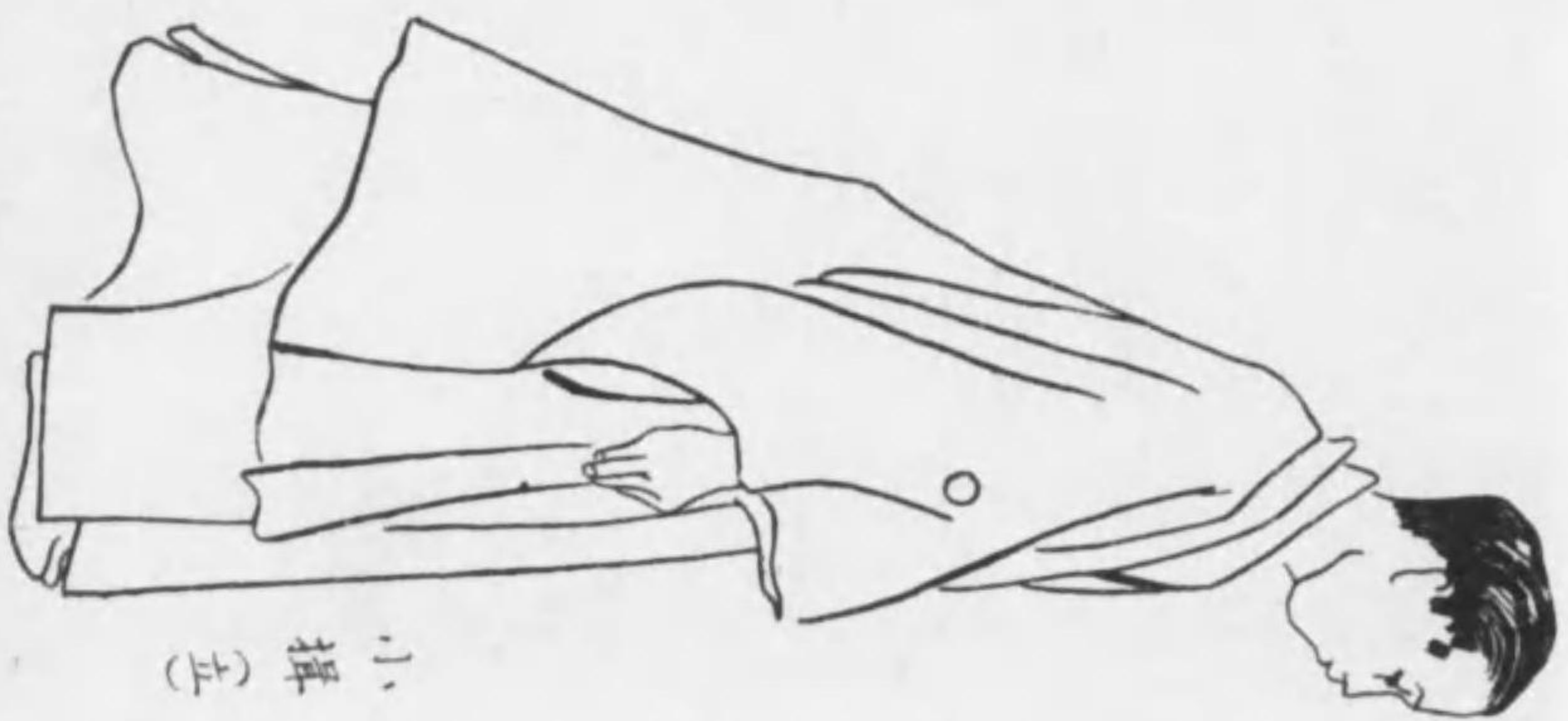
こゝで告示による作法の中で、供進使及び隨員に直接關係ある部分を抽出して義解しておく。行事に關する事は、式次第の説明の中で順次義解してゆくつもりである。

座法〔ザホウ〕座體〔ザタイ〕

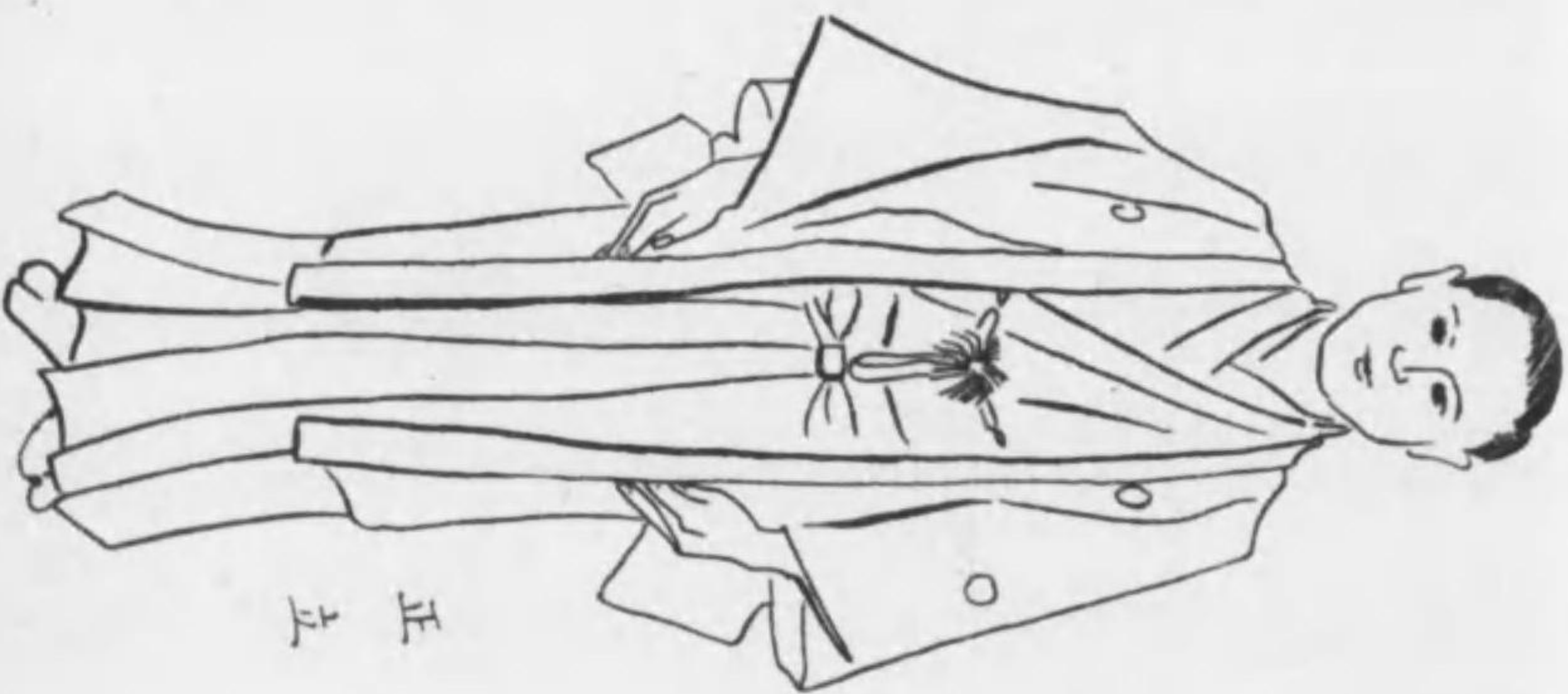
告示に「兩足ノ拇指ヲ重ね、少シク膝ヲ開キ、左右ノ手先ヲ腰前ニ控へ、體ヲ垂直ニシテ正面スルヲイフ」とある。座體の本則、座つた時の姿勢の據處である。膝のあきは膝間に膝を容るゝ程、目のつけ處は場處の廣狭にもよるが、前方凡そ十尺の邊、手は、普通禮のときは上腿の中段に相對せしめ、持笏の場合は、右手の掌がやや下腹に向ふ事になるので、左手も之れに應じて相對せしめねばならぬ。體構へ全體としては特に下腹部に力を入れるやうにし、御神前ではやや前かゝりの氣味でなければならぬ。

立法〔リツボウ〕立體〔リツタイ〕

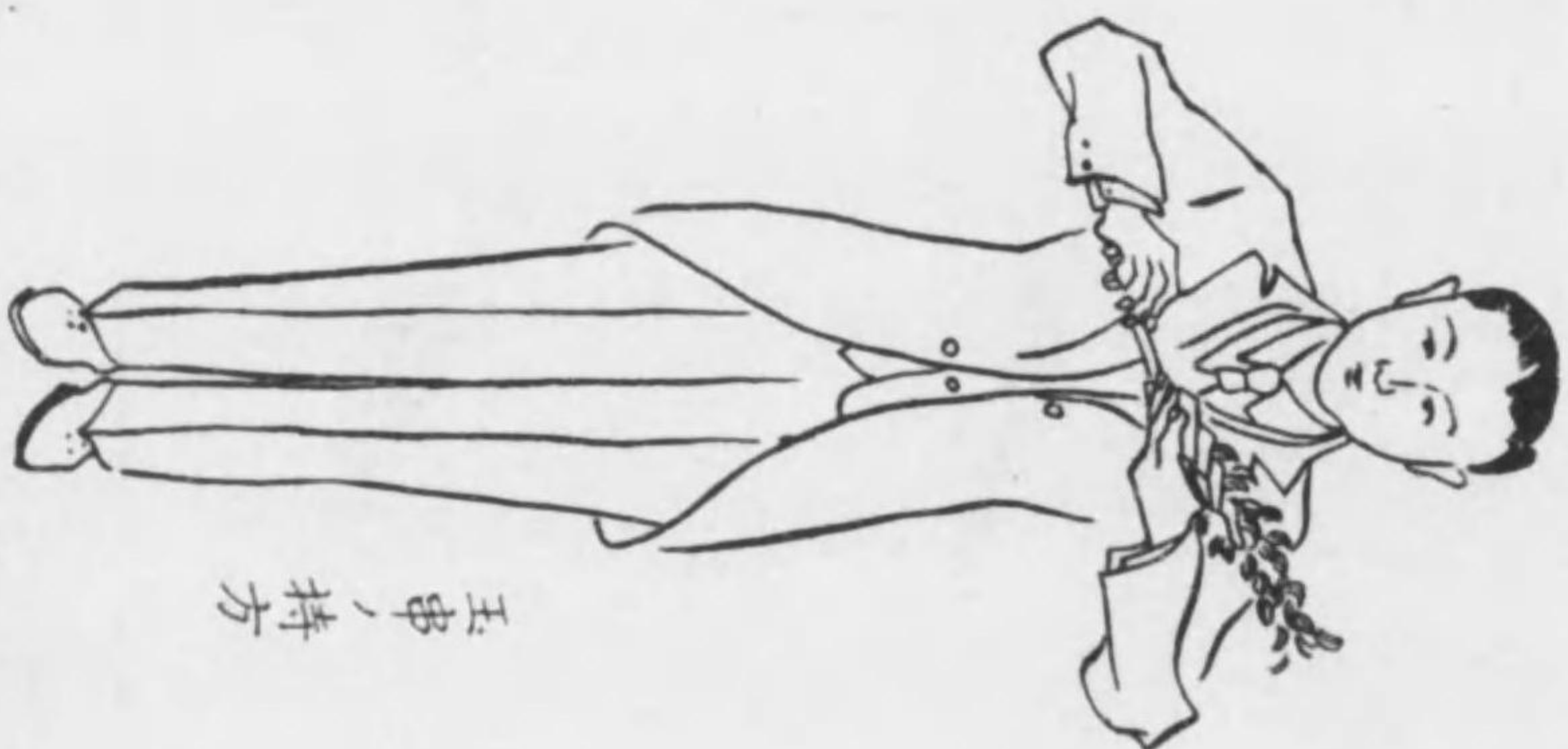
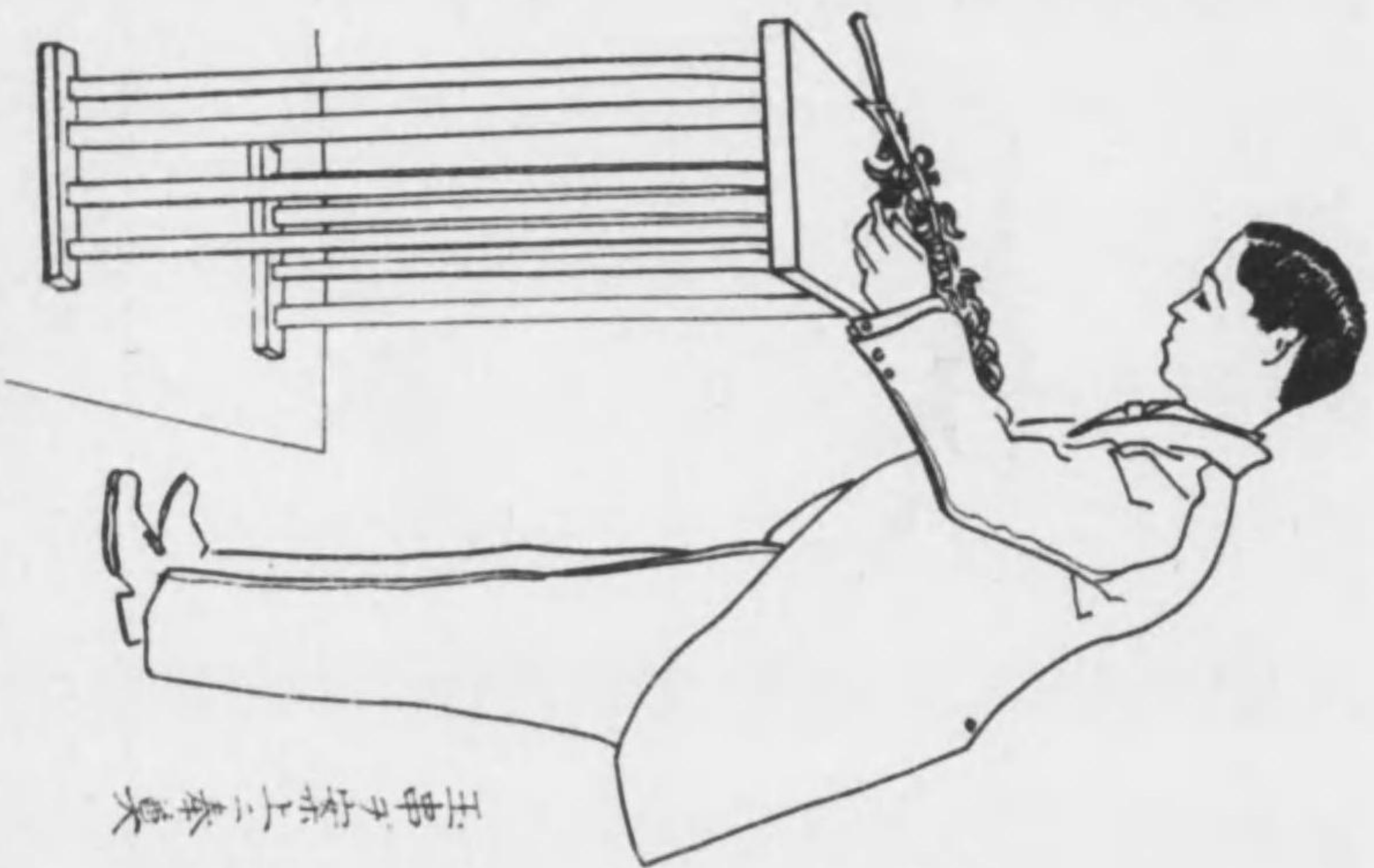
告示に「兩足ノ踵ヲ接ケ、少シク爪先ヲ開キ、左右ノ手先ヲ下腹ノ邊ニ控へ、體ヲ垂直ニシテ正面スルヲイフ」とある。之れが姿勢上における立體の本則である。目のつけ處は、場處の廣狭にもよるが前方凡そ二十尺

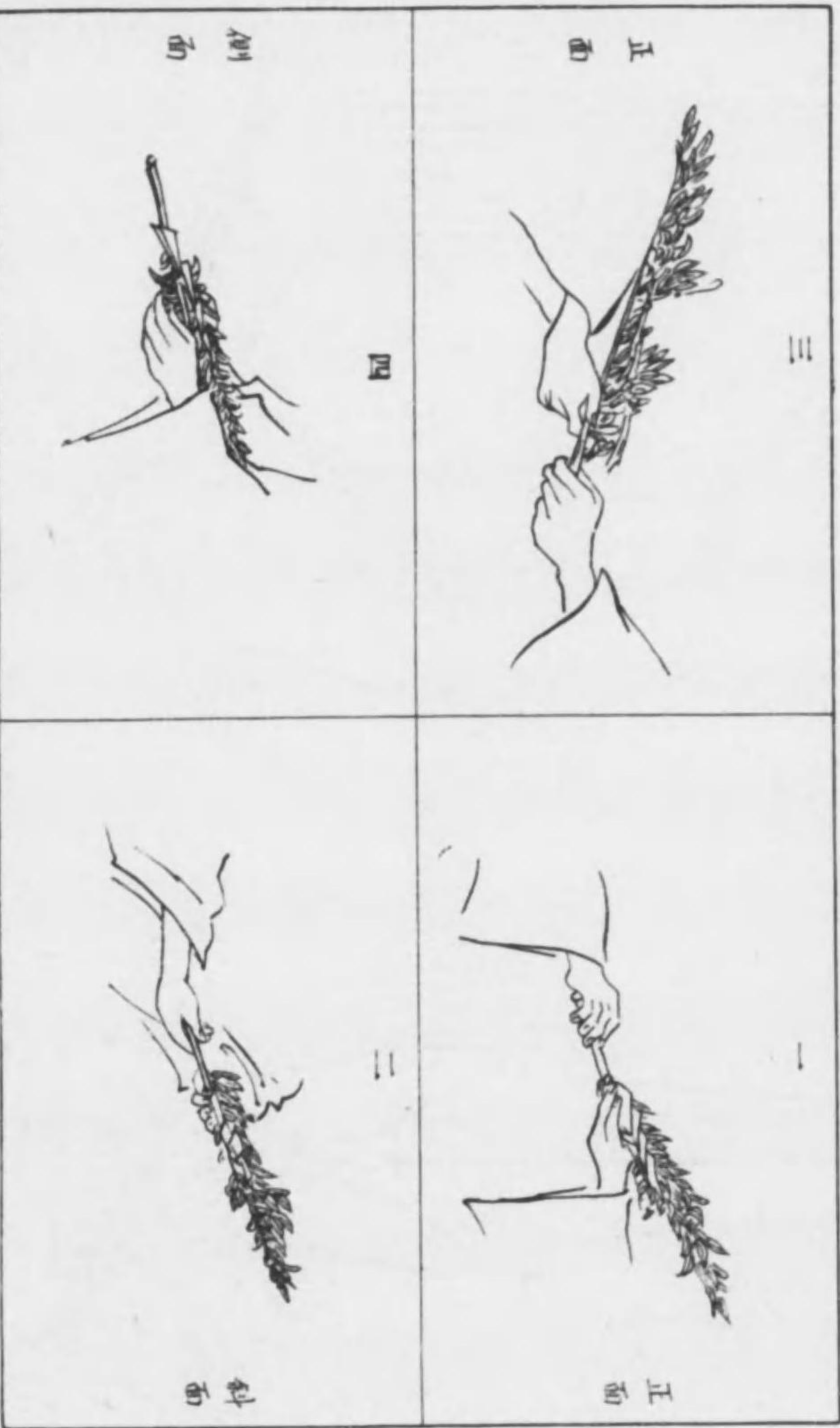


二 坐 (正)

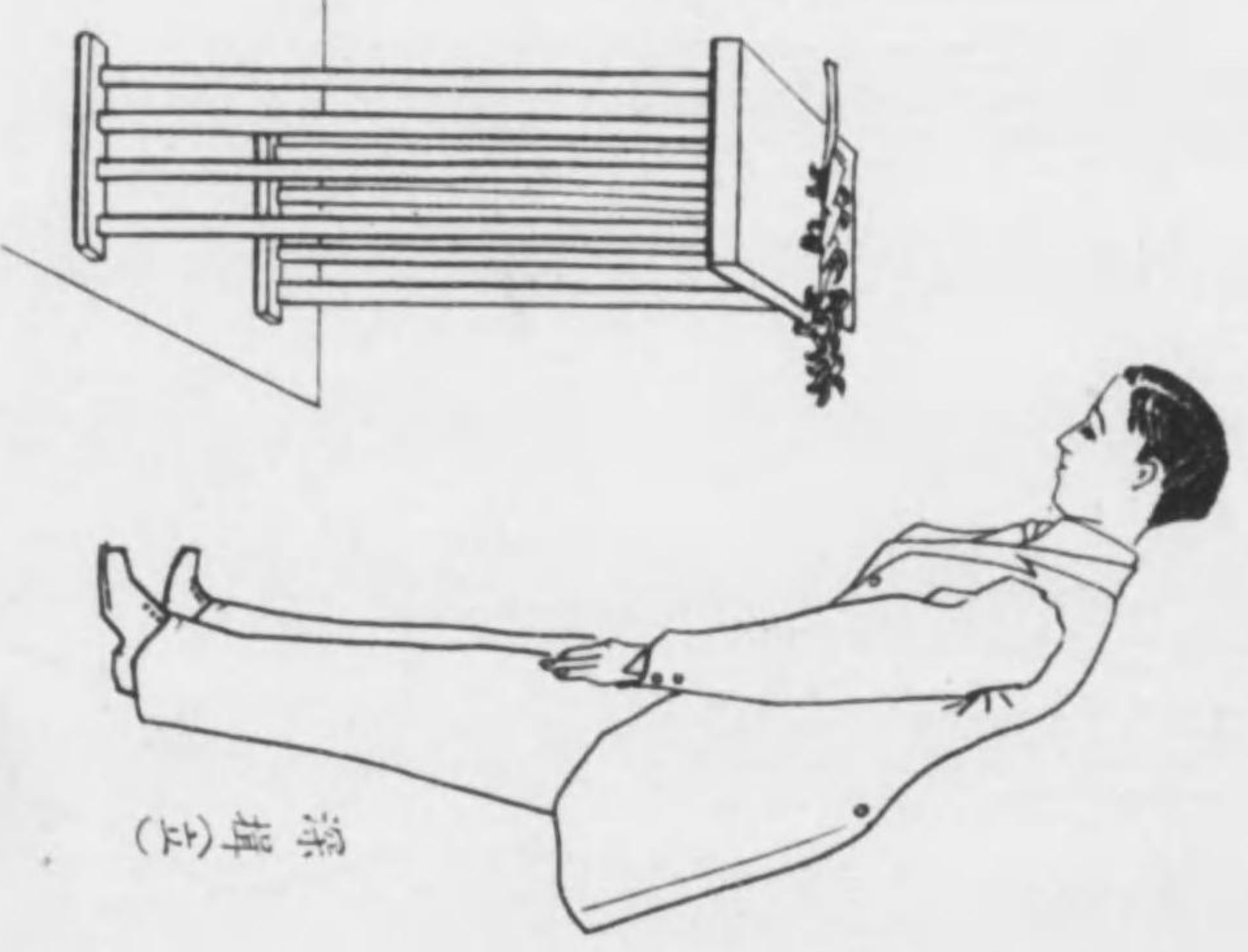
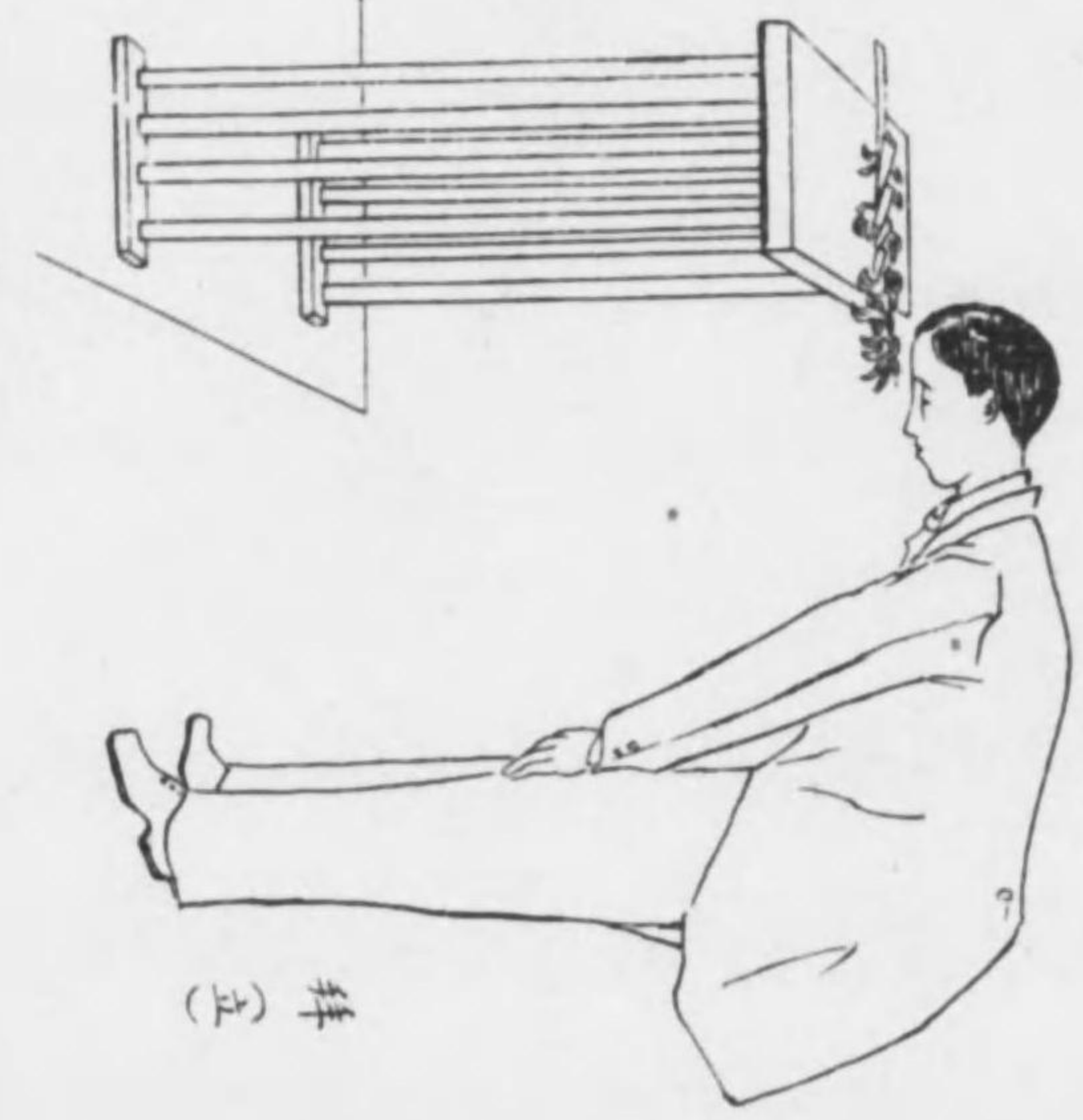


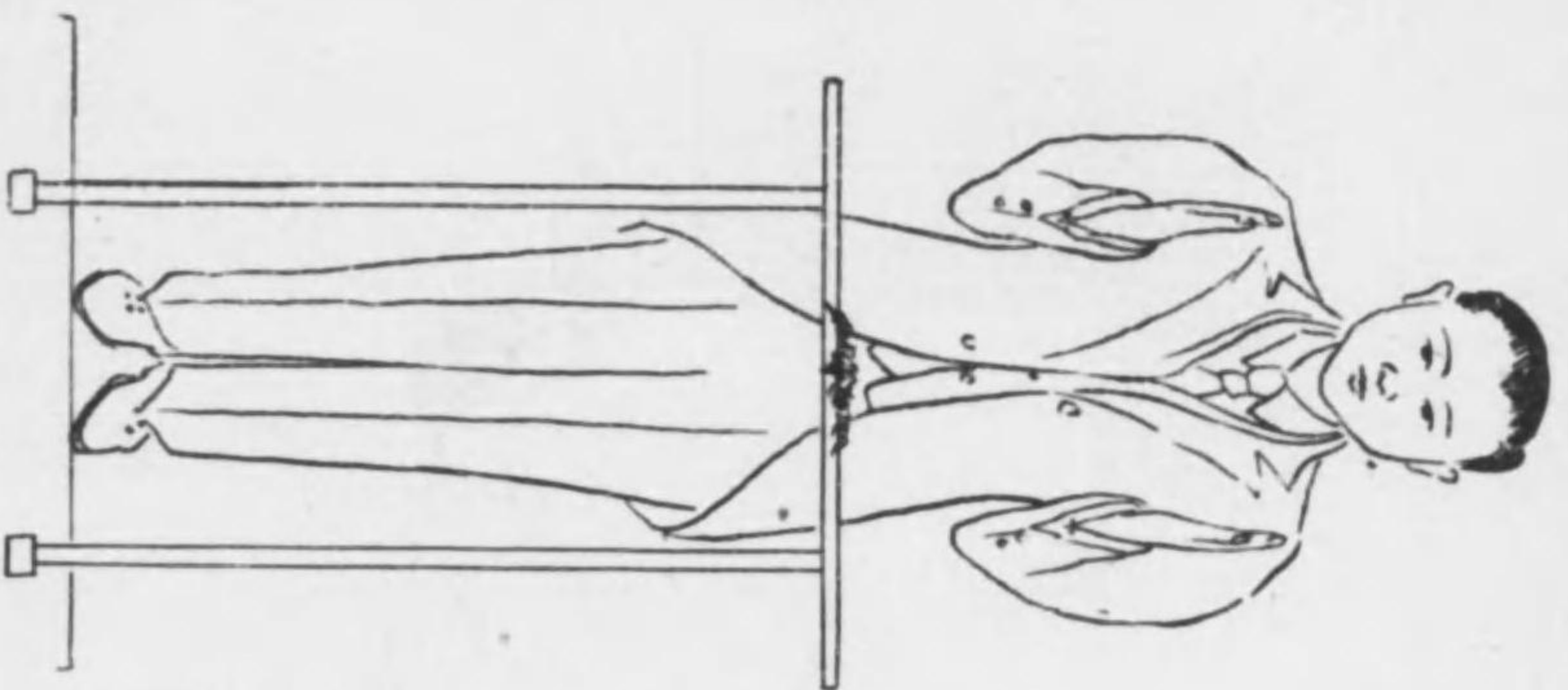
正 立



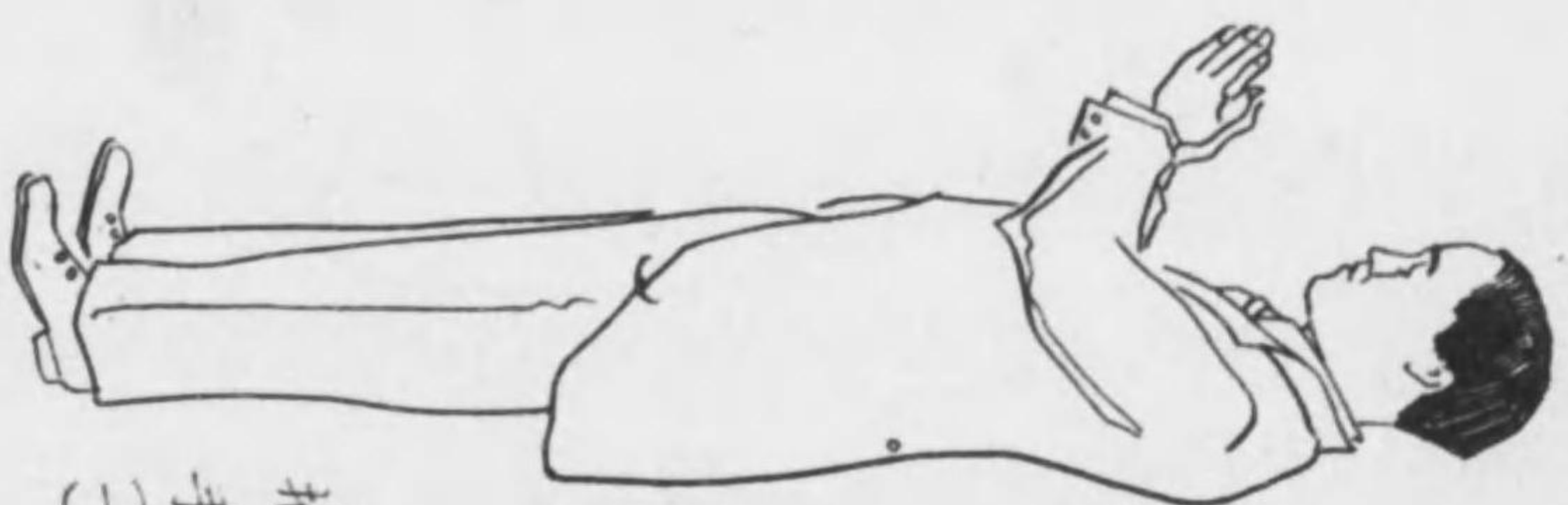
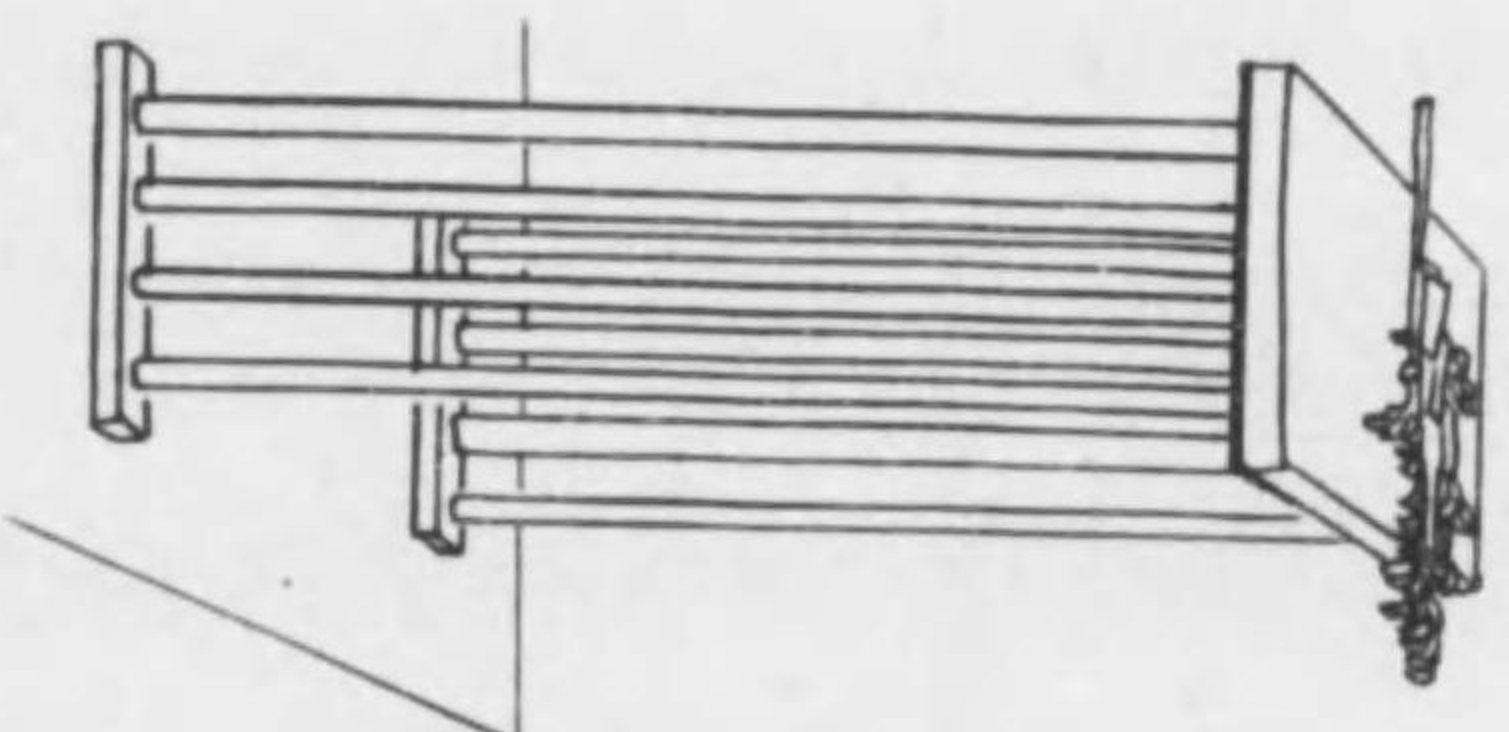


玉串持子替へ方順序





拍手(三)



拍手(二)



(立) 揖深ヲ持ヲ串玉

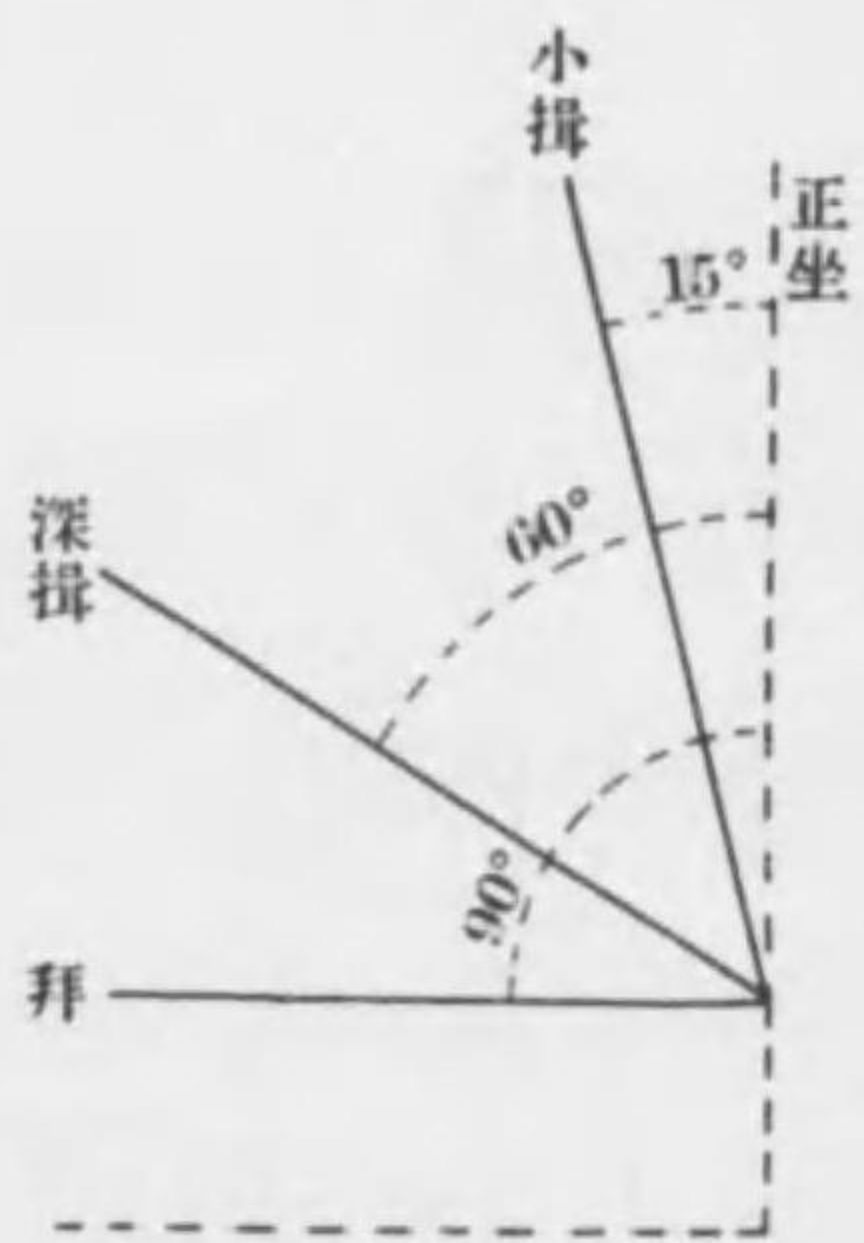


(座) 揖深

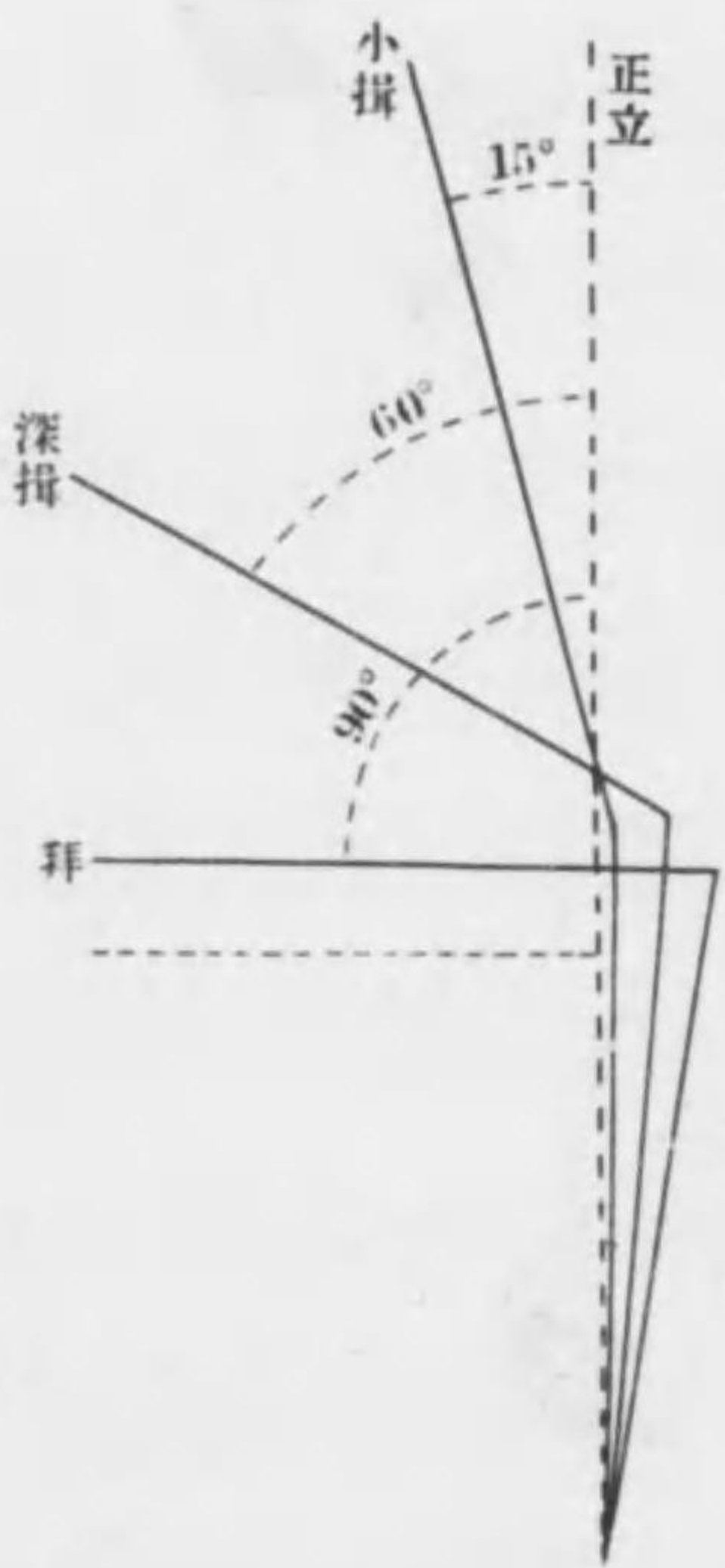


(座) 拜

坐禮



立禮



位の邊、頭と咽喉とは、即かず離れずの保ち方、肩や腕はゆるやかにし、手は、指間の開かぬやう、普通禮のときは上腿の前面に、やゝ斜めに、ハの字方に相對せしめて控へ、笏を持つた場合は、右手は下腹の邊に控へるはすであるから、左手もまた之れに相對せしめる、即ち膝の兩脇に控へるのである。

座 揖 (ザイウ)

「座シタルマ、正笏シテ、笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ」

立 揖 (リツイウ)

「立チタルマ、正笏シテ、笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ」

「揖ニ、深揖、少揖ノ別アリ。腰ヲ折ルコトノ深淺ニ依ル。揖ハ、座ノ起着、列ノ離就、階段ノ昇降、殿舎及ビ神門ノ出入、物品ノ授受、尊前ノ進退、行事ノ前後、杵ノ著脱等ニ行フ所作ナリ

神儀献撤、祝詞奏上ノ前後及御鑰ヲ捧持セル時等ニアリテハ、正笏セザルコトアルベシ」

揖の意義 揖(ユウ)とは普通禮における會釋の義で、祭式における行事作法では、拜に亞ぐ重要な敬禮作法としてある。故に古來、揖を適當に行ひ得るか否かで作法の巧拙がわかると言はれて居る位、往時「公卿辨官ノ作法ハ只揖ニ在リ」とまで云はれて居た。

揖を行ふ場合を通則的にいふと、第一に自然に敬意を表する場合、之れを假へば神前に進んだ時、退下する時、或は着座、起座、神門殿上の出入、物を授受する時等には、人は自然に敬意を發するのが常であるが、揖もさうした場合に行ふのを第一義として居る。第二に、推讓謙遜の意を表する場合、普通禮におけるお辭儀が

之れに當る。人に後れず先立たず、互ひに辭儀會釋し合ふのである。揖の字を、カシコマル、ウヤマフ、ユヅルなど訓むのは此の義である。第三に、相互の意中を表示する場合、假へば「諸事辨備セル由ヲ申ス」とあつても、言葉を用いてせず揖を以てするが如きである。言語を發せずして意を傳ふる挨拶の一種である。

揖の通則 かくて揖には、腰を折ることの深淺によつて深揖と小揖との二様があり、作法の上からは座揖と立揖との區別がある。深揖は、上位の者の、階階、祝詞奏上、奉幣、玉串奉奠等の行事を奉仕せんが爲めに神前近く進んだとき、又は陪膳所役が神饌撤撤の折に神前附近に候した時に、其の始めと終りに行ひ、其の他の場合は概ね小揖と思へばよい。

深揖 座揖のときの深揖は、先づ正笏して其の手腕を前に引き、笏尾を膝の邊に寄すると共に、腰を約四十五度乃至六十度折りかじめ、笏頭と胸のあき凡そ三寸位に上體を前に伏せ、伏して居る間は凡そ二息、次で起き上つて再び正笏の體となり、次で笏を垂直に少しく下げて持笏にするのである。この、笏を少し下げるのを、揖を解くといふ。

小揖 小揖の伏す度合は凡そ十五度位、伏して居る間は凡そ一息、他は深揖と同じである。また立揖は座揖と其の作法同じく、只立體か座體かの相違だけである。

起 拜〔キハイ〕

「右膝ヨリ立チ、左足ヲ進メ、兩足ヲ踏ミ整ヘテ體ヲ正シ、正笏シテ笏頭ヲ目通ニ上ゲ、左膝ヲ伏セ、尋ギテ右膝ヲ伏セテ俛伏スルヲイフ」

〔居 拜〕キヨハイ

「座シタルマ、正笏シテ笏頭ヲ目通ニ上ゲ、正座シテ俛伏スルヲイフ」

〔立 拜〕リツバイ

立チタルマ、兩足ヲ踏ミ整ヘ、體ヲ正シテ正笏シ、笏頭ヲ目通ニ上ゲ、腰ヲ屈折スルヲイフ」

拜の意義 拜は通例音讀してハイと云ひ、和訓してヲロガムといふ。ヲロガムは折れかむの義、即ち上體を深く折れかむせて敬禮の體と爲すものであつて、祭式の作法上、最も重い敬禮法としてある。その輕重を表はすに、度数によるのと起居によるのと二途がある。起居によるのには、起拜、居拜、立拜の別があり、度数に依るのには、一拜、再拜、四度拜、八度拜等がある。

起拜 起拜は拜の中でも最も重い敬禮法である。古書で拜といふのは皆起拜を云つて居る位で、敬禮作法中の第一義、拜の本體である。作法の大體は告示にあるが、先づ跪居となり、右膝から起つて左膝を進め、兩足を踏み整へ、體を正し、正笏して笏頭を目通りに上げ（笏は常に垂直、笏と胸とのあきは六七寸）上體を前に屈し、稍々伏した頃左足を引いて其の膝を突き、次に右足を引いて兩膝を直線にし、體を下すと共に伏する所作である。面は座上凡そ三寸位の邊まで伏せ、笏は其の中間にあるやうにし、伏して居る間は凡そ二息、一念終ると共に上體を起し、正座正笏に復し、次で持笏になる。

之れが起拜における作法の、一拜の一段である。再拜とか兩段再拜とか、八度拜とかいへば、此の一拜始終の段落が、二度乃至八度連續するの意である。

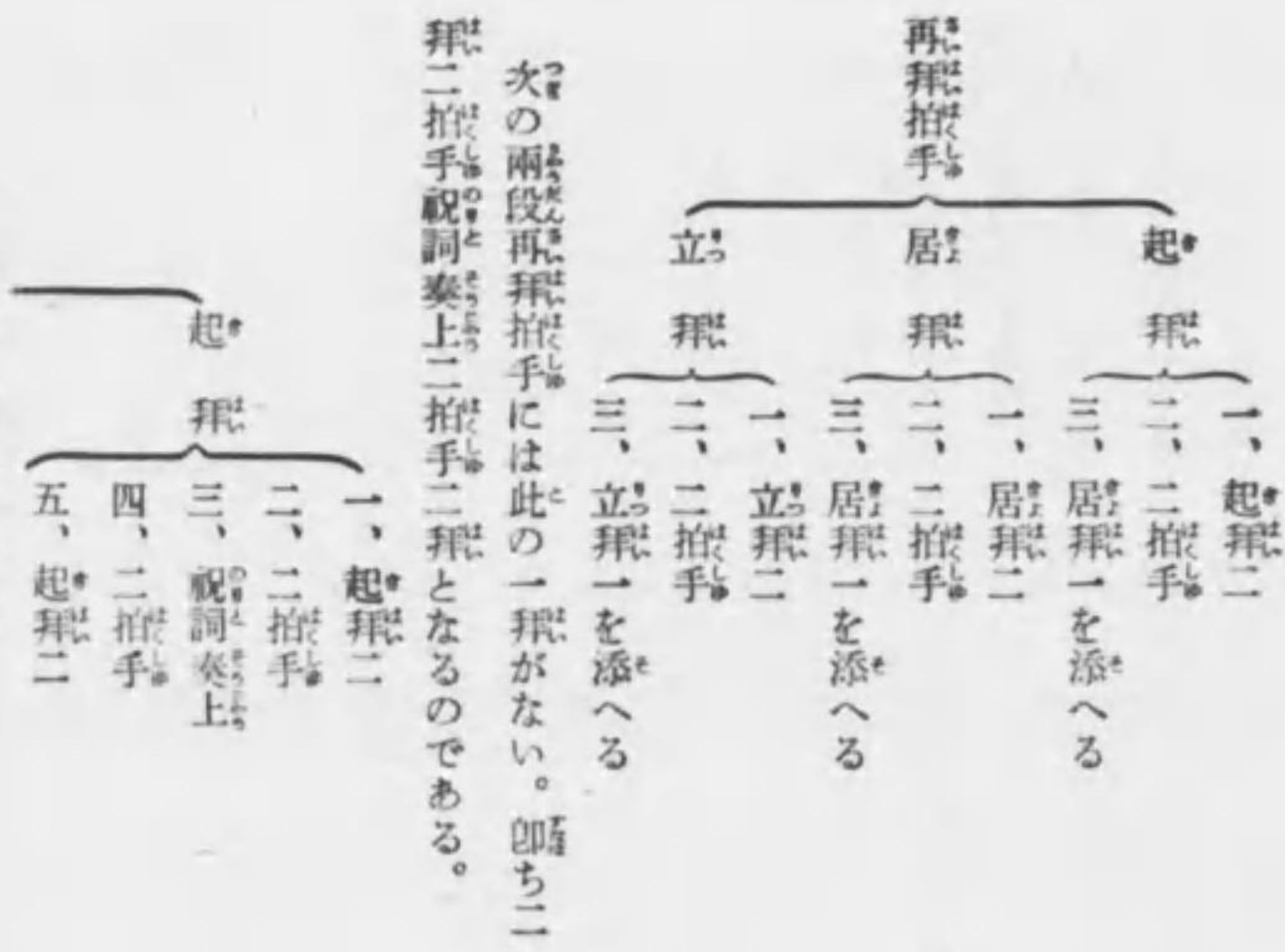
居拜 之れは起拜の稍々簡略化された作法である。隨つて作法の要領は告示にもある如く起拜とほぼ同様であるが、たゞ座つたまゝ行ふものである。即ち座つたまゝ、正効して體を正し、次で笏頭を目通りまで上げ、徐かに俯伏し、一念終つて起き直り、正効して持効に復するのである。神拜傳に「女は居ながら再拜するなり、男も神社に參詣し、群衆の中には、居ながら再拜するも可なり」とある如く、一般の拜禮は此の作法と次の立拜とが最も廣く用ひられて居る。

立拜 作法の要領は告示にある通りである。伏したとき、笏頭が水平になる程を度とするほかは、他の拜と同様である。

再拜 次で度数による輕重では先づ再拜であるが、之れは一拜を二度連続するをいふ。現今普通に拜と云へば大てい之れを指して居る。

兩段再拜 再拜を二度行ふのを四拜といふが、之れに、四拜連續して行ふ作法と、再拜一段の次に、擗手又は祈念、或は祝詞を奏上して更に再拜を行ふものがある。今の儀式に、再拜、擗手、祝詞奏上、擗手、再拜等とあるのが之れである。

八度拜 八度拜は兩段再拜を二度行ふ作法であるが、此の作法は、今、伊勢神宮で行はれるだけである。故に一般儀式としては、一拜、再拜、兩段再拜だけであるが、通例、再拜擗手の次第は、二拜、二擗手、一拜となつてゐて、終りの一拜は拜の數に加へず、敬の餘りに添へて行ふ意になつて居る。俗にいふ三拜九拜とは其の意を異にする事を注意せねばならぬ。今、表示すれば次の如くである。



【参考】

再拜擗手二の場合の最後の二拜は、敬の餘りに添へる一拜であるといふのが通説であるが、之れに對して支那の古例を援用して兎角の説を立つる向きもあり、また餘敬の意味で添へるものならば殊更に明記するはずがない、明文上これを書記してあるからには、此の終りの一拜は再拜擗手の場合の條件である、添へるのではなくて、此の一拜があつて初めて再拜擗手の禮が成立するのである、との説もあり、恐らくは禮の一段を意味するものであらうとの説もある。日本書紀神代紀の海神の條に「すなはち三床を設けて請入さしむ。是に天孫、邊床に於ては、則ち其の兩足を拭ひ、中床に於ては則ち其の兩手を據し、内床に於ては則ち眞床覆食の上に寛坐たまひき」とある中の「兩手を據し」といふのが、折れかゝみて手をつく（拜み伏す）初見であり、神代すでに此の作法のあつたところに支那の



拜禮が入つて来たのであるから、後世の拜禮が必ずしも唐風のみ根據としないこと、唐風による餘の式法を立てたのは、篤きを期すると共に段落を意味するものであるから、敬の餘りに一拜を添へるならば、兩段再拜の場合の再拜は如何に解すべきか、やはり終の一拜は夫れ自身、この場合の禮の構成要件である、との主張もある。但、今、通説として、敬の餘りの添へとなつて居ることは冒頭一言のやうである。

拍手 (ハクシュ)

「兩手ヲ合セ、靜ニ左右ニ開キテ拍チ合スルヲイフ。座セル時ハ置笏シ、立テル時ハ懷笏シテ行フモノトス」と告示に出てゐる。

拍手の意義 拍手は音讀してハクシュといふ。字義は、手ヲ拍ツ、拍チ手である。古くは同じ作法を、平手にも開手にも記してヒラデと云つてゐた。平手は形の上から、開手は作法の上から云つたものであらう。一にカシワデといふのは、拍つといふ字と柏といふ字を誤り傳へたものとする説と、拍つ手の形が柏の葉を合する

に似通つて居るから斯くいふとする説とがある。

世に拍手喝采なる言葉がある如く、もと、和親至誠の切情を現はす我國古來獨特の敬禮法である。古語に、饗宴の事をウタゲといふが、之れは手を拍ち上げて歡び楽しむ處(拍チ上ゲ)から來たとする説さへある。俗間各種の儀式流例に「手ヲ拍ツ」ことが頗る廣く行はれて居るのも、固有の古風の自然の現はれである。神祇に對する敬禮の所作の一つとして、拜に併せて必ず之れを行ふのも、また此の古傳統の現はれである。

拍手の作法 大たいは告示にもあるが、先づ胸の前凡そ七八寸程の邊に、指先きを少しく上向けて兩手を合せる。指間は、開かず、反らさず、歪めず、平らにして、次で右手を少しく摺り下げ、次で靜かに、凡そ自分の肩巾ほどに左右に開いて拍ち合せ、更に一度拍ち合せる。二度拍ち終らば再び元のやうに兩手を揃へて、徐ろに解くのである。二度拍つてから、元のやうに指端と手の平を正しく揃へ、次で徐かに解くのが法である。此の、終りの作法は、僅かな點のやうだが、此の點だけでも心得の有る無しがわかると云はれる位である。なほ拍手の音は、初度を軽く二度めを高くなどいふ説もあるが、之れは敢て氣にするに及ばぬ。また其の音は、必ずしも高きを要せず、清朗なるを佳しとしてある。

拍手の形式 拍手は單に手を拍つだけの所作であり、現行儀式でも單に「拍手二」とある程度以上には何の定めもないが、古來、その多少や自他との關係などで、色々の名稱がある。即ち短拍手、長拍手、八開手、連拍手、合拍手、後手、忍手などであるが、今は主題に關係がないから説明は省略する。

起座 (キザ)

告示に「先づ兩足ヲ瓜立テ、次ニ右膝ヲ起シテ、立チナガラ左足ヲ進メテ右足ニ踏ミ整ヘ、或ハ右足ヲ引キテ左足ニ踏ミ整フルヲイフ
 進ム起座ハ右足ヲ進ムル方ニ依リ、退ク起座ハ右足ヲ引ク方ニ依ルモノトス
 席ニ上下ノ別アル時ハ、下座ノ膝ヨリ起スモノトス」と出てゐる。即ち座席について居る者の起ち上る所作で之れに進む起座と退く起座との二様のある事は、右の告示に明示するが如くである。作法に誠敬を保たしむる爲めに、何れの足から進む場合でも、爪先きを一方の膝頭から前に出さぬやう注意しなければならぬ。

着座〔チャクザ〕

告示に「先づ左膝ヲ突キ、次ニ右膝ヲ突キ整ヘテ座スルヲイフ
 進ム着座ハ、左膝ヲ前方ニ突キテ右膝ヲ突キ整ヘ、退ク着座ハ左足ヲ引キテ膝ヲ突キ、右膝ヲ突キ整フルモノトス

座前ヨリ著座スル時ハ先づ左膝ヲ突キ、回轉シテ座スルモノトス
 座後ヨリ著座スル時ハ先づ左膝ヲ突キ、膝行シテ座スルモノトス

座ニ上下ノ別アル時ハ、總ベテ上座ノ膝ヨリ突クモノトス」と出て居る。即ち座に着かむとする場合の作法であつて、之れにも進む着座と退く着座との二様があるが、心得は大たい前項と同様である。

起右座左・起下座上 而して右の起座着座共に記憶すべき要領の眼目は、正中では「起右座左」その他では「起下座上」といふことである。即ち、正中では、起つには右足から、坐るには左足からであり、その他の場

合では概ね、起つには下座の足から、坐るには上座の足からといふのである。之れを形式の本則として、之れに加ふるに姿勢の直く正しきを以てしたものである。

進退〔シンタイ〕

告示に「進ム時ハ左足ヨリシ、退ク時ハ右足ヨリス
 席ニ上下ノ別アル時ハ、進ム時ハ下座ノ足ヨリシ、退ク時ハ上座ノ足ヨリス」とあつて、之れは行歩の基調を示したものである。

記憶の眼目は、正中では「進左退右」即ち進むには左足よりし、退くには右足よりし、その他の場合は概ね「進下退上」即ち進むには下座の足よりし、退くには上座の足からするのである。

進行・退歩・逆行 而して祭場にいふ進行とは神前に向つて進むをいひ、神前を背にして行歩するを、通例、退歩といひ、一にまた背進ともいふ。また神前に正面したまゝ後退りするのを逆行といふ。

行歩 行歩の基調は總じて重きを尊ぶ(前述の容儀参照)ものであるが、併し場合によつて其の歩調に緩急を生ずるのは云ふ迄もない。祭式上の行歩は總括して「徐歩」であるが、此の徐歩の中にも自ら緩急遅速がある。また何よりも注意すべきは歩調と呼吸との密接なる關係である。總ての禮儀作法は平靜なる呼吸を基調として成立して居るが、行歩に於て特に然りである。歩調の區めたる、緩、平、急の三種の調子も皆極めて平靜なる心氣呼吸を單位として大別したものである。なほ蛇足のやうであるが、呼吸とは文字の如く吸ふ息と吐く息とを併せて一單位とする。

(イ) 緩拍子 一呼吸に一步の速さである。即ち歩みを、吸ふに上げ吐くに下す度合であつて、一步の歩幅は、自分の足裏の長さの約半分位である。齋主や供進使の、神前における歩速は之れを基準とする。

(ロ) 平拍子 一呼吸に二歩の速さ、即ち吸ふに一步、吐くに一步の速さであつて、陪請、警蹕役、供進使隨員等の歩調は之れを基準とする。

(ハ) 急拍子 一呼吸に四歩の速さ、即ち吸ふに二歩、吐くに二歩の速さであつて、雜役に從事する後取の歩調基準である。

膝行 (シツカウ)

告示に「膝ニテ進ムヲイフ。先ツ跪キテ左膝ヲ進メ、次ニ右膝ヲ進メ、又左膝ヲ進メテ右膝ヲ突キ整フルモノトス」

席ニ上下ノ別アル時ハ下座ノ膝ヨリス

膝退 (シツタイ)

膝行ノ反對ニシテ、右、左、右ト退クヲイフ。席ニ上下ノ別アル時ハ上座ノ膝ヨリス

膝行膝退ハ、尊前ノ進退、神饌撤ノ時等ニ行フ所作ナリ。其ノ程度凡ソ三步トス」と出てゐる。昔は、膝で進退する所作を總じて膝行と云つてゐたが、現行制度では右の如く、進むを膝行、退くを膝退と云つて居る。之は昔のやうに、進むを膝進、退くを膝退、進退を總じて膝行と云つた方がわかりよい。

膝進 右の告示の膝行が之れであるが、先づ跪居の姿勢となり、正中では、左足の爪先きを右足の膝頭の邊まで進めて膝を突き、次で右足を摺りつゝ其の爪先きを左足の膝頭まで進めて膝を突き。斯くて交互に進めてゆく。尚、正中以外では下座の膝から進める。止立する時は、後れた方の膝を進めて左右を揃へ、跪居の態となるのである。

膝退 先づ正中では跪居の姿勢となり、次で右足を摺りつゝ其の爪先を後方に引き、更に前の如く左膝を後方に引いて交互に行ふ。止立せんとする時は、後れた方の膝を退いて左右を揃へ、跪居の態となるのである。正中以外では下座の膝から初める事はいふ迄もあるまい。尚、告示には「其ノ程度凡ソ三步トス」とあり、普通では大てい此の目安で運ばれるが、場合によつては數步行つても決して咎むるには及ばない。

平伏 (ハイフク)

告示に「正笏シテ背ヲ平ニ俛伏スルヲイフ。開閉扉、祝詞奏上、渡御、御幣物通過、受祓等ノ時ニ行フ所作ナリ」とあつて、此の所作形状共に、ほと居拜の如くである。たゞ、笏頭を目通りに上げないと、伏して居る時間に一定の制限がなく、御幣物通過、渡御等の如く、その用事の終るまで続ける點が、居拜とは違つて居る。そして平伏には深淺の別があつて、深い平伏は其の伏すること拜の如く、浅い平伏は小掛の程度と思へばよい。深い平伏は、開閉扉のときに警蹕の間、渡御の間、祝詞奏上するとき祝詞を聞く間等であり、浅い平伏は御幣物通過の間、祓を受くる間等である。

跪居 (キキヨ)

告示に「兩膝ヲ突キ、爪先ヲ立テ、踵ノ上ニ臂ヲ置クヲイフ。殿上ニテ、應對、授受及薦、案、帙等ヲ鋪設スル時ニ行フ所作ナリ」とあるが、此の體は、右の場合のほかに、座體から立體に移るとき、又は立體から座體に移るとき、或は膝行しやうとする時など、先づ此の姿勢から移るのである。即ち、次に移るべき起ち居の所作を行ふに、自然に便ならしむるための一階級でもあるのである。

蹲居 (ソソクヨ)

告示に「兩膝ヲ折リ、蹲マルヲイフ。神前ニ近キ所ヲ横ギル時、又、庭上ニテ、殿上ノ跪居ト同ジキ時等ニ行フ所作ナリ」とあるが、要するに時處位に應ずべきもので、之れを行つては餘りに繁に陥る場合もある。

起立 (キリツ)

告示に「兩足ヲ踏ミ整ヘテ立ツヲイフ。立禮ニテ、應對、授受等ノ時ニ行フ所作ナリ」とあるが如く、座を起つて正立する所作であるから、時に正筋して行ふ事もあらう。

磬折 (ケイセツ)

告示に「立チタルマ、正筋シテ腰ヲ折ルヲイフ。座體ノ平伏ト同ジキ時ニ行フ所作ナリ」とある。その所作形共に立揖のやうであるが、平伏が居拜に似てゐても一定の時間的制限のないやうに、磬折もまた立揖に似てゐても時間的制限がない。その用事の終るまで續けること平伏の如く、深揖と小揖と同じ度合において深い磬折と浅い磬折との別があるが、用例は、告示にあるが如く平伏と同じである。因に、腰を折り上體を屈した狀が、恰も樂器の「磬」の背の狀に似て居るから、此の敬禮法を磬折といふさうである。

屈行 (クツカウ)

告示に「腰ヲ折リテ歩行スルヲイフ。立禮ニテ神前ヲ横ギル時等ニ行フ所作ナリ。其ノ程度凡ソ三步トス」とあるが如く、歩みながら腰を折り、恰も持笏のまま磬折のやうな狀となつて凡そ三步し、次で其の以前の徐歩に復するのである。

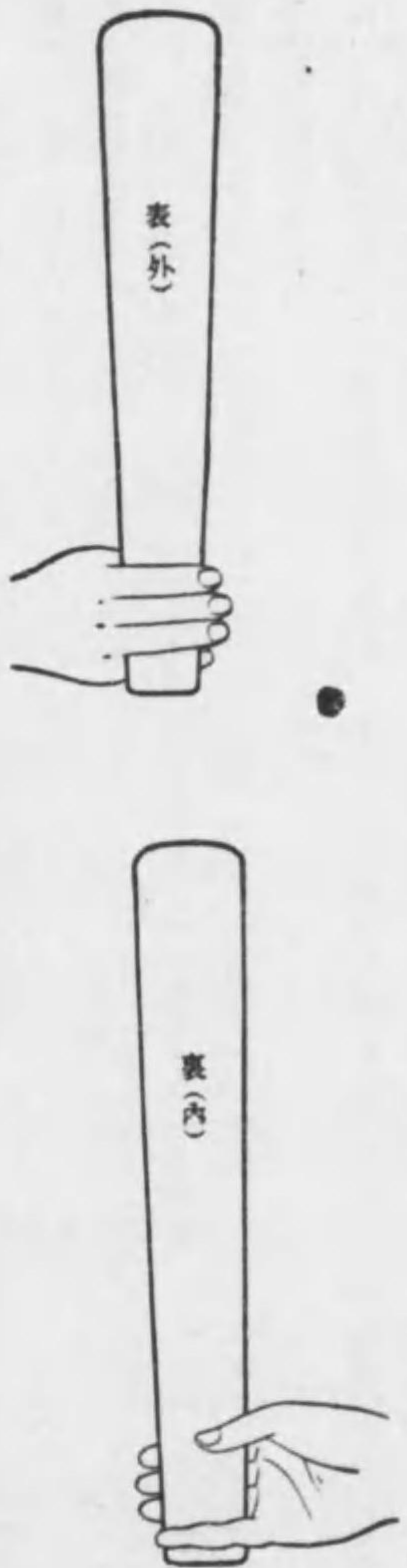
逆行 (ゲキコウ)

告示に「右足ヨリ、右、左、右ト後歩スルヲイフ。尊前ヲ退ク時ニ行フ所作ナリ。其ノ程度凡ソ三步トス。席ニ上下ノ別アル時ハ上座ノ足ヨリス」とあつて、之れは進退の所作の一つである。逆行は元來尊前に面して行ふものであるから、踵は地から離れても、爪先の方は座面を離れぬやうにし、恰も摺りつゝ退くやうにするのを作法に適つたものとしてある。

持笏 (チシヤク)

告示に「右手ニテ笏ノ下方ヲ、拇指ト小指トヲ内ニシテ、右方ニ持ツヲイフ」とある。笏の名義、製作、名處、表裏等については、第八編第一章、第四節の條下で説いてあるから、以下その作法について義解する。

持笏は、右手にて笏の左端を臍のところの右凡そ一二寸の邊に把持するのであつて、左圖の如く持つのである。即ち拇指と小指を内にし、他の三指を外にし、指間は離れぬやう、股の付根から凡そ二三寸前方に直立せしむる。拇指を笏裏につけるには、腹をつけぬやう、横をつけて、緊からず柔らかならず把持する。



以上は座體の場合であるが、立體の場合は、手の位置が少し上つて、下腹部の邊、凡そ臍脇に把り、兩手の指先きのあきは凡そ二三寸位である。

置 笏〔チシヤク〕

告示に「笏ヲ右手ヨリ左手ニ移シ、更ニ右手ニテ笏頭ヲ把リ、右膝ノ傍ニ置クタイフ」とある。先づ其の把持して居る笏を、左の上腿の邊に移して立て、次で左手で其の中程を持ち、右手で笏頭の下一寸ばかりを向ふから把り、左手を離すと同時に、笏尾を右膝の前の右角、凡そ三寸ばかりの邊につけ、笏頭を前に廻して袴の下

に指入れ、中指無名指の先を座につけて後指を離せば、自然、笏は座に落ちて軽い音を立てる。よく此の音を殊更に立てる向があるが、わざとらしく發てるのは不可、自然でなければならぬ。

把 笏〔ハシヤク〕

告示に「右手ニテ笏頭ヲ把リ、左手ニ移シ、更ニ、右手ニテ笏ノ下方ヲ把リ、右方ニ把持スルタイフ」とあるが、之れは所作としての一つの目的でなくて、置笏から持笏に移る場合の中間の所作である。即ち過程における一つの運び方である。

先づ右手で笏頭から一寸ばかり下の方を持ち、裏(座について居る方)を内にし、笏尾で右膝の中程を摺つて左脇に立て、次で左手で持ち、更に右手で把つて、結局前記の持笏の體になるのである。

懷 笏〔クワイシヤク〕

告示に「笏ヲ右手ヨリ左手ニ移シ、更ニ右手ニテ笏頭ヲ把リ、懷中スルタイフ。行事ノ時及立禮ニテ拍手スル時等ニ行フ所作ナリ」とある。先づ置笏の時のやうに、持つてゐる笏を左方に移し、次で左手で其の中程を持ち、更に右手で笏頭から凡そ二寸ばかり下方を、上から斜に持ち(此のとき四指を外に、拇指を内にする)次で笏尾を懷中の紙帖に近づくと共に、左手は笏を放し、帖紙の折り端を持つて次第に帖紙に差し入るゝのである。帖紙に差し入るゝのは、よほどよく深く入れておかねば、行事の途中で、ともすれば脱落などの無態があるから注意を要する。

正 笏〔シヨウシヤク〕

告示に「左右ノ手ニテ笏ノ下方ヲ把リ、腹部ノ正前ニテ正シク持チ、身體ヲ整フルヲイフ。拜、揖等ノ時ニ行フ所作ナリ」とある。

即ち、持笏のまゝ右手を左に寄せ（同時に左手を右へ寄せるが如くする、つまり両方から寄する心持ちである）膺の前凡そ六七寸の邊、笏頭と胸の隔たりは凡そ三寸ばかりである、次で右手の上に左手を正しく重ね（左手の四指を表（外）に、拇指を裏（内）にし）笏と體とを正しくするのである。

而して此の作法は告示にもあるやうに、揖手の場合には勿論、拜、揖を初め、祇候、駈折、平伏、蹠踏の場合等、まさに敬意を表せんとする際に行ふ前提的所作を爲すものであるから、最も正しきを期せねばならぬ。

出 笏（シュツシヤク）

出笏といふ語は告示にもなく、また昔も今も作法上の成語にはなつてゐないが、懷笏といふ作法に對して一應は心得ておくべきものであらう。即ち右手で、懷笏の時の終りのやうに持つと同時に、左手を粘紙の折り端にかけ、笏を抜き出して左方に立つると共に、左手で笏の中程を持ち、次で左手で笏の本を持つて持笏の體となるのである。之れは座體の場合であるが、立體の場合でも之れと同様の所作である。

割 笏（ワリシヤク）

割笏なる語は作法の名でなくて、作法の一部を稱した名である。即ち正笏などの場合に、笏を右方に把持することを、割笏とも割笏とも、笏を割るともいふが、右方に把持する時の運びが、左手と相對して、恰も兩分するが如き感あるによつての名である。

〔笏に扇を代用する場合〕

貞丈雜記に「扇を笏にとるとあるが如く、昔は扇を笏に代用した事が相當にあつたらしいが、今の制度上の取扱ひでは、笏と扇（楡扇）とは同時に依用され、扇は、使用の目的は持たぬけれども常に懷中する事になつて居るので、代用といふ言葉は當らない。しかし略服の場合、用意なくして祭儀に参列した場合（故に祭儀上の作法では言及するの必要がないともいへる）など、時に末廣（扇）を用ふる事がある。

判任官を除く幣帛供進使隨員の服制に「布衣ヲ以テ衣冠ニ代フル場合ニハ、笏ヲ末廣ニ、履ヲ草履ニ代フルコトヲ得」とある場合の末廣も、笏の代用として末廣を採つたと解するよりも、布衣なる服装に照合せしむるために末廣を用ひても差支へないといふ意味に解すべきであらうと思ふ。而して笏を用ふる場合に末廣を用ひても、其の作法は毫も笏に變るところはない。

〔階の昇降〕

告示に「一、神前ノ左方ヨリ昇ルモノハ右足ヨリシ、右方ヨリ昇ルモノハ左足ヨリス

一、神前ノ左方ヨリ降ルモノハ左足ヨリシ、右方ヨリ降ルモノハ右足ヨリス

一、昇降ハ一階毎ニ足ヲ聚ムヘシ」とある。

此の作法は、元來主として本殿の階をいふから、供進使及び隨員には關係がないが、併し拜殿の昇降階もあるので一言する。先づ階下に至り、止立、深揖、下座の足から踏み出し、體を神前に斜行せしめ、一階毎に足を聚め（踏み揃へ）て昇り、最上の階に至つて兩足を揃へ、次に座體又は立體の深揖をして次の所作に移

る。降るときは、先づ神前に斜向して深揖し、告示の如く足を踏み出し、一階毎に足を深めて降り、最下の階に至つて兩足を揃へ、下座の足から床に降つて上座の足を揃へて回轉し、神前に向つて深揖する。

第三節 祭員の役名と其の任務

第一項 祭員の上首

齋主〔サイシュ〕

齋主は音讀してサイシュ、和訓してイヘヒヌシといひ、祭員の棟梁として祭事上の一切を統括する首長をいふ。現制では、官國幣社では宮司（宮司に事故ある時は權宮司又は禰宜）之を奉仕し、府縣社以下神社にあつては、社司又は社掌が之れを奉仕する。いかなる意味條件の下においても、齋主のゐない祭祀は有り得ない。だけそれだけ、祭儀執行上の一切の責任を負ふ最も重要な役職である。むかしは神祭奉仕の者を稱して、齋主とも祭主とも神主とも云つてゐたが、後、齋主は祭事上の役名となり、神主は職司の總名となり、祭主は、現時、神宮の官名となつた。

而して神祭に當つて齋主の奉仕する行事は、開扉、閉扉、幣帛奉獻、祝詞奏上、玉串奉奠等であるが、なほ臨時に神籬を設けて神事を執行する場合には、降神、昇神の行事を奉仕するのが通例である。

なほ神社における神事以外の諸祭でも「齋主」なる役名を以てするのが通例であるが、之れは現時の制度上の役名を素りに用ふる意味ではなくて、往時の齋主の流例を、其のまゝ依用して居ると解釋してよからう。其

の他、現時法規の制度上の役名が世の流例となつて居る事は尠くないが、故らに借稱を意圖し又は弊害を伴はぬ限り、多く詮索するにも及ぶまい。

〔補説〕

祭主

世に、齋主なる役稱に對し、或は祭儀の主催者（主祭者）に「祭主」なる文字を充てた例を屢々見受けるが、之れは明かに誤りである。神宮司廳官制第二條に「祭主ハ親任トシ、皇族ヲ以テ之ニ任ズ。大御手代トシテ奉齋シ、祭事ヲ管理ス。但公爵ヲ以テ之ニ任ズルコトアルベシ」とあるが如く、畏くも大御手代とます官名であつて、伊勢神宮に只お一人おはすだけであるから、他で同様の文字を用ふる事は絕對不可である。

副齋主〔フクサイシュ〕

副齋主は音讀してフクサイシュ、和訓してイヘヒノスケといひ、齋主の補佐役として祭儀に参加するのみならず、もし齋主に事故ある場合は、直ちに代つて之れが執行に當り、齋主と同様の重責に任すべき役稱である。其の奉仕する任務は、齋主の開閉扉を佐けるのを主とし、或は陪讀や奉幣行事を兼務する事もある。概ね副齋主は一人であるが、場合によつては二人おく事もある。

幣帛供進使〔ヘイハクキョウシンシ〕

その任務及び随員の役名については既に述べた如く、現制では、公に幣帛供進の儀のある神事（祈年、新嘗、例祭等）では、齋主と共に絶対に缺き能はぬ祭員の上首の一人である。所座が常に齋主よりも上位であるのを

見ても、其の意義を察するに足りるであらう。

第二項 神饌關係

陪膳 (ハイゼン)

陪膳はハイゼンと訓み、最も神前近くに候して、神饌献撤に奉仕する關係所役の長である。一に、神饌長、傳供長、献饌長、手長ともいふ。陪膳の陪は、陪食、陪乘、陪観などの陪に同じく、至尊の御側に候して其の事に従ふの義である。安齋隨筆に「陪膳は、膳に陪べると訓む、膳は食物なり、人に食物を持ち出で、薦むる役を陪膳といふ」と見え、加茂氏年中行事の新嘗祭の條に「采女八人あり、其の第一の女官を陪膳の采女と稱して、天皇の御側に侍りて、神に献る御食を、陪膳するによりて陪膳采女と云へり」とある如く、献饌に際しては第一の重責者である。通例一人で奉仕するけれども、稀に二人居る事もある。

手長 (テナガ)

手長をテナガと訓む。テナガの音が、俗談に忌むべき意味で使はれて居る處から、之れをテナガと訓む向きもあるが、正しくは矢張りテナガである。手長とは神饌の献撤に當つて、陪膳と膳部 (次に掛づ) との間を受け持ち、神饌を傳供する役儀の者である。故に古くは役送とも益送ともいひ、一に神饌傳供員ともいふ。伊勢貞丈翁は「陪膳は膳を人の前に据うる役をいひ、手長は寮所より持ち來りて、陪膳に渡す役をいひ、之れを役送といふ」と出てゐる。此の所役の員數は、神饌所と御神前の饌案との距離又は傳供順路の都合によつて、適宜に任ずるので、員數は全く一定してゐない。

膳部 (ゼンブ)

膳部は音讀してゼンブ、和訓してカシヘデと訓み、一に、神饌司、神饌係、調理係、調節師などともいふ。神饌を調理し且つ手長に傳ふるのが其の任務である。調理に従事する者は事實上相當の人が参加するから、人員も場合によつて一定しない。

第三項 諸 役

警蹕役 (ケイヒツヤク)

警蹕役とは、障扉、障扉、降神、昇神、御遷宮、御遷座等に際して、警蹕 (ヲといふ音を長く引く聲) を發聲して、祭員或は参列、参拜等の諸人間に警告し、不敬、喧騒等の起らぬやう、一段の静肅、恭敬を要求する役儀である。告示 (明治四十年六月二十九日、内務省告示第七十六號、以下同じ) に「をトイフ音ヲ長ク引キテ唱フルヲイフ、開閉扉及渡御等ノ時ニ行フ所作ナリ」と出てゐる。もと、天皇の、出御入御の際、此の音聲を發聲して、百官群臣を警蹕した儀に起り、後、此の宮儀が神儀に流入したものであらうと云はれてゐる。

御鑰役 (ミカギヤク)

御鑰役とは、本殿御扉の御鑰を、齋主の開閉扉に當つて、之れにすゝめ又は之れを受くる等の事を掌る役儀の者である。特に祭儀終了の時は、御鑰を一定の所に所藏保管する等の任務があるから、御鑰が貴重な具であるに伴つて、自然この役儀も相當地位ある祭員が奉仕する事になつて居る。

後 取 (シドリ)

後取はシドリ又はシンドリと訓み、薦、案、帙等を鋪設し、又は之れらの物を撤するなどのほか、祝詞や玉串を齋主に附する等、祭式の一切の雜役に従事する役儀の者である。主題の事項でいへば、供進使隨員の役儀を、供進使專屬の後取と云つてよい。随つて祭典上の役稱は頗る範圍が廣く、祝詞後取、玉串後取、饗案後取、薦後取、帙後取など、其の奉仕任務は多岐多様である。

奉幣司〔ホウヘイツカサ〕

奉幣司は幣束を振つて奉幣行事を奉仕する役儀の稱であるが、その本義にかゝはつて幣帛供進使制度の確立して居る今日では、自然この事が無くなつた。しかし地方の慣例としては今もなほ此の事が残つて居る。桐生、伊勢崎地方で、機織業にかゝはる奉幣の事はよく聞くところである。なほ奉幣司の行事が済んでから、之れを神前に奉獻する役目の者を奉幣役といふ。

第四項 進行關係

典儀〔テンギ〕

典儀は一に主禮とも典禮ともいひ、齋主の命を受けて、儀式全般の處理、運行、整備をはかる役目の者である。一般の小祭事では特に典禮を設ける途もない事が多いが、少し規模の大きい祭事になると、式典全般の終始を取り運ぶ宰領が必要になつて来る。此の、設備から式次第、祭員の配役、順序手配の打合せなど、細大洩さず世話するのが典儀の任務である。よし途中で如何なる故障が突發しやうとも、或は思はざる手違ひを生じやうとも、即座に善處して些毫といへども不敬や支障を起させないだけの、決斷と用意と機智とを要する。隨

つて典儀に任ずる者は、儀式や次第等に最も精通した練達之士でなければならぬ。

贊者〔サンジャ〕

贊者は典儀所屬の整備員である。祭式でいへば後取である。事務上の走り使である。即ち典儀の股肱となつて、定められたる儀式の執行を整頓運行せしむる進行係である。本来典儀の任務は廣汎且つ繁多なものであるから、典儀を設くる程の神事ならば概ね贊者も設けるのが例である。

第五項 奏樂關係

御琴師〔ミコトヒキ〕

御琴師をミコトヒキともコトジとも訓み、主として降神昇神の折に、または障閉扉に際して、和琴を調べる者の役名である。元來、之れは神職が奉仕するのを本義とするさうであるし、其の古例も傳はつて居るが、今は概ね普通の樂師が奉仕して居る。

伶人〔レイジン〕

伶人は雅樂を奏する人の事で、また樂人とも樂師ともいふ。神職でも祭員でもなく、隨つて任用や資格など其の身分については、制度上何の定めもないが、神事によつては、假令は神饌獻撤の際の奏樂の如き、必須の條件になつて居る。本來これは神職の奉仕すべき役儀であつたと云はれ、職員が多い大社や伶人を雇ふ事に不便な土地では、今も神職自ら奏するの奉仕例もある。右の御琴師も今では此の伶人中の一員に包括されて居るが、總じて樂人の組織は、

御琴師は前述の如く之れは先づ左に包括し或は除外するとして

大鼓師 大鼓の樂を奏する事を掌り、一員若くは若干員

鞀鼓師 鞀鼓の事を掌り員數は右に同じく

鉦鼓師 鉦鼓にかゝはり右に同じく

以上を「三鼓」といふ。また

鳳笙師 笙の樂を奏することを掌り、一員若くは若干員

箏樂師 箏樂にかゝはり、右に同じく

龍笛師 龍笛にかゝはり、右に同じく

以上を「三管」といふ。謂ゆる三管三鼓の樂が之れである。

第六項 祓式所役

祓主〔ハラヘメシ〕

祓主とは祓式（修祓）の長たる司をいひ、通例、祓詞を白すのが其の任務である。官國幣社における大祓式では、禰宜が此の任に就く事を規定して居る。

大麻司〔オホヌサノツカサ〕

大麻司は、祓式の際に、俗にはゆる御幣で祓ふ所の役儀の者をいふ。この場合の大麻といふのは、通例、榊の枝に紙垂（紙の、謂ゆるご幣）と麻とを取りつけたものゝ稱で、之れは祓の具の一つである。大麻を

執つて各々のものゝ上を祓ふから大麻司といひ、また一に大麻所役とも云つてゐる。

鹽湯司〔エントウノツカサ〕

鹽湯司は音讀してエントウノツカサといひ、和訓してシホユノツカサといひ、一に鹽湯所役ともいふ。鹽湯を祓の具に用ひ、榊の小枝の端に鹽湯をつけて、大麻司の祓へに續いて、次々と祓つてゆく役儀の者をいふ。鹽湯は湯呑型の水器に容れてあるが、實際の事情をいふと、多くの鹽湯を用ひては裝束等に痛みの來る虞れがあるので、つけはしても其の形式を行ふだけである。

なほ以上の三者は相關連した役儀であるが、略儀の際には、祓詞を奏上しないで大麻行事だけ執行する事もあるし、鹽湯所役を省くことも多く、また祓主が大麻司を兼務することもある。

第三章 行事作法

第一節 幣帛供進使及び隨員と其の行事作法

幣帛供進使が祭祀執行の一員として参加する祭祀は、祈年、新嘗、例祭、本殿遷座祭（現在は官國幣社のみ）等、定められたる大祭に限ること、隨つて夫れらの祭祀には、供進使の参加は缺き得ない要件であることは、既に繰返して述べたが、然らば供進使及び隨員の行事作法は如何といふに、之れは現行祭式を遵守する以外に別段の定めはない。たゞ別段の定めあるものは、服制に關する事項だけである。

然るに供進使の参向を要する場合、其の、知得することを要する行事作法の範圍は、實に廣汎である。祭典執行を日常の本務とする神職の行事作法との差違——差違でなくて、自ら關する事を要しない點は、僅かに閉扉に關すること位のものであらう。閉扉も、警蹕、平伏、幣折等の點で自ら知らぬと云ふわけにゆかないから、關係が無いとは云へぬ。神饌撤撤など、作法の上に直接關與しないとは云へ、決して單なる参列者の如く傍觀者たり得ない重要關係者である。

本来、御幣物は勿論其のところとして、神饌奉供もまた使命の重要な一部であり、半面である。便宜上、神饌料の一部を供進する事になつて居るが、元來、供進使自らが神饌を奉養して初めて其の意義を徹底せしめ得るほどの事柄である。こゝを以て、現時の制度上、神饌撤撤の行事にこそ直接參與しないとは云へ、相關すること甚だ深い次第と申さねばならぬ。

即ち神職と供進使との行事作法は、閉扉を除くのはかは全部同様であると云つて過言でない。神職の知得習熟しなければならぬ行事作法は、同時に供進使の知得習熟しなければならぬ處である。それほど廣汎であり且つ祭典上の地位が重要である。書物による理義の究明と相俟つて、挽まざる實地習熟の必要が茲にある。決して一二次の講習を受けた位で、極めて手軽に「神職の眞似ができればよい」程度の意味ではないのである。

第二節 幣帛供進使の参向すべき府縣社以下神社の大祭式次第要約

今、試みに、供進使の参向すべき府縣社以下神社の祭典を、官國幣社のそれに準じて要約すれば、其の始終

の次第は凡そ次の如くなるであらう。

先づ参向の準備として

- 一、神饌料ノ交付
- 一、御幣物ノ調製ト點檢
- 一、祭儀ノ打合せ

を済して、さて

前ニ齋戒

先ヅ裝束着用

次ニ參進

次ニ手水

次ニ祓所ニ着ク

次ニ修祓(先ヅ御幣物、次ニ供進使及隨員)

次ニ祭場所定座ニ着ク

次ニ御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク(隨員之レニ副フ)

次ニ社司(社掌)、諸事辨備セル由ヲ申ス

次ニ社司(社掌)御扉ヲ開キ(此ノ間、奏樂、警蹕、

一同平伏) 畢リテ側ニ候ス

次ニ祭員、神饌ヲ供ス(此ノ間奏樂)

次ニ社司(社掌)祝詞ヲ奏ス(此ノ間一同平伏)

次ニ隨員、御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ、假ニ案上ニ置ク

(案ハ豫メ便宜ノ處ニ置ク)

次ニ社司(社掌)御幣物ヲ奉ル

次ニ幣帛供進使祝詞ヲ奏ス(此ノ間一同平伏)

次ニ供進使、玉串ヲ奉リテ拜禮(玉串ハ隨員之レ

ヲ附ス)

次ニ隨員拜禮

次ニ社司(社掌)玉串ヲ奉リテ拜禮(玉串ハ祭員

之レヲ附ス)

次ニ祭員(副齋主以下)拜禮

次ニ参列者拜禮

次ニ社掌、御幣物ヲ撤ス

次ニ祭司、神饌ヲ撤ス（此ノ間奏樂）

次ニ社司（社掌）祭儀ノ畢レル由ヲ申ス

次ニ社司（社掌）御座ヲ閉ヂ（此ノ間、奏樂、警蹕、

次ニ各退出

一同平伏）畢リテ本座ニ復ス（此ノ間、奏樂）

（特殊の古例ある祭式を按配奉仕する神社は此の限りでないことはいふまでもない）

第四章 式次第と行事作法義解

第一節 参向準備

第一項 神饌料の交付

大正三年三月内務省令第四號の雜則に

一、神饌料ハ豫メ之ヲ神社ニ交付ス

と定めてあるから、素より祭典に先立つて之れを神社に交付しなければならぬ。ともすれば御幣物奉獻の場合に「神饌幣帛料」など記して、御幣物と共に奉るかのやうな状を見るが、之れは明らかに誤りである。

「交付ス」となつて居るから、定められた料額を、會計上の一事務として神社に送達すればよいかのやうに思ふ者もあるが、之れも明らかに誤りである。既にして「神饌幣帛料供進」であるから、此の「交付」は單なる送金ではなくて「供進」である。随つて其の取扱ひも御幣物に準じ、封裝よろしきに從はなければならぬ。包

み様など、次の御幣物の條を参照されたい。

第二項 御幣物の調製と點檢

御幣物に付ては前項省令の雜則に

一、御幣物ハ祭日ノ前、地方長官正廳ニ臨ミ、之ヲ點檢ス

とあるから、市町村でも之れに準じて、公衙正廳に於て謹んで點檢し、其の任務を完ふする上に些毫と雖も落度のない事を明しなければならぬ。いふ迄もなく之れを供進する事が任務であるから、點檢もまた任務の一部であり先行である。

調製は隨員の任務であるが、現行制度上では別に定めがない。併し明治八年の神社儀式には此の包み方を定めてあるから、之れを依用するのが妥當であらう。それに依れば

「幣物ハ金貨ヲ入レ、檀紙大奉書等ニテ上包ヲ折掛ニシ、紅白ノ水引ヲ懸クベシ」となつて居る。其の包み方は謂ゆる目錄包みと稱するものである。

御幣物は明治儀式には金貨となつて居るが、今、金貨を以てする事は不可能であるから、新しい紙幣か銀貨などがよいであらう。紙幣の新古は、修祓するから問ふ必要もないが、敬禮の至誠を現はす意味から、自然その事まで注意すべきであらう。そこで先づ中包みは謂ゆる祝儀包みとし、此の中包みの表に金額を記し、裏に責任者の檢印を押捺し、之れを折掛け即ち目錄包みとし、紅白の水引をかける。また別に、短冊形の紙に幣帛料を記して之れを水引の下に差し添へる。

之れを雲脚臺に載せ、御幣物辛櫃に納めて案上に安じ、供進使に發つべき任務者の點檢に供するのが随員の任務である。

神饌料の封裝も之れに準すべきことは前項所述の如くである。

〔附〕雲脚臺

雲脚臺（ウンキヤクダイ）とは御幣物の祭料等を載せて、神前に捧ぐるに用ふる臺である。神饌奉供における三方臺と、御幣物供進における雲脚臺とは、其の意味が同じである。これを雲脚臺と名づくるのは、鏡板の裏の四隅に、雲形にくりぬいた脚をつけて用ふるからである。脚は鏡様の裏に、はめ外しできるやうになつて居る。縁の綴目のある方を裏とし、表を神前にする事も三方と同じである。

この雲脚臺に御幣物を載せて辛櫃におさめ、そのまゝ持運ぶ。脚は既に組立てゝあり、すぐ奉獻できるやうにしてゐなければならぬ。

〔附〕辛櫃

カラヒツの文字は辛櫃にも唐櫃にも作り、今多くは辛櫃の文字が用ひられて居るが、名の縁由は、唐様の櫃であるから、唐櫃の文字の方が本縁と云つてよからう。貞丈雜記に「唐櫃には何れも棒通しの金物なきなり、緒を以て棒にからげ付くる也。されども、あやふき故、中頃より金物を打つ也。常に座敷などに置くには金物の棒通しある也」とあつて、もとは必ずしも神事にのみ限つた事ではなかつたが、今は主として祭料を入れる器具となつた。その製、大い檜の白木造りで、蓋は印籠蓋、脚は六本ついてゐる。

荷ひ緒を連著といひ、二筋を用ひ、棒を通す爲めに、兩輪結びでくくりつける。御幣物は此の中に納めて参向するが、正廳から神社参着までは覆をかけ、覆は殿上で取る。

第三項 祭儀の打合せ

通例、祭典前に神社側から、其の祭典の式次第、配役、説明書、祭場見取圖などを發へて供進使側と打合せするものだが、なほ能く遺漏なからん事を期しなければならぬ。殊に晴天の場合、雨儀の場合、手水所、祓所など、多くは従前の例によつて双方心得て居る事柄ではあらうけれども、特に入念を期すべきである。試みに蛇足を厭はず打合事項の概要を示せば次の如くなるであらう。

- 一、式次第並に其の説明概要
- 一、祭場見取圖並に配役一覽表
- 一、祓所に於ける御幣物、供進使、随員、白丁等の位置
- 一、祭場に於ける御幣物辛櫃及び同假案の位置並に玉串奉奠の位置、拜禮の位置等についての説明
- 一、供進使と齋主の玉串案は別案か同案か等
- 一、立禮か、座禮か、祝詞奏上の際に於ける供進使拜禮の作法（起拜か立拜か等）
- 一、玉串奉奠の際に於ける右同
- 一、障閉扉の際に行はるゝ警蹕の發聲は一疊か三疊か等
- 一、雨儀の際の打合せ等

第二節 齋 戒

第一項 齋戒の意義及び古制

謂ゆる「潔癖」とまで云はれる程、清淨を好む心は我が國民性の貴重なる特質である。神祇の一面は此の特質の絶対化であるとも云ひ得るので、古來、汚穢不淨に對しては其の態度觀念が極めて嚴肅である。こゝを以て日常祭祀に與るものは平時の生活でも努めて不淨を禁忌し、氣枯れを警戒し、心身の正直清淨を保たねばならぬが、特に當に神事に與からんとするに當つては、苟めにも禁忌に觸れてはならぬ。

即ち、祭祀に與る者の、心身共に汚穢不淨に觸れざる事を、制度上之れを「齋戒」といふ。齋戒とは文字の如く齋み戒しむるである。古く、イミ、物忌、齋、齋、イマヒ、いはひ、いまはる、ゆみ、ゆまひ、ゆまはる等と云つてゐた。神を祭る祭場を忌庭、祭祀の奉仕を、忌つく、忌はふ等いひ、奉仕の人を、齋主、忌人、忌子、物忌、齋女などいひ、神事を造る人を齋部、神器收蔵の庫を忌倉、獻る酒を齋酒、みき徳利を齋甕、神衣を忌服、幣束を忌串、神事奉仕の諸種の動作を、忌まはり清まはり、忌しり齋しり等いふ。もつて神事修齋の上に「忌」といふ言葉が如何に多いかわかるが、之れみな身心ともに清淨潔白にして須毫も汚穢に觸れさらむ事を語るものである。

事實、諸般の神事實踐の歸するところは、不祥、不正、不淨を嫌忌し、よつて以つて齋ひの誠を運び、神靈を慰めまつるといふ事にあるのであるから、大なり小なりの齋戒の伴はぬ神祭は有り得ないと同時に、又ある

べからざるものである。

〔齋戒の古制〕

齋戒についての古制は、現制と殆んど關係がないが、神祭上に於ける齋戒の地位と、現行法奉行の目標を述べる前提として因みに依り略述する。

之れを詳しく定めたのは、古く大寶の令である。それによると、齋戒を散齋と致齋の二途に大別した。散齋とは、これを荒忌とも大忌ともいひ、神事に與かる諸人の所作は日常と同じであるが、これに服するの間は、六色の禁忌といつて、一、喪を弔らふこと。二、病氣見舞をしたり病人に近づくこと。三、穴を食ふこと。四、刑殺を判すること。五、罪人を決罰すること。六、歌舞音楽をなすこと。六項を嚴禁し、もし犯す者は嚴重に處罰した。次で致齋とは、これをまた真忌とも小忌ともいひ、この期間は、専心一意、たゞ神事にのみ精進し、自餘のことには一切關與せざる定めであつた。

そして祭祀を大祀、中祀、小祀（今の太祭、中祭、小祭）にわかち、大祀には散齋一ヶ月、致齋三日、中祀には散齋三日、致齋一日、小祀には散齋を省いて致齋一日とし、みな太政官の命によつて行つた。

右の大寶令以外の古い定めでは、一、佛齋清食に預かること（佛事の物を口にすること）二、喪を弔らふこと。三、病を問ふこと。四、穴を食ふこと。五、刑殺を判すること。六、罪人を決罰すること。七、供神以外の音楽を作すること。八、言語を妄りにすること。九、穢惡に觸るゝこと。十、佛事を行ふこと。十一、舉哀並びに改葬に與ること等を嚴禁してゐた。

第二項 現行齋戒制度

然るに、現行制度における齋戒制度は、たゞ概念としての齋戒を規定して居るだけで、奉行の方法に關しては何等規定する處がない。

○官國幣社以下神社祭祀令（大正三年一月）

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ズ。但、除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

（参考、第九條 地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得）

○官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件（大正三年三月二十七日）

第一條 祭祀ニ奉仕シ又ハ參向スル者ハ、大祭、中祭ニハ其ノ當日及前日、小祭ニハ其ノ當日齋戒スベシ

第二條 齋戒中ニ在ル者、喪ニ與ル等其ノ他凡テ汚穢ニ觸ル、コトヲ得ズ

供進使及び隨員の齋戒に關しては別段の定めがないが、右の規定のうち祭祀令は明かに供進使及び隨員の遵守すべき事を規定して居るし、神職の齋戒規定と雖も明らかに「祭祀ニ奉仕シ又ハ參向スル者」と定めてあるから、神職は素より、參向する供進使及び隨員を指すものであることは云ふまでもない。勿論、神職と供進使とに、適用の緩急はない。

而して其の規定では、見るが如く、稍々明かに禁じてゐるのは適用期間と喪に關する事項だけである。「汚穢ニ觸ル、コトヲ得ズ」の文字は最も力強く用ひてあるが、如何なる事が汚穢であるかは示してゐない。

こゝに於て乎、古制の齋戒が——換言すれば古來我等の祖先、我が國民的通念は如何なる事項を汚穢として

ゐたかといふ事になるのである。よつて奉行の參考を古制に採り、時代と事情を考へて、便宜、つとめて齋戒しむるほかは無いのである。

「喪ニ與カル」とは葬儀を主宰し又は援助するは勿論、縁あると否とを問はず單に喪家を弔問する事をも包含すると解されて居る。往時は、喪家と知れば速く離れて近づかず、隣家の喪でも之れを問はず、神事に與ると知れば認めて以て當然としてゐた位である。

また期間における大祭中祭の二日、小祭の一日といふ限度も、固より齋戒の最少限度を定めた義と解すべく、供進使は參向の前日は古制の散齋に準じ、當日は同じく古制の致齋に準じ、神職は最低限度に於て右の期限内は古制による致齋に服すべきものと解されて居る。供進使の齋宿（齋戒中の宿舎）は、能ふべくんば神社附屬の齋館等を充てたいが、次第を採つて自宅を充てるなど止むを得ない事情が多からう。

第三項 齋戒の奉行

以上の如く現制では齋戒の内容については何等定むる處がないから、止むなく古制を參考とする以外に方法がないが、神社では概ね古例により齋居し、中には古制の散齋致齋にも増して嚴重に修行して居る向も尠くない。また常に沐浴謹慎して心身の清淨に努力するのみならず、數日間の忌火、斷食、素食、禊、鎮魂等の嚴格なる行事を奉行する例も、また決して尠くない。その神社に參向する供進使及び隨員に向つても之れが古例奉行を要求し、もし遵守し得ないときは參向を謝絶するといふ嚴儀さへ聞及んで居る。

或る神社の齋戒内規の一部に、一、齋戒せんとする時は前夜より參籠す。齋戒當日、早且沐浴し、白衣に更

ふ。但し參籠は例祭の外は當分自宅に於て齋宿する事を得。二、齋戒は清潔を旨とす。言語飲食等を慎み、専心祭の事を行ふ。三、齋戒中は殊に祭神の威徳を欽念し、奉仕に際しては神人交感の至誠を期すべし云々とあるが、一たん齋居するに至つては、全然外部との接觸を絶ち、神事のこと以外は思念または言行しないのであるから、自然齋戒禁忌にも適ふわけである。

供進使該當者は概ね繁劇な日常に居るから、嚴重なる古制奉行は望めないのが一般であるが、而も原則的な奉行だけは要求しても無理でないと思ふ。

第三節 裝束着用

裝束着用次第等の一斑については別編服制の條で説いたから此の一節は其の意味に於て必要はないが、順序上重出する事にする。

詳しい式次第に、よく

當日午前×時×分、第一鼓、祭員參集

第二鼓、同××分、祭員威儀ヲ整フ

第三鼓、同××分、祭員帽合ニ著、修祓、

などあつて、裝束着用は式次第に入る重要な一階梯である。

服装着用の上は、坐り方、前の取り方、襦また裾に對する注意、起つときの裾への注意、又特に袖口の整

へ、帖紙、鼻紙等使用の場合に對する豫めの用意、祝詞受授のときの袖口の開合ひ、懐笏のときの注意、歩行のとき脊にばかり氣を取られぬやう、全體の姿勢に注意を怠らぬ事など、すでに一部言及の如く、心すべき要點とされて居る。

第四節 參進

參進の列次については既に供進使警衛の處で説いたから、こゝでは其の重出を避けて御幣物の行進についてだけ一言する。

御幣物は辛櫃に收めて供進さるべきこと、また其の辛櫃については既述の如くであるが、此の辛櫃は、通例、白丁二人が奉昇し、隨員二名の場合はその上席者が之れに寄り副ひ、次に供進使、次に隨員となり、隨員一名の場合は、供進使が辛櫃の直後に隨從し、次に隨員となり、他の列次は前述の通りである。道の遠近、道筋、交通状態等に依ることは勿論であるが、通例、一たん社務所に落ちついて、社務所で威儀を整へて、そこから先導神職の案内によつて被所に參進する事になつて居る。本来は正廳から神社まで、威儀を整へ、列次を整へて、參進すべきものであらうけれども、之れは、云ふべくして實際上では無理である。都會では殊に困難であり、地方でも却々行はれ難い。

なほ白丁は隨員の指揮に従つて辛櫃奉昇の事に奉仕し、修祓の後、祭場所定の場所に辛櫃を安置し、そして定めぬ席で祭儀終了を待つて居るのである。

第五節 手水の儀

之れから愈々々々祭式の行事所作に入つて、先づ手水の儀になる。参拜者の爲めの手水舎は神社必備の設けとして之れを欠く事はできないが、祭典執行の際は、通例、便宜の處に別に手水の儀執行の設備をする事になつて居る。

〔手水の意義〕

手水（テウスイ）は手水の音便で、義は手洗に同じである。手洗ひが約まつて盟となり、文字も、水盤のなかの水を掬んで洗ふ象にできてゐる。古く支那の古俗にも之れがあつたが、性來、潔癖なわが國民は、遠い上代から、何事につけても先づ手を洗ひ顔を洗つたもので、單に「手水の儀」としてさへ、古く尤恭天皇時代から傳はつてゐる位である。況んや神祭に臨んでは、顔を洗ひ、口を漱ぎ、手を洗つて、寸毫の穢れをも止めじと之れ努めたものである。特に嚴儀を旨とされる宮中の御儀式のなかでは、只今でも現に御手水の儀といふことが、殆んど枚擧に遑なく拜されるし、手水の間といふ特別な設けすら承はり及ぶ位である。

〔現制の手水と鋪設〕

現行神社儀式でも、その冒頭に、幣帛供進使參進水ノ儀アリ

となつてゐて、何よりも前に先づ手水の儀を規定して居る位である。祭員及び参列者も供進使に準すべきと

とは云ふ迄もあるまい。

設備や作法については定むる處がないが、場所は鳥居外を最も佳しとし、次で便宜のところ設ける。地面に穴を掘つて其の傍らで行ふのを本儀とするが、之れも便宜に従つて滴み桶の中にそそぎ込むやうにする。滴み桶には濯ぎ水の飛沫を防ぐために杉の葉を入れる。手水桶は適當の置臺に載せて種杓を添へる。その側らに手拭用の紙を吊しておく。手水に使つた紙は滴み桶に棄てる。

〔手水の作法〕

手水所には先導神職の案内によつて行くが、初めに打合せておいて、手水を使ふ人の袖を、後から取つて使ひよいよやうにしなければならぬ。また、種杓の水は、一種杓を、初めの一回に約四分の一そそぎ、第二回にも凡そ同量、第三回目に残りの全部をそそぎかけるのが作法としてあるから、注ぐものも受けるものも、三回で清むる心持ちでなければならぬ。

而して之れを受くる方は、先づ懐笥する、次に後から袖を取る、次に滴み桶の上で、初めの水で手を洗ひ、第二の水で口を漱ぎ、第三の水で更に手を洗ふ。之れを音で示さば、第一回も、第二回も、第三回は、さア一となる。次に後取の出す手拭紙で手及び口を拭ひ、之れを滴み桶に棄て、次で出笥し、次に隨員の濟むのを待ち、列次を正して、再び神職の先導で被所に進むのである。

第六節 祓所

祓所とは修祓行事奉仕の場所である。常時特設の祓殿（ハラヘドノ、ハラヘデン）のある神社もあるが多くは境内庭上の便宜の場所に、一域を劃して、帷舎を設けるとか、或は四方に忌竹（葉付の青竹）を立て、注連縄を引き延えるとかの構へをする。此の、臨時に構ゆる一定の修祓鋪設を、祓所といふ。祓所には、中に清らかな盛砂をし、薦を鋪き、案を据え、之れに大麻や鹽湯を安じてあり、辛櫃の置位も定めてある。

以上のやうに設備しても、もし荒天などの爲めに修祓が奉仕できない事態が起ると、社務所や神饌所や廻廊、或は神門の一隅を充てたり、止むなく拜殿の一部を充てる事もある。但し、拜殿は假令その一隅であつても、之れを祓所に充てる事は努めて避ける。萬止むを得ない場合は其の日の祭儀に使用しない場所が採られる。

なほ、修祓式は、祓の具を通して、祓所の大神に祈願し、且つ其の具によりて祓行事を修する事を、特に申し添へておく。之れは祓所の設備に神籙が無く、随つて昇降神行事の伴はぬ事の不容に對してである。

第七節 修 祓

〔齋戒と手水と修祓との相關的意義〕

齋戒も手水も修祓も、目的論からいへば意義を同じくする。共に、所引の宣命にあるが如く「明るき淨き正しき直き心」また「清き直き誠の心」を希求する事が第一義であり、之れに、肉體的な、物象的な、形而下的な不二一致を要件として、初めて其の目的が達せられるものであるが、しかし、齋戒は右の三者の中では意義が最も消極的である。

齋戒は、語弊はあるが佛教でいふ小乘教羅漢道に似て居る。見ず、聞かず、言はず、爲さず、只管に己が心身を持つる事によつて、神性に近づき、神性を具はんとするものである。之れが手水の儀になると稍々積極性を帯びて来て、觸るゝとも除かんとする意義を主として居る。觸れるであらうことを前提として、一舉に捨離せんとするものであるから、齋戒ほど消極的でない。

次で祓へになると、齋戒によつて心身を持ち、手水によつて觸るゝ汚穢を除いた上に、更に進んで、萬一にも過ち犯せる罪穢の有らむをば……神の世界に於てのみ罪穢となり得るであらう程の、超凡些毫の混濁や夾雜物をまで、一點一塵をも止めず、祓へに祓へ清めに清めやうとするのである。最高度にむける神性顯露の精進が修祓であるから、三者の中では最も積極的であるといへる。

但し茲にいふ消極性とか積極性とかは、決して輕重尊卑を意味するものではない。相關した一連の行實の中における特質を抽出したまでである。

〔祓の意義〕

祓へ（ハラヘ）とは神祇に祈つて諸々の罪と穢れと歪みと災いと厄難とを除くために行ふ日本民族固有の信仰であり神傳の作法である。一に穢とも云ひ、合せて穢祓へとも云ふ。けだし祓へは洗ひと同義で洗ひ清むる意、穢は身麗で矢張り水で濯ぎ清むる意である。すべてのものは神の子であり神の分れである。汚ない物を洗ひ去り洗ひ去つてゆけば必らずや神に到る。神性が光り出す。穢祓へは其の爲めにあるものだが、誰が拵へた作法でもない。清淨を貴び、汚穢を忌む民族固有の信仰で、太初以來傳へに傳へ、磨きに磨いて来たもので

ある。神道といふのは其の事である。否、神道といふだけでは當らない、神道なるが故に廣く人類——人間としての大道である。穢れられ、汚れられ、諸拂ひをためて塵埃に居る勿れ、歪まされ、清かれ、直かれ、明かれ、我人共に災厄あらざれ——此の願ひと精進がなくて人間といへようか。即ち祓へは神道に於ける基本信仰なるが故に、人間としての道であらねばならぬ。

従つて祓への起原を、伊邪那岐神の、日向の橋の小門の阿波岐原のみ鏡に求むるのは、それは行事としての初見であつて、禊祓が其のときに初めて生れたわけではないと拜される。之れ以上は議論になるから憚るが、この鐵則の故を以て、神道に祓(修祓)のつかぬことは絶対にないと云つてよい。

修祓には左様に神道上の絶對的條件があるから、この奉修は單り祭祀關係諸員のみならず、神饌、幣帛、神器、祭具、祭場、舍屋、参列者等、一として祓の修されぬはない。本来は一般参拜者でも手水のみならず修祓をも受けて後拜殿前に進むべき性質のものであるが、事實上困難であるからとかく行はない丈である。

〔修祓の時と具〕

而して修祓は、これを奉仕するに、事前に行ふものと事後に行ふものと別がある。即ち、一般の祭祀、祈願祭、奉幣、参拜等の場合は事前に行ひ、除服、焼亡、疾病、死、罪穢等の場合は事後に行ふ。ただし、一般の祭祀は、先づ氣枯れを祓へ清めて後に奉仕し、不祥事を旨とする神事は、奉仕して後に初めて祓へ清まる順序だからである。故に、供進使の作法では、事前の修祓以外の場合には豫想され得ないのである。

次で祓への物(具)としては、人形、菅、麻、稻、米、茅輪、祓串、解繩、鹽湯などがあるが、通例、大麻

(いはゆる御幣)と鹽湯を用うる。祓の具としての御幣は、幣帛全體の美稱なる大麻に對して、正しくは小麻と云ふが、今では幣束も幣物も祓串も忌串も押しなべて御幣と俗稱するに至つた。

〔現行制度上の修祓〕

そこで現行制度上における修祓に關する定めを見れば次の如くである。先づ供進使の参向すべき祓式では、其の神社祭式における大祭式に

「次、幣帛供進使、祓所ニ著ク

次、修祓(先、御幣物、次幣帛供進使及隨員)

とあつて、御幣物に次いで、祓へは必ず修しなければならぬ事を規定し、亦その次第については、

○省令第四號(現行神社祭式、以下同じ)に

修 祓

當日豫メ便宜ノ所ニ祓所ヲ辨備ス

時刻、宮司以下所定ノ座ニ著ク

次、禰宜、祓詞ヲ讀ム

次、主典一人、大麻ヲ執リ、同一人若クハ雇員、鹽湯ヲ執リ、神饌及宮司以下ヲ祓フ

次、各退下

と定め、其の適用については、右同第六の雜則中に

一、四（前記修祓ヲ指ス）ニ定ムル修祓ハ祭祀ノ前之ヲ行フ
 一、御幣物並ニ幣帛供進使、地方長官、神祇院高等官及地方高等官ノ修祓ハ「四」ニ定ムル式ニ準ジテ行フ
 と定めてある。また之れが執行の行事作法については

○告示第七十六號（現行神社儀式行事作法、以下同ジ）に

行事

先ツ所役、案前（豫メ祓所ニ簀薦及案ヲ鋪設シ、案上ニ大麻ヲ安ズ）ニ進ミ、祓詞ヲ讀ミ（祝詞奏上ノ儀ニ準ズ）畢リテ大麻ヲ執リテ、祓ヲ受クベキモノノ前ニ進ミ、之ヲ祓ヒ（祓ヲ受クル者ハ平伏）畢リテ大麻ヲ案上ニ置キ、復座

と定めてある。また其の祓詞は、やはり省令第四號に

祓詞

掛麻久母畏伊邪那岐大神筑紫乃日向乃橘小戸乃阿波岐原爾御禊祓給比志時爾生坐世留祓戸大神等今日仕奉留社職等罪過犯世留罪穢有良本乎爰祓給比清給閉登申須事乎聞食世登恐美恐美母白須幣帛供進使ノ修祓ニ當リテハ、神職ノ二字ヲ次ノ二字ニ換フ

官人

と出てゐる。なほ祓詞の義解は別編祝詞の條を参照されたい。修祓の役名など、すべて前に出てゐる。

〔祓所の次第〕

〔イ〕 右の如く修祓の順序は省令に出て居り、其の作法は告示に出て居るが、更に供進使参向の場合を追記すると、先づ、神饌物、祭具、齋主、祭員を祓ふ。齋主と祭員はこゝで祓所を退下して昇殿し、祭場所定の座につく事になる。

次で供進使と隨員は、神職の先導によつて祓所に着く。そして先づ御幣物、次に供進使、次に隨員を祓ふ。そこで退下して昇殿し、祭場所定の座につく。

次で参列員を祓ふ。

臨つて、以上の場合では、供進使及び参列員は、祓詞奏讀は聞かぬわけである。

〔ロ〕 而して以上のやうな截然たる順序次第に據り難く、齋主も祭員も、供進使も参列員も同時に祓所に着かねばならぬやうな場合には、先づ御幣物、次に神饌物、次に祭具、次に供進使及び隨員、次に齋主、次に祭員、次に参列員の順で祓ふべきものと解されて居る。

〔ハ〕 次に等しく修祓とは云つても、却々例に依り難い場合が、地方の小神社などには多い。神職一員ですべての事を執り運ばねばならぬ場合さへ珍らしくない。さうした場合は、先づ齋主たるべき者が自ら手水の儀を行ひ、次で供進使の手水の儀を執り行ひ、次で、豫め鋪設した案前に進んで祓詞を讀み、大麻を執つて神饌その他を祓ひ、次で、拜殿階下にでも来て貰つてゐる御幣物から供進使を祓ひ、終つて大麻を案上に安じ、鹽湯を行ひ、終つて大麻と鹽湯とは案のまゝ直ちに撤し、さて供進使を導いて共に祭場所定の座につくと

いふ風に、要するに便宜によつて善處するより仕方がないであらう。

〔被を受くる作法〕

修被は其の行事を主眼とするが故に、行事所役の作法を先づ説かねばならぬが、本稿の目的上、こゝでは被を受くる者の作法を記すに止める。

白丁の奉昇した御幣物を先頭に、供進使及び隨員が祭員の先導によつて被所に着くと、御幣物辛櫃は所定の處に、供進使以下は定めめの座の前で止立、列立、小拝の後着席する。殿上の場合では着座小拝のことは云ふ迄もない、以下同じ。次で所役は進んで先づ御幣物を被ふ。このとき隨員は、辛櫃の前に進み、小拝、懐笏、次で蹲居して辛櫃の蓋を取り、被へ終らば（大麻に次で鹽湯行事がある）また蓋をして元のやうに緒を結んでおく。尤も場合によつては辛櫃の蓋は取らず、蓋のまゝ被を受くるも差支へないが、元來、蓋は取るのか本義である。行事中は浅い聲折（座禮の場合浅い平伏）をして居る。

次で供進使から隨員、白丁とも同時に被ふが、そのときは、被司が列次の前に来て一拝すると共に、立禮ならば浅い聲折、座禮ならば浅い平伏をして之れを受ける。鹽湯も引續いて殆んど同時に行はるので、初めの姿勢に區めをつけるには及ばない。

被へ終つて被司が小拝する頃に、順次元に復する。此のとき注意すべきは、被へが始まるときは、一同々時に伏すけれども、元に復るときは供進使を初めにして次々に復し、そして同時に小拝することである。

もし被詞奏讀から初まるとすれば、被詞が始まると同時に深い聲折（或は平伏）に入り、終ると共に順

次起揚し、行事が始まると共に前記の所作に入るのである。

修被が終ると一同々時に小拝して被所を退き、祭員の先導によつて祭場に参進する。列次は、警衛がついてゐない丈で舊の如くである。

第八節 祭場所定の座

幣帛供進使及び隨員の位置は、常に祭場の左側（即ち神座に向つて右側）である。（前掲祭場圖の如し）。進んで其の前に至ると、止立、座禮の場合は座前着座或は座後着座、立禮の場合は列前列立若しくは列後列立の法によつて着席し、小拝する。

〔本座・假座〕

本座とは、祭場に於ける供進使または祭員の所定の座をいふ。通例、前記の如く、供進使は左（神前に向つて右）祭員は右（神前に向つて左）に定められる。一定してゐる本座といふほどの意味である。

假座とは供進使または隨員、或ひは祭員が、一つの祭式を行ふ必要上、その本座を離れて、その行事の済むまで居る一時的の假りの座をいふ。随つて假座にある者は原則として本座に復するものである。

第九節 御幣物辛櫃を置くべき位置

多くの場合の式次第に「御幣物辛櫃ヲ便宜ノ處ニ置ク（隨員副フ）」とあり、また多くの場合、前例によつて

其の置き處も凡そきまつて居るが、念のため一言すると、これは主として神社社殿の廣狹や祭場の都合によつて、全く「便宜」である。中門の外に置くあり、拜殿前に置くあり、または殿上に置くもあつて、全く一定しない。但し隨員は必ず之れに依り副ふて居らねばならぬ。随つて、隨員一名の場合は、奉獻の所作に移る迄は、隨員は其の本座に居らぬ事になる。

尤も、社殿の構造等によつて、辛櫃の位置が隨員の本座に近い場合は、隨員は本座に着いてゐても差支へない。併し尙ほ辛櫃に副ふて居る心依せがなければならぬ。實際としては此の方の例が多く、殊に府縣社以下の神社では、隨員の員數から云つても、行事の運びから云つても、果亦社頭參拜者の事情から云つても、辛櫃は殿上の而も隨員の本座に接近して居る事が多い。よつて以下の次第は、御幣物辛櫃は拜殿々上に置かれ、隨員は其の本座に着いてゐるものとして説くことゝしたい。

第十節 祭典開始

かくて祭典執行の宛取が恙なく整ふと、齋主は、一二歩進み出て、供進使に向ひ、注目、小掛する。之れを式次第には「詣事辨備セル由ヲ申ス」と標記してある。或は、上首の者が部下の祭員に向つてする場合、齋主何々仰スなど記してある。此の「申ス」や「仰ス」は言葉に現はして挨拶するのでは無く、以心傳心の所作をする、之れが注目小掛である。

こゝに於て供進使もまた此の挨拶を受けて、注目し小掛するが、供進使の方は着座のまゝで差支へない。

第十一節 開扉

式次第に「齋主、御扉ヲ開キ（此間、奏樂、警蹕、一同平伏）畢リテ側ニ候ス」などあるのが之れである。供進使側は警蹕が初まると同時に、平伏（或は磐折）に入り、終ると共に、より上位の者から順次起揚する。その、恭敬の意を表する所作以外には此の行事には關係がない。よつて、警蹕が一聲であるか乃至三聲であるか等を、豫め知つておかねばならぬ。

参考のために告示による其の行事を示せば次の如くである。

開扉及閉扉

開扉 先ツ所役、御鑰ヲ捧持シテ、齋主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座。齋主之ヲ受ケテ昇殿シテ階下ニ候ス。進ミテ御鑰ヲ解キ、御鑰ヲ案上ニ便宜ノ所ニ設クニ置キ、再ビ進ミテ御鑰ヲ除キ、同案上ニ置キ、更ニ進ミテ御扉ヲ開ク。此間奏樂警蹕一同平伏。次ニ神前ニテ、再拜、拍手ニ、畢リテ側ニ候ス。警蹕所役ハ齋主ニ先ツ齋主神前ニ進ミテ階下ニ候ス。再拜、拍手ニ、次ニ御扉ヲ閉チ。此間奏樂警蹕一同平伏。御鑰ヲ捧持シテ下殿、復座。警蹕所役ハ齋主ニ先ツテ復座。次ニ御鑰ノ所役、齋主ノ座側ニ就キ、御鑰ヲ受ケテ復座。

○二人齋主奉仕ノ場合左ノ如シ

開扉 齋主御鑰ヲ捧持シテ起座スル時、副齋主共ニ起座シテ、齋主ハ神前ノ左側ヨリ、副齋主ハ右側ヨリ、並ビ進ミテ昇殿、先ツ齋主進ミテ御鑰ヲ解キ、御鑰ヲ案上ノ兩側ニ設クニ置キ、次ニ二人、左右ヨリ進ミテ御

鏡ヲ除キ、各之ヲ案上ニ置キ、再ビ進ミテ御扉ヲ開ク。次ニ齋主ハ、神前ニテ、再拜、拍手ニ主ハ平伏畢、リテ齋主ハ側ニ候シ、副齋主ハ拜殿（又ハ榎舎）ニ著ク。

閉扉 齋主ハ副齋主ノ進ミタル時、神前ニテ、再拜、拍手ニ主ハ平伏、次ニ二人、左右ヨリ御扉ヲ閉チ、御鏡ヲ鎖シ、齋主御鏡ヲ捧持シ、齋主副齋主共ニ下殿復座。

其ノ他ノ行事ハ總ベテ一人開閉扉ノ時ノ例ニ準ズ。

第十二節 神饌 供奠

此ノ項も行事そのものは供進使に關係はないが、前にも一言したやうに、意義の上における交渉關係は、神職と等しく……否、神職といふよりも神社自體と同じ關係におかれて居る。神饌料供進は取りも直さず神饌の供奠と意味を同じくするものである、神饌調理の便宜上、その代金を豫め神社に交付してはあるが、本來は供進使自ら調理し自ら供奠すべき程の意味を持つものである。よつて行事に直接關係がないとは云へ、此の始終には一段の恭敬がなければならぬ。

参考のために法規による關係事項を示せば次の如くである。

○省令第四號（抄）

一、定額ノ神饌及幣物ノ外其ノ地ノ産物等ヲ副ヘテ奉ルコトヲ得

○告示第七十六號

献 饌

先ツ後取實薦ヲ鋪キ、饌案ヲ設ケテ復座。次ニ陪膳進ミテ案前ニ候シ、手長、順次進ミテ正中ノ左右ニ斜メニ相對シテ分候ス。次ニ膳部所ニ候ス神饌ヲ手長ニ傳ヘ、手長、次第ニ之ヲ陪膳ニ傳フ。陪膳之ヲ案上ニ奠ス。此間畢リテ末席ヨリ順次復座。

祭場ノ都合ニ依リテハ、手長一方ニ並列シテ献撤シ、又ハ各自ニ捧持シテ献撤スルコトアルベシ

その他神饌に關する事は、すでに編を改めて解説してある。

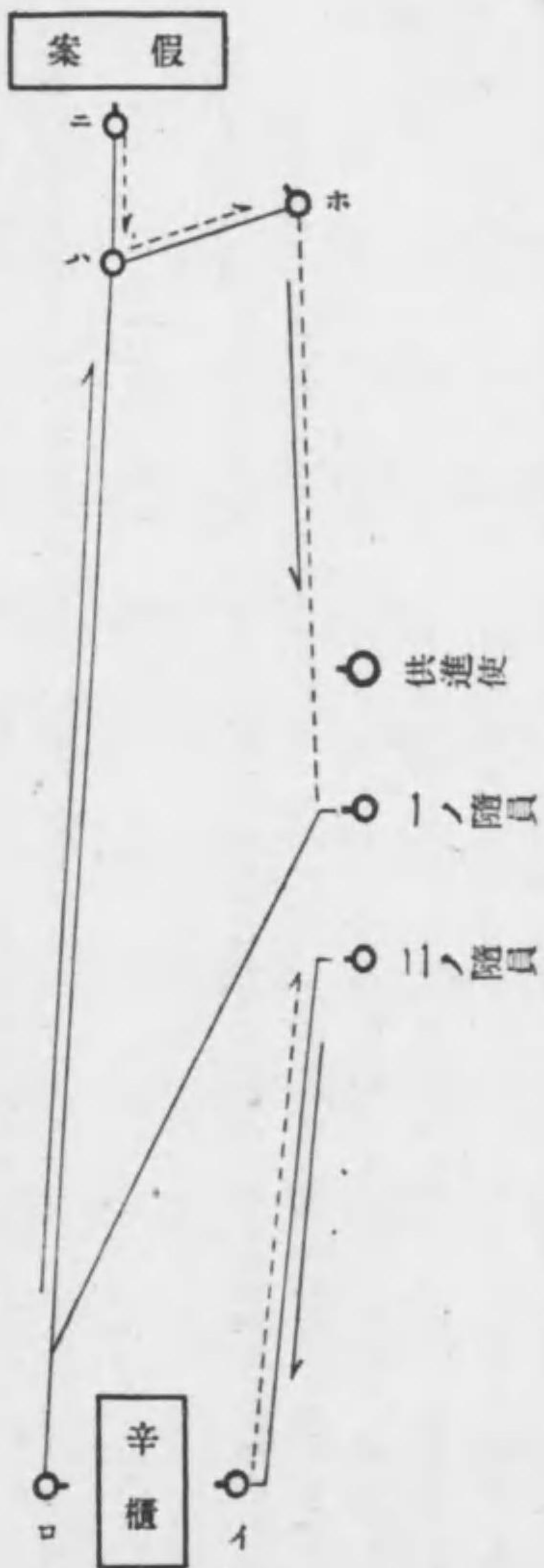
第十三節 齋主祝詞奏上

祭典は次第に高調して齋主の祝詞奏上ともなれば、祭場にある全員は謹慎の上にも謹慎が致されなければならぬ。即ち供進使、祭員を初めとして參列の諸員は、定め如く、座禮ならば平伏、立禮ならば幣折を行はねばならぬが、その心得は、祝詞奏上の位置が近くて、奏上の動作が見ゆる所では、展開した祝詞を額の前まで捧ぐる頃、平伏（或は幣折）を始める。もし其の位置が遠いか又は目の届かない場合は、祝詞の發聲を聞くと同時に、平伏或は幣折を初める。伏するときは同時に伏して、起揚するときは上座の者から順次に起揚するの作法とする。之れは供進使の祝詞奏上は素より、すべて祝詞奏上の場合に通じて行はれる作法である。

第十四節 御幣物奉献

かくて愈々祭典は其の頂點に入り、御幣物奉獻となれば、先づ随員の行事所作から初まる。

第一項 随員、御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ、假ニ案上ニ置ク（案ハ豫メ便宜ノ處ニ置ク）



〔随員の動作開始時機〕

齋主の祝詞奏上が終り、本座に復するのを俟つて、祭員中の幣案後取は、御幣物の本案及び假案を鋪設する。本案は云ふまでもなく正中の假案前であるが、併し随員の祇候座から見える位置でなければならぬ。云ひ換へれば随員の祇候座（後に出づ）は御幣物案の見える處に定められねばならぬ。故に假案は、其の斜め下の

供進使側に設けられるのが常である。案ハ豫メ便宜ノ處ニ置ク」とあるのは之れをいふ。後取が此の鋪設を終つて小揖する頃、随員の動作が開始される。

第一目 随員二名の場合

即ち先づ随員二名の場合をいへば、

〔一ノ随員の作法〕

二ノ随員は、幣案後取が案の鋪設を終つて小揖する頃、小揖して自座を起ち、下座即ち左足から、進む起座して一歩進み、進行の左折して辛櫃の前、右圖のイに至り、跪居、小揖、懐笏し、跪居のまゝ辛櫃の緒を解く。緒は上座の方から解いて側らに整頓しおき、一ノ随員が来ると、辛櫃の蓋の左右兩側を、拇指を上、四指を下にして持ち、手前の方の身と蓋とを、恰も蝶番の如く離さず、抱へるやうにして向ふ側を充分に開き、一ノ随員が御幣物を取り出すのを俟つて蓋を閉ち、下座の緒から取り上げて之れを結ぶ。終つて出笏、左足から退く起座し、逆行の右回轉の態で歸り、本座の前に止立、跪居、右足から座前着座して小揖する。

〔二ノ随員の作法〕

一ノ随員は、二ノ随員が緒を解き初むる頃、小揖、進む起座して一歩進み、進行の左折して辛櫃の正面前、右圖ロに至り、跪居、小揖、懐笏し、跪居のまゝ、二ノ随員は充分に開き俟つて御幣物を雲脚臺と共に取り出し、捧持して左足から退く起座、逆行の左回轉を半ばして向きを換へ、假案の前へに至り、跪居、膝進三歩、ニまで至り、跪居のまゝ先づ案上に置き、更に兩手を雲脚臺の底に當て、捧持の體を以て案の中央にすゝめお

き、又手（兩手を階下で重ねる）して膝退三步、再びへの位置にかへり、出笏、深揖、次で假案の下方、向つて右斜め下木の位置まで、膝進凡そ三步（祭場の廣狭により膝進の歩数は適宜、即ち祇候座ホは適宜による）にして、次で神前に斜向し、着座、正笏する。此の斜向の度合ひは、御幣物本案を最もよく仰ぎ見得るのを旨とする。此の座を隨員の祇候座といひ、一ノ隨員は、齋主の奉獻が終るまで此處で祇候して居る。やがて齋主が御幣物を奉獻して、拜の終る頃、小揖して向きを換へ、左足から進む起座して一歩進み出で、進行の左折で本座の前にかへり、止立、跪居、右足を起て、座前着座して小揖する。

注意 以上は座禮の場合であるが、立禮の場合でも其の姿勢の一部が違ふだけである。なほ、一ノ隨員は、二ノ隨員が辛櫃の蓋を開く時分に口に進んでゐて、二ノ隨員が開き終ると共に小揖して次の所作に移るやうにすれば、事の運びが恰好になるであらう。

第二目 隨員一名の場合

隨員一名の場合は、上述の二ノ隨員の所作よつて辛櫃の前に至り、辛櫃の緒を解き、一應整頓して側におき、蓋を持つて水平に開き、身の縁を摺るやうにして向側に遣り、蓋の手前の方の縁を、身の向ふ側の縁にかけて、立てかけるやうにして置き、雲脚臺を取り出し、一ノ隨員の所作のやうにして假案の上におき、祇候また一ノ隨員の如くする。

而して齋主が之れを奉獻して拜の終つた頃、小揖して起座し、再び辛櫃の前に至り、跪居、懐笏、蓋を閉じ、下座の緒から取り上げて結び、終つて出笏、右足から退く起座、逆行の左折、本座に復して小揖するので

ある。即ち辛櫃の蓋をする所作が別になるだけで、他は二人の場合の所作を、連続して一人で行ふのである。

〔雲脚臺の持ち方〕

雲脚臺そのもの解説は前に出て居るが、之れを持つには、兩手の拇指を、左右の縁の外側に、四指を仰向け、指間を揃へて中程に當て、體から凡そ七八寸離して目通りに捧げる。而して縁に綴目のある方が裏（三方と同じ）であるから、此の方を自分の方に向け、御神前には綴目の無い方、即ち表を向けて供する。御幣物を載せて捧持する事はいふ迄もあるまゝ。

〔諸員の作法〕

隨員が御幣物を捧持して假案に進むとき、祭場の諸員は、浅い平伏または疊折をする。時機は、御幣物が自分の前、凡そ三步の邊まで来たとき其の恭敬に入り、全く通過し終つた頃、徐々に復する。撤幣の場合もまた同じである。告示の平伏の條に「御幣物通過等の時に行ふ所作なり」とあるのが、此の場合を指したものである。伏するの順次、起揚するの順次である。

第二項 齋主の御幣物奉獻

此の項も供進使側には、行事所作に關する限り關係はないが、此の奉獻が此の佳き日の佳き使の意義の全部であるから、恭敬一段の篤きものがあらねばならぬ。試みに告示の其の條を示せば次の如くである。

御幣物撤撤

撤幣 先ツ後取、蓋蓋ヲ舗キ、幣案ヲ設ケテ復座、次ニ屬（隨員）御幣物ノマ、ヲ辛櫃ヨリ出シ、捧持シテ假

案所ニ設ク、ノ上ニ置キ、側ニ候ス。次ニ齋主、御幣物ヲ捧持シテ神前ノ案上ニ奉奠シ、再拜、拍手ニ、畢リテ本所ニ復ス。屬、拜殿(又ハ幄舎)ニ著ク。撤幣、其ノ儀、撤儀ニ同ジ

第十五節 祝詞奏上

第一項 祝詞の持ち方

祝詞の意義其の他については別編で解説してあるから重出を避けるが、其の奏上の所作に入るに當つては、先づ持ち方である。告示に
「祝詞ハ左手ニテ上部ヲ、右手ニテ下部ヲ執リ、左高ニ捧持ス。祝詞ハ折端ヲ内ニシテ懐クガ如クス。授クル時ハ總ベテ反對ニ持チ換フベシ」
とあるが如く、折り端を内側にして下に向け、左手で上部を、右手で下部を執り、左右の四指を外に、拇指を内に斜に並行せしめ、恰も懐くやうに、胸通りに、左高に捧持するのである。

第二項 祝詞ノ受授

第一目 隨員より供進使へ

先づ隨員から供進使への進め方をいふと、隨員は、右手を左手の内、に摺り上げるやうにして祝詞を持ち、左

〔隨員の進め方〕

手を放すと共に右手を仰向ける。此のとき祝詞の折端は上になつて先方に向く。次に少しく右高とし、左手を伏せて其の下端を持ち、供進使の差出した笏に載せて進む。

〔供進使の受け方〕

供進使の方は、笏を持つたまま、手首を自分の方に曲げて笏をかへすと裏が上になる。裏を上にしたまゝの頭を少しく左高に傾け、左手を出し、笏の上部を、拇指を上、四指を下にして支へると同時に、右手の手首をかへしつゝ、四指を上、拇指を下にして笏の下部を少しく上げ、差出された祝詞を笏(裏)に受ける。かくて左手の拇指と右手の四指とで、受け取つた祝詞を笏と共に挟んで持つと、祝詞は笏の裏に重なつて内側に向ふ。次で左手を主にして左膝の上に立て、正しく笏に持ち添へて判笏するのである。

第二目 供進使より隨員へ

〔供進使の授け方〕

令度は供進使から隨員への受授の仕方になると、供進使は、先づ、笏を持つたまま右手を左膝の上邊にすゝめながら、手首を外方にそらし、右手のすぐ上部を、左手に、四指を外に拇指を内にして持つと共に右手を放し、拇指を上、四指を下にして笏の上部を持つ。此の、右手を放したとき、左手で笏頭を右の方に倒すやうにする。そして差出して授ける。授け終ると右手を主にして左膝の上に立て、持ち直して判笏するのである。

〔隨員の受け方〕

隨員は、供進使の、笏に載せて差出した祝詞を、右手は下向け左手は仰向けて両手を出し、各々其の下部

を、笏と一しよに握る心持ちで之れを受取り、次で捧持の體に持ち直るのである。

受授上の注意 すべて受授には反對に持ち替へるのが第一の要點である。そして上位の人にすゝむるには其の上邊をあけ、上位の人の手が、上と中の部位にゆくやうにしてすゝめ、下位の人に附するには、受取る者の手が中と下とにゆくやうに、其の部位をあけて差出すのである。

第三項 祝詞奏上の仕方

第一目 祝詞の展卷

次で祝詞の展卷からいふと、告示に

「祝詞ヲ展ブルニハ、左手ニ卷ヲ持チ、右手ニ折端ヲ持チ、左側ニテ展ブ、之ヲ卷クモ亦左側ニ於テス」

とあるのが其の作法の基本である。

之れより先き、祝詞は懐中して居るはずであるから、先づ左手で帖紙を持ち、右手で祝詞を執り出し、左側に移行せしめ、左手の拇指を祝詞の折端の上に入れ、同じく左手の四指を祝詞の裏に當て、上部から凡そ三分の二の邊まで摺り下げて持ち、右手の拇指を折端の中段にかけ、其の一指を開いて持ち、左手で一折々々と順次に展べて全部を開き、開き終ると、右手を上、左手を下にし、祝詞を押し合せて深挿する。此のとき（深挿するが故に）手は目の下の邊になるが、長い祝詞であると兎もすれば摺り合せた末端が地（床の面）につく虞れがあるから注意を要する。

深挿が終つて起揚すると共に、押し合せて居る祝詞を左右に開きつゝ、字頭が額通りになるまで捧げ、次で

見易い位置に直してから徐ろに奏上するのである。但し字頭を目通り以下に下げるのは不可とされてゐる。

奏上が終ると、今度は左手を上、右手を下にして押し合せ、深挿、次で左側で、左手で、一折々々と巻き、終りの折り端一折を右手で折り合せ、一たん左手で祝詞を持ち、次に右手で取つて懐中し、二拍手して笏を把り、左膝の上に立て、右手で祝詞を取り出し、次に笏の裏に正しく持ち添へて再拜し、畢つて元のやうに復座するのである。

いさゝか前後するけれども之れを前段からいふと、告示に「再拜、祝詞ヲ懐中シ、笏ヲ置キテ、拍手ニ、祝詞ヲ取り出シ」とあるやうに、次第して再拜が終ると、笏をわらずに其のまま左膝の上に立て、左手を放して笏と祝詞との間に、上から食指を入れ、拇指と食指とで祝詞を挟み、中指以下の三指を笏の表にし、食指と共に笏を挟みつゝ摺り下げて持ち、右手を放して祝詞を持つて懐中し、次に置笏、二拍手の後、こゝで本文の初めの展卷の作法に移るのであるから、展卷と奏上とは一連の作法といふべきである。

第二目 奏上の仕方

祝詞は別編所述の如く祭祀の趣旨を表現する至重の意義を持つものである。祭祀中の至境である。神人が交感合一する高の最嚴儀であるから、身を以て神聖の堂奥に貫徹するの熱誠と虔敬とが無ければならぬ。作法は前記展卷の部と連係して説いたが、尚一般的に注意すべき要點を列記すれば次の如くである。

一、奏讀は、高からず低からず、速からず遅からず、また異様の發音なく、慎重壯嚴の口調を以て而も流暢に捧讀し、聞く人に嚴肅恭敬の念を起さしめるやう努めねばならぬ。

一、隨つて、殊更に抑揚をつけたり、又は假聲を用ふる等のことの無いやう、また全文の段落句讀は豫めよく校合しておいて、語句を明瞭に、字訓を誤らず、清濁を嚴守し、中音朗々として奏上しなければならぬ。

一、自分の職氏名は低音で奏上する。間近に平伏して居る人でも聞き取れぬ位の低音で奏上する。

一、總じて、第一に口を上り易く、即ち口調の運びを圓滑にすること、したがつて第二に、耳に入り易くなり、また隨つて第三に、心に染み易くならなければならぬ。

第四項 祝詞奏上の作法

かくして其の作法を、告示に

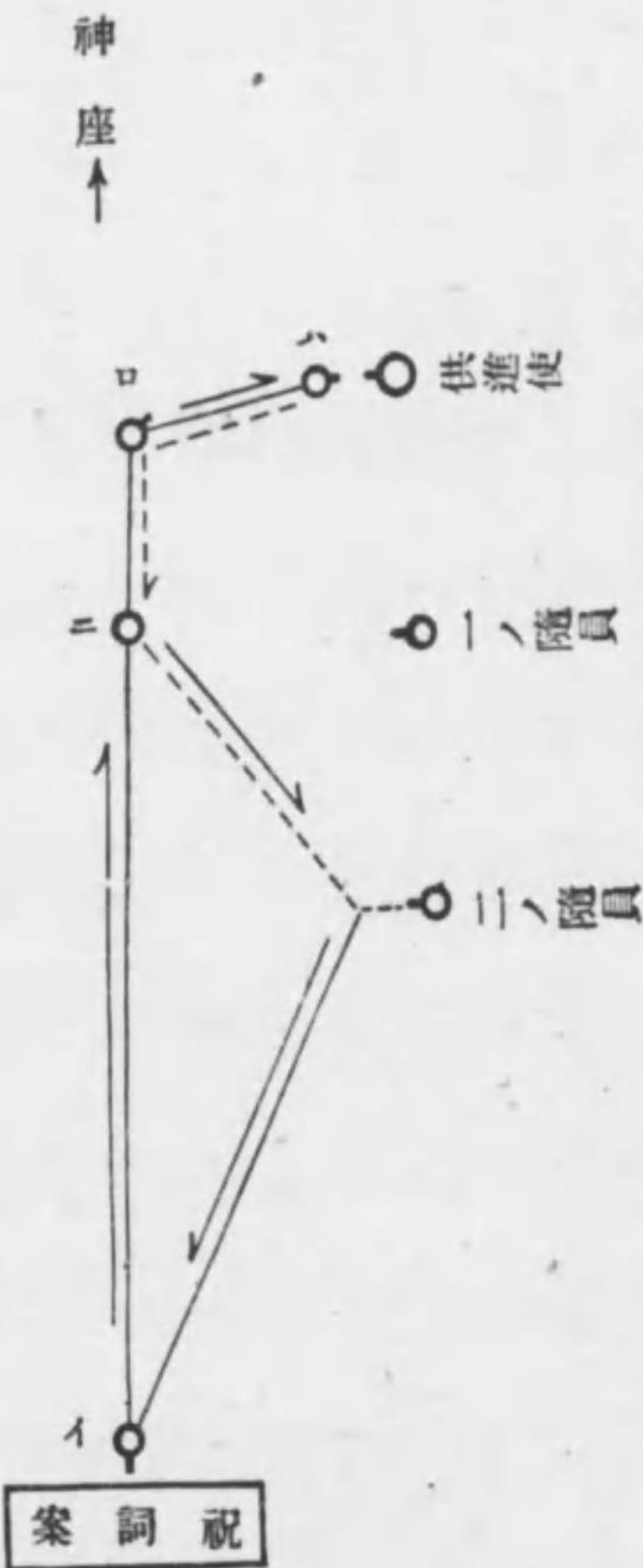
祝詞奏上

地方長官祝詞奏上 先づ後取、帙ヲ所定ノ座ニ鋪キテ復座。次ニ屬(隨員)祝詞ヲ捧持シ、長官ノ座側ニ就キテ之ヲ進ム。長官、受ケテ笏ニ持チ添フ。屬、復座。次ニ長官、祝詞座ニ著キ、再拜。祝詞ヲ懷中ニシ、笏ヲ置キテ、拍手ニ。祝詞ヲ取り出し、左側ニテ徐ニ開キ、之ヲ押シ合セテ一揖シ、目通ニ捧ゲテ奏上ス。此間一、畢リテ又押シ合セテ一揖シ、左側ニテ徐ニ卷キ納メ、懷中ニシテ、拍手ニ、笏ヲ把リ、祝詞ヲ持チ添ヘテ再拜、畢リテ復座。次ニ屬、長官ノ座側ニ就キ、祝詞ヲ受ケテ復座。次ニ後取、帙ヲ撤ス。

齋主祝詞奏上 其ノ儀、長官長官祝詞奏上ニ同シ。

と定めて居る。右にいふ地方長官の作法は即ちに幣帛供進使の作法であるが、之を説くには隨員の作法と併行しなければならぬので、其の兩様を要説する事にする。而して動作は隨員が先行する。

第一目 隨員の作法(其の一)

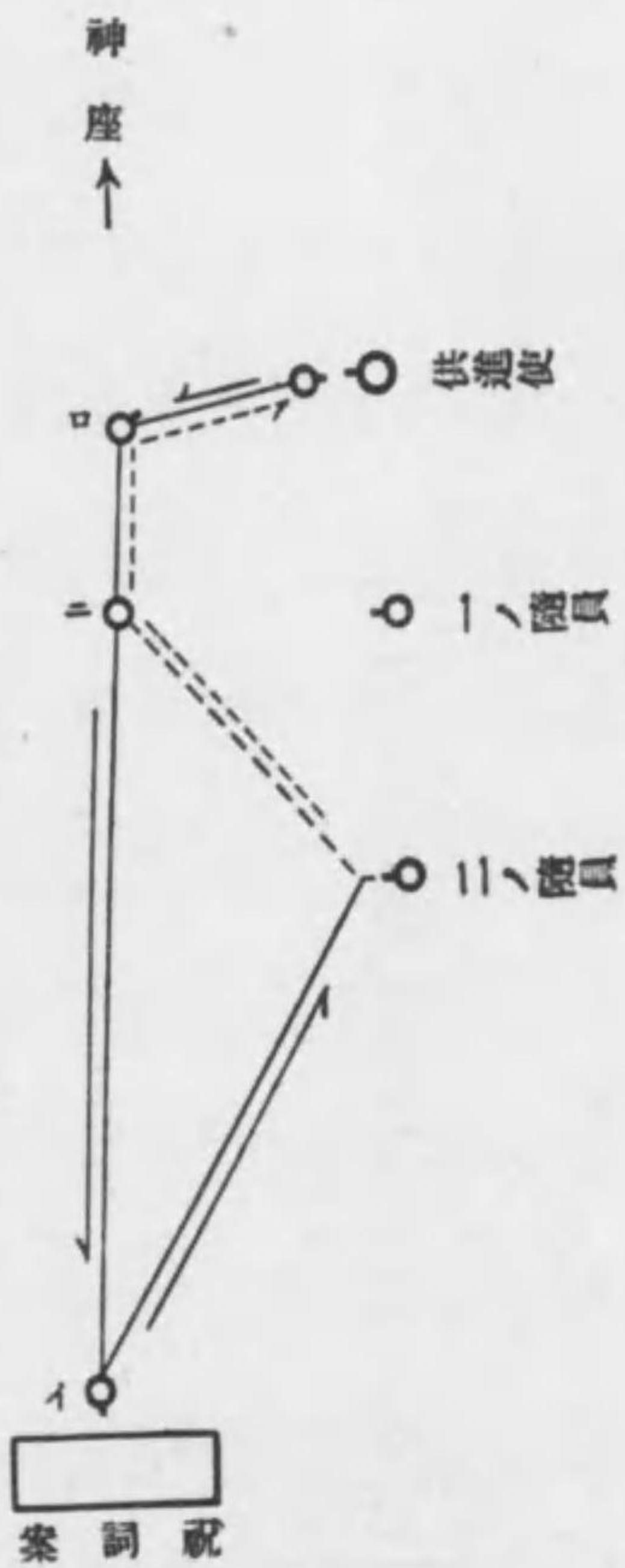


隨員は、祭員の一人なる後取が、祝詞座の帙を鋪設し終るのを見計らつて、小揖、左足から進む起座、右足から一步進み、進行の左折して祝詞案の前の(イ)に至り、跪居、懷笏して案上の祝詞を取り、左足から退く起座して逆行の右回轉をし、(ロ)に進む。(ロ)の位地は、供進使の下座前で凡そ三步の邊とし、こゝで供進使に斜に對して止立し、跪居、膝進三步にして(ハ)に至り、供進使の下座の膝即ち左足の膝が、自分の膝間に當る見當に對して着座し、祝詞を持ち替へて供進使にすめむる。次に又手して膝退三步、跪居のまゝ笏を出して小揖し、右足から退く起座となり、(ニ)の處まで逆行三步、逆行の右回轉を半ばして本座にかへるの

である。(前頁挿入圖参照)
右の膝退三步後、起座したまへでは供進使に斜向して居るので、鈍角に體を引いて神前に面し、そこで逆行に移るのである。

本座の前では、止立、跪居、右足を起して座前着座し、小揖する。すべて一ノ隨員、謝はりがない。

第二目 隨員の作法(其の二)



右の第一目は祝詞を供進使にすゝむる作法であり、これは受けて始末する作法である。

供進使の祝詞奏上が終つて自座に復せんとする頃を見計らひ、小揖して進む起座、左足から小さく二歩進み、進行の右折して(ロ)に至り、供進使に斜に對して、止立、跪居、小揖し、懐笏する。(ロ)の位置は、第一圖に同じである。こゝで又手の態となり、右膝から膝進三步して(ハ)に至り、其の一の如くに對して着座し、祝詞を受けるのである。

次に膝退三步、(ロ)の位地で右足から退く起座をし、其の一の如く(ニ)まで逆行三步、逆行の左回轉をして案前の(イ)に至り、跪居し、祝詞を案上に置き、笏を出し、左足から退く起座し、逆行の右回轉をして進み、本座の前で止立、跪居、右足を起して座前着座し、小揖して終るのである。

第三目 供進使の作法

供進使は、祝詞をすゝめた隨員の復座するのを見計らひ、小揖して左足から進む起座、右足から歩を進め、祝詞奏上座たる 帙の三四歩前の(イ)に至り、進行の右折して一寸歩り、緩歩して帙の前(ロ)に至り、止立、深揖して跪居、次で左膝から膝進三步にして帙の中央(ハ)に進み、着座して深揖する。

次で再拜、拵手二(二拜二拵手)して、前述の如き作法により祝詞を奏上する。終つて拵手二、再拜(之れを要するに、二拜、二拵手、祝詞奏上、二拵手、二拜)し、次に深揖し、次で帙から膝を離さぬやうに右膝から膝退三步して(ロ)に至り、帙の縁を踏まぬやうに右足から退く起座、こゝで再び深揖し、(イ)まで逆行三步、次で逆行の右回轉して本座の前に至り、止立、跪居、右膝を起して座前着座し、小揖、やがて來るべき隨員に祝詞を授けて終るのである。

